

資料 5－6

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA46H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(重大事故等対処設備)  
補足説明資料  
比較表

46条

令和5年6月  
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について																																																																																																																																					
<p>「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。</p>																																																																																																																																					
<p>【適合性一覧表の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。</li> <li>➢ 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。</li> <li>➢ 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料（比較表）では相違箇所の識別のみとする。</li> </ul>	<p>【関連資料の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。</li> <li>➢ 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。</li> <li>➢ よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。</li> </ul>																																																																																																																																				
<p>表-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>相違のある要求事項</th> <th>相違に対する考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>環境条件_環境影響</td> <td>配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>環境条件_海水通水</td> <td>外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>操作性</td> <td>操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>切り替え性</td> <td>本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>悪影響防止_系統設計</td> <td>系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分離化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>設置場所</td> <td>対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>容量等</td> <td>有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を貯える容量とする方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象</td> <td>設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>共通要因故障防止_サポート系</td> <td>対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし</td> </tr> </tbody> </table>	各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方	①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし	②	環境条件_海水通水	外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし	③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし	④	切り替え性	本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし	⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分離化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし	⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし	⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を貯える容量とする方針に相違なし	⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし	⑨	共通要因故障防止_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし	<p>表-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記号</th> <th rowspan="2">43条適合性確認項目</th> <th colspan="3">関連資料</th> <th rowspan="2">大飯との相違理由</th> </tr> <tr> <th>【大飯】</th> <th>【泊】</th> <th>【女川】(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>配置図</td> <td>配置図(保管場所図) 系統図 接続図</td> <td>配置図(保管場所図) 系統図 接続図</td> <td>泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>操作性</td> <td>配置図</td> <td>配置図 接続図</td> <td>接続図 配置図</td> <td>泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>試験・検査</td> <td>構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他</td> <td>試験・検査説明資料</td> <td>試験及び検査</td> <td>大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>切り替え性</td> <td>系統図 配置図</td> <td>系統図</td> <td>系統図</td> <td>大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はない、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>悪影響防止</td> <td>系統図 配置図</td> <td>配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料</td> <td>系統図 試験及び検査</td> <td>泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>設置場所</td> <td>配置図</td> <td>接続図 配置図</td> <td>接続図 配置図</td> <td>泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>容量(常設、可搬)</td> <td>容量設定根拠</td> <td>容量設定根拠</td> <td>容量設定根拠</td> <td>資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>共用の禁止</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—（単号炉申請であり共用設備なし）</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>共通要因故障防止(常設)</td> <td>配置図 系統図 設備概要</td> <td>配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料</td> <td>配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料</td> <td>記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>接続性</td> <td>系統図</td> <td>接続図</td> <td>接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>異なる複数の接続箇所</td> <td>配置図</td> <td>接続図</td> <td>接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>設置場所</td> <td>配置図</td> <td>接続図</td> <td>接続図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>保管場所</td> <td>配置図</td> <td>保管場所図</td> <td>保管場所図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>アクセスルート</td> <td>補足説明資料共通4</td> <td>アクセスルート</td> <td>アクセスルート図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>共通要因故障防止(可搬)</td> <td>配置図 系統図 設備概要</td> <td>配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図</td> <td>配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図</td> <td>記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし</td> </tr> </tbody> </table>		記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由	【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし	②	操作性	配置図	配置図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし	③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし	④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はない、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している	⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである	⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし	⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし	⑧	共用の禁止	—	—	—	—（単号炉申請であり共用設備なし）	⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし	⑩	接続性	系統図	接続図	接続図		⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図		⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図		⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図		⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図		⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】																																																																																																																																					
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方																																																																																																																																			
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし																																																																																																																																			
②	環境条件_海水通水	外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし																																																																																																																																			
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし																																																																																																																																			
④	切り替え性	本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし																																																																																																																																			
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分離化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし																																																																																																																																			
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし																																																																																																																																			
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を貯える容量とする方針に相違なし																																																																																																																																			
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし																																																																																																																																			
⑨	共通要因故障防止_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし																																																																																																																																			
記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由																																																																																																																																
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)																																																																																																																																	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																																
②	操作性	配置図	配置図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																																
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし																																																																																																																																
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はない、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している																																																																																																																																
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである																																																																																																																																
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																																
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし																																																																																																																																
⑧	共用の禁止	—	—	—	—（単号炉申請であり共用設備なし）																																																																																																																																
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし																																																																																																																																
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図																																																																																																																																	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図																																																																																																																																	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図																																																																																																																																	
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図																																																																																																																																	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図																																																																																																																																	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし																																																																																																																																

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
<b>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</b>		
<p>重大事故等対応設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、          補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、          重大事故等対応設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
<b>【共通（資料構成の変更）】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(変更前) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠</li> <li>(変更後) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図</li> </ul> </li> </ul>		
<p>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。          「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。</li> <li>・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。</li> </ul>		
<b>【配置図】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。              配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。</li> <li>・機能喪失を想定する設計基準事故対応設備に加え、重大事故等対応設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。</li> <li>・重大事故等対応設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。</li> <li>・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。              また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。</li> </ul>		
<b>【試験検査】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。</li> <li>・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、              泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、              試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。</li> </ul>		
<b>【系統図】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。              なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。</li> </ul>		
<b>【容量設定根拠】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。</li> <li>・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。</li> </ul>		
<b>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。</li> </ul>		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
46-1 SA 設備基準適合性 一覧表	4 6 - 1 SA 設備 基準適合性一覧表	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

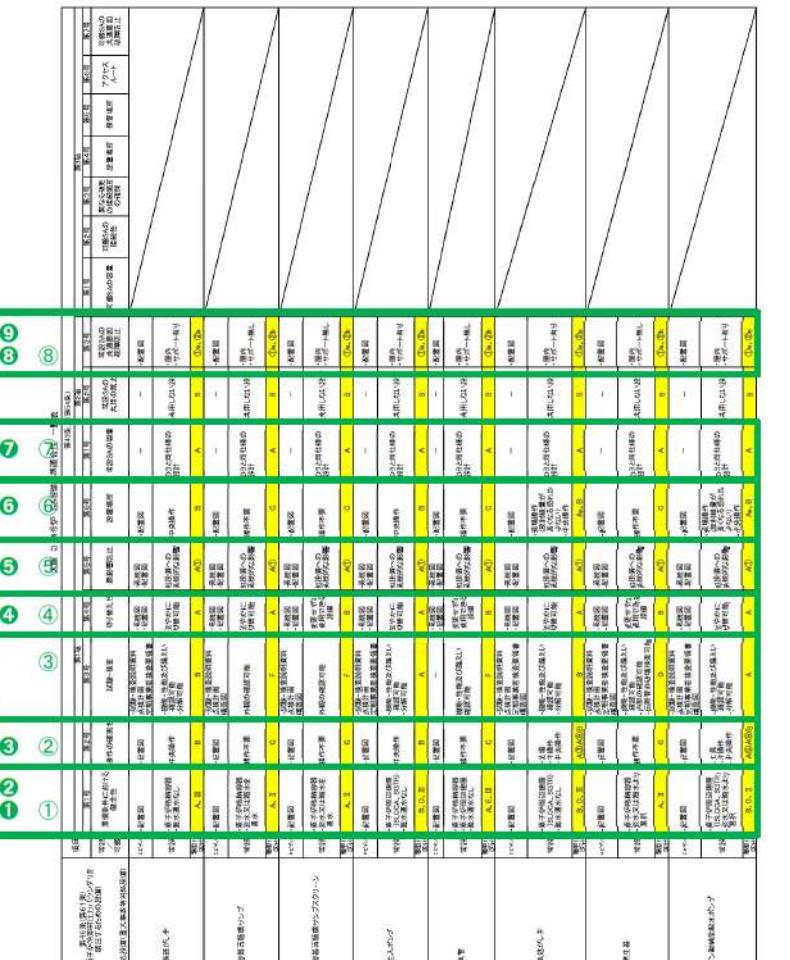
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
 <p>図表説明: 左側は、大飯発電所3号炉のG-4系統の構造図です。右側は、泊発電所3号炉のG-4系統の構造図です。両者の構成は大きく異なり、特にポンプの配置や冷却水の循環ルートが異なることが示されています。</p>	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・標準・要件</th> <th>適合性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉内保圧力パウンドガスを遮断するための装置</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td>切り替え性</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>常時給水の容量</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>サポート装置</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	規格・標準・要件	適合性	相違理由	原子炉内保圧力パウンドガスを遮断するための装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図	海水	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	電源	適合	-	操作性	適合	【補足説明資料】40-3 試験・検査説明資料	切り替え性	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	実施設計	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	対象外	適合	-	常時給水の容量	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	共用の禁止	適合	-	防護装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図	サポート装置	適合	-	
規格・標準・要件	適合性	相違理由																																				
原子炉内保圧力パウンドガスを遮断するための装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図																																				
海水	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
電源	適合	-																																				
操作性	適合	【補足説明資料】40-3 試験・検査説明資料																																				
切り替え性	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
実施設計	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
対象外	適合	-																																				
常時給水の容量	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
共用の禁止	適合	-																																				
防護装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図																																				
サポート装置	適合	-																																				
	<p>泊発電所3号炉</p> <p>SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・標準・要件</th> <th>適合性</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉内保圧力パウンドガスを遮断するための装置</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td>切り替え性</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>常時給水の容量</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防護装置</td> <td>適合</td> <td>【補足説明資料】40-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>サポート装置</td> <td>適合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	規格・標準・要件	適合性	相違理由	原子炉内保圧力パウンドガスを遮断するための装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図	海水	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	電源	適合	-	操作性	適合	【補足説明資料】40-3 試験・検査説明資料	切り替え性	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	実施設計	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	対象外	適合	-	常時給水の容量	適合	【補足説明資料】40-4 系統図	共用の禁止	適合	-	防護装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図	サポート装置	適合	-	
規格・標準・要件	適合性	相違理由																																				
原子炉内保圧力パウンドガスを遮断するための装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図																																				
海水	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
電源	適合	-																																				
操作性	適合	【補足説明資料】40-3 試験・検査説明資料																																				
切り替え性	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
実施設計	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
対象外	適合	-																																				
常時給水の容量	適合	【補足説明資料】40-4 系統図																																				
共用の禁止	適合	-																																				
防護装置	適合	【補足説明資料】40-2 配置図																																				
サポート装置	適合	-																																				

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

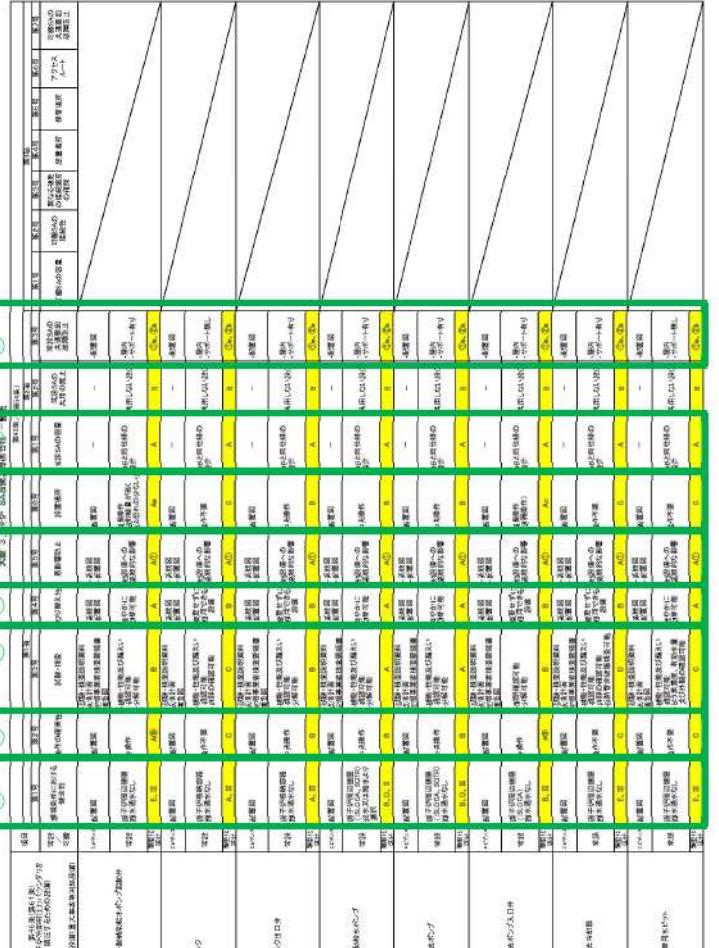
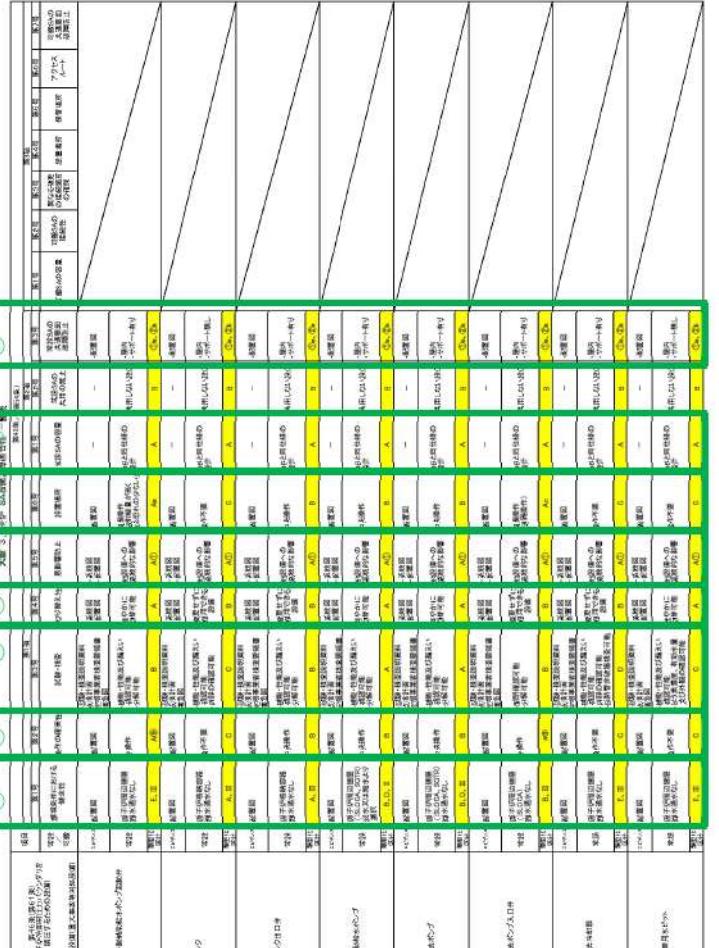
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																													
 <p style="text-align: center;">↑</p>		<b>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格、要件内基準設計力が シグナリ満足するための条件</th> <th colspan="2">合規基準冷却却器</th> <th rowspan="2">型別 化区分</th> <th rowspan="2">関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> <td>⑳</td> <td>㉑</td> <td>㉒</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>㉔</td> <td>㉕</td> <td>㉖</td> <td>㉗</td> <td>㉘</td> </tr> <tr> <td>㉙</td> <td>㉚</td> <td>㉛</td> <td>㉜</td> <td>㉝</td> <td>㉞</td> </tr> <tr> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> </tr> </tbody> </table>		規格、要件内基準設計力が シグナリ満足するための条件		合規基準冷却却器		型別 化区分	関連資料	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟
規格、要件内基準設計力が シグナリ満足するための条件		合規基準冷却却器		型別 化区分	関連資料																																												
①	②	③	④																																														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																												
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																																												
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒																																												
㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘																																												
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞																																												
㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟																																												
 <p style="text-align: center;">↑</p>		<b>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格、要件内基準設計力が シグナリ満足するための条件</th> <th colspan="2">合規基準冷却却器</th> <th rowspan="2">型別 化区分</th> <th rowspan="2">関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>⑱</td> <td>⑲</td> <td>⑳</td> <td>㉑</td> <td>㉒</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>㉔</td> <td>㉕</td> <td>㉖</td> <td>㉗</td> <td>㉘</td> </tr> <tr> <td>㉙</td> <td>㉚</td> <td>㉛</td> <td>㉜</td> <td>㉝</td> <td>㉞</td> </tr> <tr> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> </tr> </tbody> </table>		規格、要件内基準設計力が シグナリ満足するための条件		合規基準冷却却器		型別 化区分	関連資料	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟
規格、要件内基準設計力が シグナリ満足するための条件		合規基準冷却却器		型別 化区分	関連資料																																												
①	②	③	④																																														
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩																																												
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯																																												
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒																																												
㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘																																												
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞																																												
㉟	㉟	㉟	㉟	㉟	㉟																																												

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																	
		<p><b>泊発電所3号炉 S A設備基準適合性 一覧表(常設)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格、要件内未算正力パラ シタリを適用するための条件</th> <th>格納容器再循環サンプ</th> <th>型別 化区分</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>環境温度、湿度、 圧力、屋外の天候、 荷重</td> <td>① 原子炉格納容器 (有效地構造を保護する)</td> <td>A</td> <td>【補足説明資料】48-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>第二項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>海水</td> <td>② 海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)</td> <td>II</td> <td>【補足説明資料】48-4 統合図</td> </tr> <tr> <td>第三項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>電気設 他設備からの影響</td> <td>③ 対象外 (操作不要)</td> <td>②</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第四項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>操作性</td> <td>④ その他の (外観の確認が可能)</td> <td>N</td> <td>【補足説明資料】48-3 試験・検査 説明資料</td> </tr> <tr> <td>第五項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>耐震性</td> <td>⑤ 【次第P&amp;S】 施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (施設と同一系統構成で使用)</td> <td>B b</td> <td>【補足説明資料】48-4 統合図</td> </tr> <tr> <td>第六項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>耐震設計</td> <td>⑥ 地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない 対象外</td> <td>A d</td> <td>【補足説明資料】48-4 統合図</td> </tr> <tr> <td>第七項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>耐震設計</td> <td>⑦ 対象外 (容積等として設定すべき項目ではない)</td> <td>⑥</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第八項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>耐震設計</td> <td>⑧ 【次第のP&amp;S】 防止設備・共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/G充満による炉心冷却と多様性) (S/G充満による炉心冷却と異なる水漏) (補助給水ピットと位置的分散)</td> <td>A a</td> <td>【補足説明資料】48-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>第九項 規格・要件 に該する 属性</td> <td>サポート装置</td> <td>⑨ 対象外(サポート系なし)</td> <td>⑨</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		規格、要件内未算正力パラ シタリを適用するための条件		格納容器再循環サンプ	型別 化区分	関連資料	第一項 規格・要件 に該する 属性	環境温度、湿度、 圧力、屋外の天候、 荷重	① 原子炉格納容器 (有效地構造を保護する)	A	【補足説明資料】48-2 配置図	第二項 規格・要件 に該する 属性	海水	② 海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	【補足説明資料】48-4 統合図	第三項 規格・要件 に該する 属性	電気設 他設備からの影響	③ 対象外 (操作不要)	②	-	第四項 規格・要件 に該する 属性	操作性	④ その他の (外観の確認が可能)	N	【補足説明資料】48-3 試験・検査 説明資料	第五項 規格・要件 に該する 属性	耐震性	⑤ 【次第P&S】 施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (施設と同一系統構成で使用)	B b	【補足説明資料】48-4 統合図	第六項 規格・要件 に該する 属性	耐震設計	⑥ 地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない 対象外	A d	【補足説明資料】48-4 統合図	第七項 規格・要件 に該する 属性	耐震設計	⑦ 対象外 (容積等として設定すべき項目ではない)	⑥	-	第八項 規格・要件 に該する 属性	耐震設計	⑧ 【次第のP&S】 防止設備・共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/G充満による炉心冷却と多様性) (S/G充満による炉心冷却と異なる水漏) (補助給水ピットと位置的分散)	A a	【補足説明資料】48-2 配置図	第九項 規格・要件 に該する 属性	サポート装置	⑨ 対象外(サポート系なし)	⑨	-
規格、要件内未算正力パラ シタリを適用するための条件		格納容器再循環サンプ	型別 化区分	関連資料																																																	
第一項 規格・要件 に該する 属性	環境温度、湿度、 圧力、屋外の天候、 荷重	① 原子炉格納容器 (有效地構造を保護する)	A	【補足説明資料】48-2 配置図																																																	
第二項 規格・要件 に該する 属性	海水	② 海水又は淡水 (海水注水を行った場合の影響を考慮)	II	【補足説明資料】48-4 統合図																																																	
第三項 規格・要件 に該する 属性	電気設 他設備からの影響	③ 対象外 (操作不要)	②	-																																																	
第四項 規格・要件 に該する 属性	操作性	④ その他の (外観の確認が可能)	N	【補足説明資料】48-3 試験・検査 説明資料																																																	
第五項 規格・要件 に該する 属性	耐震性	⑤ 【次第P&S】 施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (施設と同一系統構成で使用)	B b	【補足説明資料】48-4 統合図																																																	
第六項 規格・要件 に該する 属性	耐震設計	⑥ 地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない 対象外	A d	【補足説明資料】48-4 統合図																																																	
第七項 規格・要件 に該する 属性	耐震設計	⑦ 対象外 (容積等として設定すべき項目ではない)	⑥	-																																																	
第八項 規格・要件 に該する 属性	耐震設計	⑧ 【次第のP&S】 防止設備・共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/G充満による炉心冷却と多様性) (S/G充満による炉心冷却と異なる水漏) (補助給水ピットと位置的分散)	A a	【補足説明資料】48-2 配置図																																																	
第九項 規格・要件 に該する 属性	サポート装置	⑨ 対象外(サポート系なし)	⑨	-																																																	
<p>46-1-1</p>		<p>46-1-6</p>																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

46-1-2

第6回路 原子炉内封管圧力パウンドアリを減らすための設備		電動潜航排水ポンプ	関連資料
操作温度・温度 圧力・圧力の実験 装置／異常の実験 装置	①	C/V以外の屋内-1S 100AM時及びSGTE時に使用 (原子炉建屋)	①【補足説明資料】48-2 配置図
質量 (有効に機械を發揮する) 海水 (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり)) 電源 (機械が稼働しない) 地盤側からの影響 (周辺機器等による機能を失うおそれがない)	②	-	②【補足説明資料】48-4 系統図
操作性 【S/G2次側による冷却】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	③	B	-
ポンプ (機械・性能及び漏水の確認が可能) (分解が可能)	④	A	③【補足説明資料】48-3 試験・検査 説明資料
切り替え性 【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で停用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	⑤	B b	④【補足説明資料】48-4 系統図
実験設計 耐震設計 その他の実験 地震・温水・火災・外部からの衝撃の影響を及ぼさない 対象外	⑥	A d	⑤【補足説明資料】48-4 系統図
設営場所 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	⑦	B	⑥【補足説明資料】48-4 系統図
常設時の容量 共用の禁止 (共用しない)	⑧	A	⑦【補足説明資料】48-4 系統図
止水装置 遮断条件 (遮断条件：自然吸込 海水、火災)	⑨	B a	⑧【補足説明資料】48-2 配置図
サポート装置		C	⑨【補足説明資料】48-8 単線結線図

46-1-11

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

46-1-1

泊発電所3号炉 S.A設備基準適合性 一覧表(常設)

第6条 原子炉内封壁圧力パウンドリを遮断するための設備		ターピン油補助給水ポンプ	関連資料
種類	構造・機能	① C/V以外の屋内-18.100kW時及びSGTE時に使用 (原子炉建屋)	① [補足説明資料]48-2 配置図
種類	構造・機能	② 海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり) ③ 水密度 (機器が漏れられない) ④ 地盤からの影響 (周辺岩盤からの漏水漏により機器を失うおそれがない) ⑤ 保守操作 (保守・点検・検査等のための取扱い)	② [補足説明資料]48-4 系統図
種類	操作性	⑥ A工具確保:専用の油圧機により潤滑油供給、専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作 (会操作:車両の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作)	⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
種類	操作性	⑦ 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤の操作が可能)	⑦ [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
種類	操作性	⑧ ポンプ (機器・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	⑧ [補足説明資料]48-4 系統図
種類	切り替え性	⑨ 【S/G2次側による冷却】 防護設と同じ用途で停用又は切替せず使用 (防護設と同じ系統構成で使用)	⑨ [補足説明資料]48-4 系統図
種類	設計	⑩ 【S/G2次側による冷却】 IB上同系統構成 (設計基準対象施設として使用場合と同じ系統構成) 【T/A-I AFPの機能回復】 (蒸気加減弁及び駆動蒸気入口弁の操作等により、設計基準事故対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	⑩ [補足説明資料]48-4 系統図
種類	設計	⑪ 地震・温水・火災・外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
種類	対象外	⑫ 対象外	-
種類	設計	⑬ 操作は設置場所で可能 中央制御室操作 (操作が可能)	⑬ [補足説明資料]48-2 配置図
種類	容量	⑭ 【S/G2次側による冷却】 IB設置の容量が一分 (IB設置と同仕様で設計)	⑭ [補足説明資料]48-4 系統図
種類	共用の禁止	⑮ (共用しない)	-
種類	防護	⑯ 【S/G2次側による冷却】 防護設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加压器設がし弁を使用した次冷却系統の圧縮に多様性) (加压器設がし弁と位置的分散)	⑯ [補足説明資料]48-2 配置図
種類	防護	⑰ 【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-
種類	サポート系装置	⑱ 対象(サポート系あり) 別の手段 (蒸気加減弁は手動で操作できる設計とし、駆送油は手動で潤滑油給油できる)	⑱ [補足説明資料]48-2 配置図

46-1-12

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格・基準</th> <th>実施状況</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑨ ⑧</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑦ ⑦</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑥ ⑥</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>⑤ ⑤</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>④ ④</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>③ ③</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>② ②</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>① ①</td><td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	項目	規格・基準	実施状況	相違理由	⑨ ⑧	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	⑦ ⑦	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	⑥ ⑥	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	⑤ ⑤	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	④ ④	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	③ ③	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	② ②	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○	① ①	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○									
項目	規格・基準	実施状況	相違理由																																											
⑨ ⑧	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
⑦ ⑦	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
⑥ ⑥	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
⑤ ⑤	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
④ ④	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
③ ③	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
② ②	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
① ①	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	○	○																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格・基準</th> <th>実施状況</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>C/V以外の屋内-LS LOC時及びSGTR時に使用 (原子炉建屋) (有効に機能を發揮する)</td><td>○</td><td>B a B c [補足説明資料]46-2 配置図</td></tr> <tr> <td>②</td><td>海水又は淡水 (海水を通過する可能性あり) (機能が損なわない) (周辺後壁等からの風刺傷により機能を失うおそれがない)</td><td>○</td><td>II [補足説明資料]46-4 系統図</td></tr> <tr> <td>③</td><td>対象外 (操作不要)</td><td>○</td><td>② -</td></tr> <tr> <td>④</td><td>ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)</td><td>○</td><td>③ [補足説明資料]46-3 試験・検査 説明資料</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>【S/C2次側による冷却】 DB施設と同一用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)</td><td>○</td><td>B b [補足説明資料]46-4 系統図</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>対象外 (操作不要)</td><td>○</td><td>⑥ -</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>【S/C2次側による冷却】 DB施設の容量等を統一 (補給までの間、水源を確保できる十分な容量で設計)</td><td>○</td><td>B [補足説明資料]46-5 容量設定基 準</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>(共用しない)</td><td>○</td><td>⑧ -</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>【S/C2次側による冷却】 防止設備・共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (加压器逃がし弁を使用した1次冷却系の減圧に多様性) (加压器逃がし弁と位置の分散)</td><td>○</td><td>A a [補足説明資料]46-2 配置図</td></tr> <tr> <td></td><td>対象外(サポート系なし)</td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	規格・基準	実施状況	相違理由	①	C/V以外の屋内-LS LOC時及びSGTR時に使用 (原子炉建屋) (有効に機能を發揮する)	○	B a B c [補足説明資料]46-2 配置図	②	海水又は淡水 (海水を通過する可能性あり) (機能が損なわない) (周辺後壁等からの風刺傷により機能を失うおそれがない)	○	II [補足説明資料]46-4 系統図	③	対象外 (操作不要)	○	② -	④	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	○	③ [補足説明資料]46-3 試験・検査 説明資料	⑤	【S/C2次側による冷却】 DB施設と同一用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	○	B b [補足説明資料]46-4 系統図	⑥	対象外 (操作不要)	○	⑥ -	⑦	【S/C2次側による冷却】 DB施設の容量等を統一 (補給までの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	○	B [補足説明資料]46-5 容量設定基 準	⑧	(共用しない)	○	⑧ -	⑨	【S/C2次側による冷却】 防止設備・共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (加压器逃がし弁を使用した1次冷却系の減圧に多様性) (加压器逃がし弁と位置の分散)	○	A a [補足説明資料]46-2 配置図		対象外(サポート系なし)	○		
項目	規格・基準	実施状況	相違理由																																											
①	C/V以外の屋内-LS LOC時及びSGTR時に使用 (原子炉建屋) (有効に機能を發揮する)	○	B a B c [補足説明資料]46-2 配置図																																											
②	海水又は淡水 (海水を通過する可能性あり) (機能が損なわない) (周辺後壁等からの風刺傷により機能を失うおそれがない)	○	II [補足説明資料]46-4 系統図																																											
③	対象外 (操作不要)	○	② -																																											
④	ピット (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (有効水量の確認が可能)	○	③ [補足説明資料]46-3 試験・検査 説明資料																																											
⑤	【S/C2次側による冷却】 DB施設と同一用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	○	B b [補足説明資料]46-4 系統図																																											
⑥	対象外 (操作不要)	○	⑥ -																																											
⑦	【S/C2次側による冷却】 DB施設の容量等を統一 (補給までの間、水源を確保できる十分な容量で設計)	○	B [補足説明資料]46-5 容量設定基 準																																											
⑧	(共用しない)	○	⑧ -																																											
⑨	【S/C2次側による冷却】 防止設備・共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (加压器逃がし弁を使用した1次冷却系の減圧に多様性) (加压器逃がし弁と位置の分散)	○	A a [補足説明資料]46-2 配置図																																											
	対象外(サポート系なし)	○																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

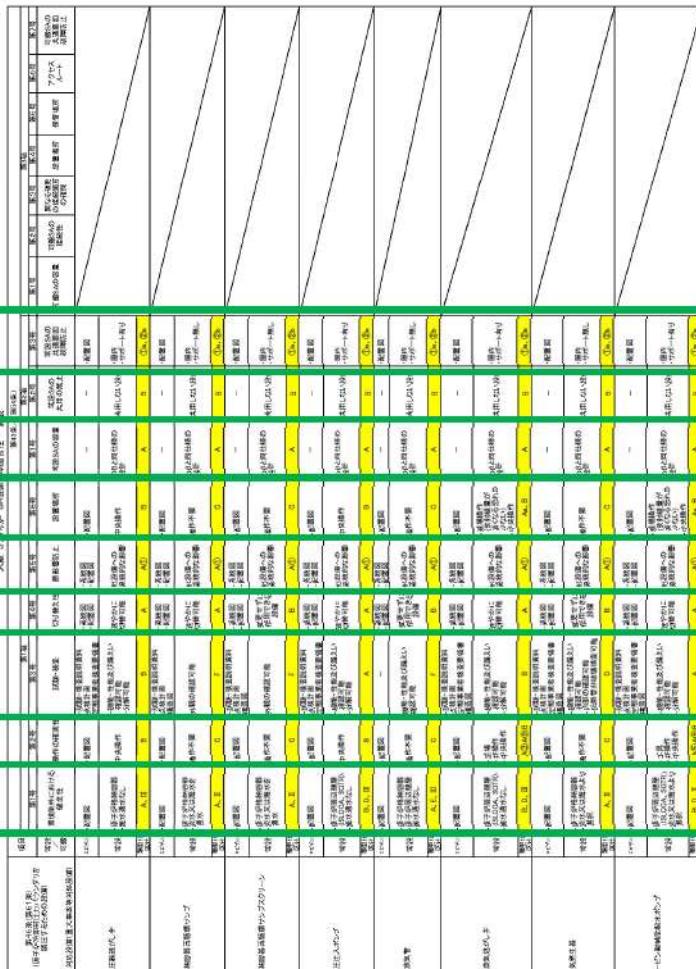
#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																									
		<p align="center"><b>泊発電所3号炉 S.A設備基準適合性 一覧表(常設)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準適合性</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回路 原子炉内封管圧力パウンドリを遮断するための装置</td> <td>蒸気発生器</td> <td>A [補足説明資料]48-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>① 海水</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② 電源供給</td> <td>(有効に機能を發揮する) (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ 地震荷重からの影響</td> <td>(機能が損なわれない) (周辺機器等からの遮蔽により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④ 操作性</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>⑤ 試験・検査・系統構成</td> <td>熱交換器 (機能、性能及び漏洩の確認が可能) (内部の露点が可能・サンホール設置) (蒸気導管設置が可能)</td> <td>D [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td>⑥ 切り替え性</td> <td>【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で停用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)</td> <td>B b [補足説明資料]48-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>⑦ 安全設計</td> <td>【S/G2次側による冷却】 DBと同仕様構成 (設計基準対策として使用する場合と同じ系統構成)</td> <td>A d [補足説明資料]48-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>⑧ 施工検査</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>⑨ 常設時の容量</td> <td>【S/G2次側による冷却】 DB設置の必要性が十分 (DB設置と同仕様で設計)</td> <td>A [補足説明資料]48-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>⑩ 共用の禁止</td> <td>(共用しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪ 上部構造部材</td> <td>【S/G2次側による冷却】 防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (加压器逃がし弁を使用した次冷却系統の保証に多様性) (加压器逃がし弁と位置的分散)</td> <td>B a [補足説明資料]48-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>⑫ サポート装置</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準適合性	関連資料	第1回路 原子炉内封管圧力パウンドリを遮断するための装置	蒸気発生器	A [補足説明資料]48-2 配置図	① 海水	原子炉格納容器	-	② 電源供給	(有効に機能を發揮する) (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))	-	③ 地震荷重からの影響	(機能が損なわれない) (周辺機器等からの遮蔽により機能を失うおそれがない)	-	④ 操作性	対象外 (操作不要)	②	⑤ 試験・検査・系統構成	熱交換器 (機能、性能及び漏洩の確認が可能) (内部の露点が可能・サンホール設置) (蒸気導管設置が可能)	D [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料	⑥ 切り替え性	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で停用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b [補足説明資料]48-4 系統図	⑦ 安全設計	【S/G2次側による冷却】 DBと同仕様構成 (設計基準対策として使用する場合と同じ系統構成)	A d [補足説明資料]48-4 系統図	⑧ 施工検査	対象外 (操作不要)	⑥	⑨ 常設時の容量	【S/G2次側による冷却】 DB設置の必要性が十分 (DB設置と同仕様で設計)	A [補足説明資料]48-2 配置図	⑩ 共用の禁止	(共用しない)	-	⑪ 上部構造部材	【S/G2次側による冷却】 防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (加压器逃がし弁を使用した次冷却系統の保証に多様性) (加压器逃がし弁と位置的分散)	B a [補足説明資料]48-2 配置図	⑫ サポート装置	対象外(サポートなし)	-
項目	基準適合性	関連資料																																											
第1回路 原子炉内封管圧力パウンドリを遮断するための装置	蒸気発生器	A [補足説明資料]48-2 配置図																																											
① 海水	原子炉格納容器	-																																											
② 電源供給	(有効に機能を發揮する) (海水又は淡水 (海水を通水する可能性あり))	-																																											
③ 地震荷重からの影響	(機能が損なわれない) (周辺機器等からの遮蔽により機能を失うおそれがない)	-																																											
④ 操作性	対象外 (操作不要)	②																																											
⑤ 試験・検査・系統構成	熱交換器 (機能、性能及び漏洩の確認が可能) (内部の露点が可能・サンホール設置) (蒸気導管設置が可能)	D [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料																																											
⑥ 切り替え性	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で停用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b [補足説明資料]48-4 系統図																																											
⑦ 安全設計	【S/G2次側による冷却】 DBと同仕様構成 (設計基準対策として使用する場合と同じ系統構成)	A d [補足説明資料]48-4 系統図																																											
⑧ 施工検査	対象外 (操作不要)	⑥																																											
⑨ 常設時の容量	【S/G2次側による冷却】 DB設置の必要性が十分 (DB設置と同仕様で設計)	A [補足説明資料]48-2 配置図																																											
⑩ 共用の禁止	(共用しない)	-																																											
⑪ 上部構造部材	【S/G2次側による冷却】 防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (加压器逃がし弁を使用した次冷却系統の保証に多様性) (加压器逃がし弁と位置的分散)	B a [補足説明資料]48-2 配置図																																											
⑫ サポート装置	対象外(サポートなし)	-																																											
		<p align="center"><b>泊発電所3号炉</b></p>																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																					
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項</th> </tr> <tr> <th>第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種 第七種 第八種 第九種</th> <th>第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種 第七種 第八種 第九種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気管</td><td>①</td><td>原子炉起動器 C/V以外の屋内-15, LOCA時及びSGTR時に使用 （有効に機能を發揮する）</td><td>A B C D E F G H I</td><td>① [補足説明資料]48-2 配置図</td></tr> <tr> <td>海水</td><td>②</td><td>対象外（海水を通過しない）</td><td>-</td><td>② [補足説明資料]48-4 系統図</td></tr> <tr> <td>電磁流</td><td></td><td>（機械が操作なれない）</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>他設備からの影響</td><td></td><td>（周辺設備等からの悪影響により機能を失うおそれがない）</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>操作性</td><td>③</td><td>対象外 (操作不要)</td><td>-</td><td>③ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料</td></tr> <tr> <td>切り替え性</td><td>④</td><td>【S/C次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用すれば切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)</td><td>B D F H</td><td>④ [補足説明資料]48-4 系統図</td></tr> <tr> <td>耐震設計</td><td>⑤</td><td>【S/C次側による冷却】 DBと同一系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)</td><td>A B D F H</td><td>⑤ [補足説明資料]48-4 系統図</td></tr> <tr> <td>地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない</td><td></td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>対象外</td><td></td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>常温給水の容量</td><td>⑦</td><td>対象外（流路）</td><td>-</td><td>⑦ -</td></tr> <tr> <td>共用の禁止</td><td></td><td>（共用しない）</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>防護装置の開閉操作</td><td>⑧</td><td>【S/C次側による冷却】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし</td><td>-</td><td>⑧ -</td></tr> <tr> <td>サポート装置回</td><td>⑨</td><td>対象外(サポート系なし)</td><td>-</td><td></td></tr> </tbody> </table>	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項		第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種 第七種 第八種 第九種	第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種 第七種 第八種 第九種	主蒸気管	①	原子炉起動器 C/V以外の屋内-15, LOCA時及びSGTR時に使用 （有効に機能を發揮する）	A B C D E F G H I	① [補足説明資料]48-2 配置図	海水	②	対象外（海水を通過しない）	-	② [補足説明資料]48-4 系統図	電磁流		（機械が操作なれない）	-		他設備からの影響		（周辺設備等からの悪影響により機能を失うおそれがない）	-		操作性	③	対象外 (操作不要)	-	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料	切り替え性	④	【S/C次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用すれば切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B D F H	④ [補足説明資料]48-4 系統図	耐震設計	⑤	【S/C次側による冷却】 DBと同一系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A B D F H	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない		-	-		対象外		-	-		常温給水の容量	⑦	対象外（流路）	-	⑦ -	共用の禁止		（共用しない）	-		防護装置の開閉操作	⑧	【S/C次側による冷却】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし	-	⑧ -	サポート装置回	⑨	対象外(サポート系なし)	-		
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項																																																																							
第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種 第七種 第八種 第九種	第一種 第二種 第三種 第四種 第五種 第六種 第七種 第八種 第九種																																																																						
主蒸気管	①	原子炉起動器 C/V以外の屋内-15, LOCA時及びSGTR時に使用 （有効に機能を發揮する）	A B C D E F G H I	① [補足説明資料]48-2 配置図																																																																			
海水	②	対象外（海水を通過しない）	-	② [補足説明資料]48-4 系統図																																																																			
電磁流		（機械が操作なれない）	-																																																																				
他設備からの影響		（周辺設備等からの悪影響により機能を失うおそれがない）	-																																																																				
操作性	③	対象外 (操作不要)	-	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料																																																																			
切り替え性	④	【S/C次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用すれば切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B D F H	④ [補足説明資料]48-4 系統図																																																																			
耐震設計	⑤	【S/C次側による冷却】 DBと同一系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A B D F H	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図																																																																			
地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない		-	-																																																																				
対象外		-	-																																																																				
常温給水の容量	⑦	対象外（流路）	-	⑦ -																																																																			
共用の禁止		（共用しない）	-																																																																				
防護装置の開閉操作	⑧	【S/C次側による冷却】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし	-	⑧ -																																																																			
サポート装置回	⑨	対象外(サポート系なし)	-																																																																				

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

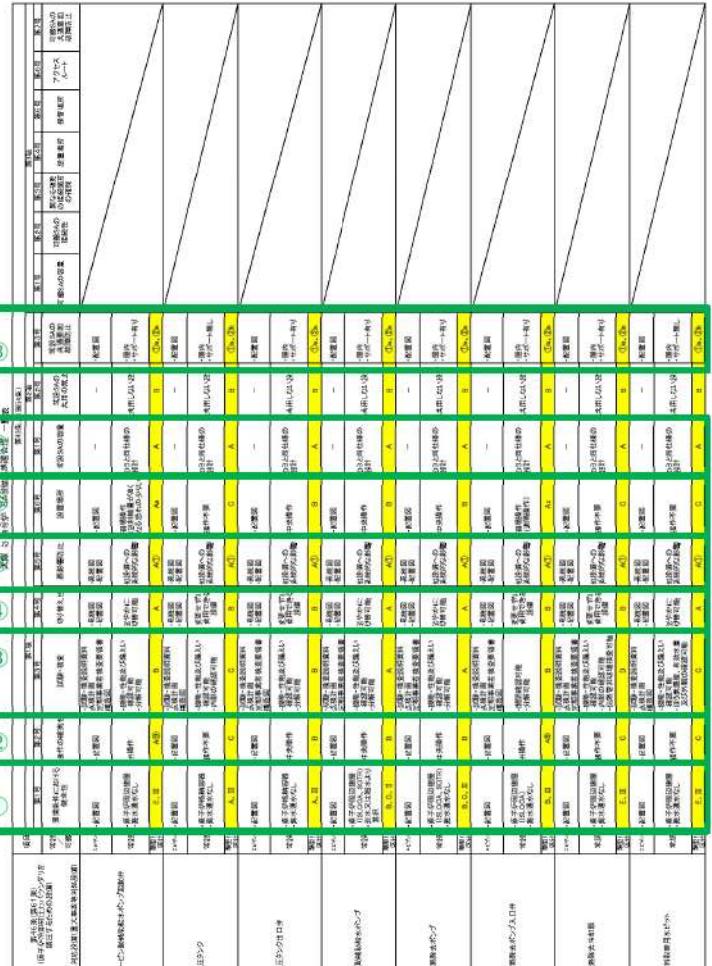
#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
<p style="text-align: center;">(46-1-2)</p>		<p style="text-align: center;">(46-1-17)</p>				
⑨ ⑧	⑦ ⑦	① ①	② ②	③ ③		
⑥ ⑥	⑤ ⑤	④ ④	③ ③	④ ④		
⑤ ⑤	④ ④	② ②	① ①	⑤ ⑤		
④ ④	③ ③	① ①		⑥ ⑥		
③ ③	② ②			⑦ ⑦		
② ②	① ①			⑧ ⑧		
① ①				⑨ ⑨		
<p style="text-align: center;">(46-1-2)</p>		<p style="text-align: center;">(46-1-17)</p>				
<p style="text-align: center;">(46-1-2)</p>						
<p style="text-align: center;">(46-1-17)</p>						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

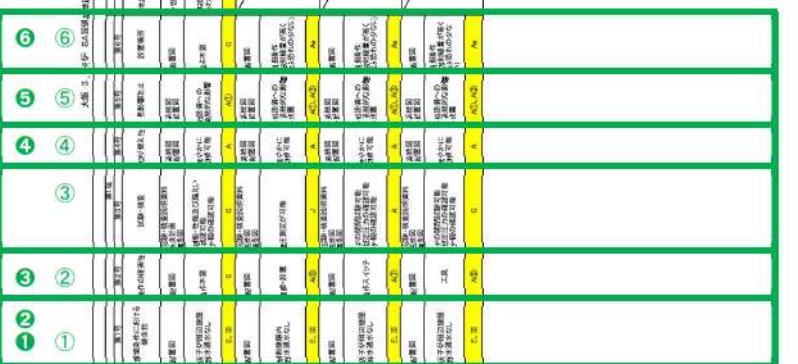
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																										
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																																																																																																																												
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																																																																																																																												
 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">運行条件</th> <th rowspan="2">構造・機能</th> <th rowspan="2">操作</th> <th rowspan="2">監視・制御</th> <th rowspan="2">保守</th> <th rowspan="2">定期検査</th> <th rowspan="2">備品</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>規格</th> <th>運行条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>2. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>3. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>4. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>5. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>6. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>7. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>8. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>9. 壓力バウンダリを減圧するための設備</td> <td>安全弁</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>IS-LOCA時</td> <td>安全弁</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	規格		運行条件	構造・機能	操作	監視・制御	保守	定期検査	備品	備考	規格	運行条件	1. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	2. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	3. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	4. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	5. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	6. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	7. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	8. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	9. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	
項目	設備名			規格										運行条件	構造・機能	操作	監視・制御	保守	定期検査	備品	備考																																																																																																							
		規格	運行条件																																																																																																																									
1. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
2. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
3. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
4. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
5. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
6. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
7. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
8. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
9. 壓力バウンダリを減圧するための設備	安全弁	IS-LOCA時	IS-LOCA時	IS-LOCA時	安全弁	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th colspan="2">規格</th> <th rowspan="2">運行条件</th> <th rowspan="2">構造・機能</th> <th rowspan="2">操作</th> <th rowspan="2">監視・制御</th> <th rowspan="2">保守</th> <th rowspan="2">定期検査</th> <th rowspan="2">備品</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>規格</th> <th>運行条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>C/V以外の屋内IS-LOCA時に使用 &lt;原子炉補助隔壁&gt;</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>2. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>対象外(海水を逆水しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>3. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作で遮隔操作機器を用いて確実に操作できる)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>4. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>井等で系統構成 (昇圧操作が可能) (分解が可能)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>5. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作で使用時は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用))</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>6. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>7. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>8. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>対象外(開能能)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> <tr> <td>9. 壓力除排ポンプ</td> <td>除排ポンプ</td> <td>【IS-LOCA時】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>除排ポンプ</td> <td>手動操作</td> <td>手動操作</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> <td>定期点検</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名	規格		運行条件	構造・機能	操作	監視・制御	保守	定期検査	備品	備考	規格	運行条件	1. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	C/V以外の屋内IS-LOCA時に使用 <原子炉補助隔壁>	(有効に機能を發揮する)	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	2. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	対象外(海水を逆水しない)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	3. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作で遮隔操作機器を用いて確実に操作できる)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	4. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	井等で系統構成 (昇圧操作が可能) (分解が可能)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	5. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作で使用時は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用))	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	6. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	7. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	8. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	対象外(開能能)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	9. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA時】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	
項目	設備名			規格										運行条件	構造・機能	操作	監視・制御	保守	定期検査	備品	備考																																																																																																							
		規格	運行条件																																																																																																																									
1. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	C/V以外の屋内IS-LOCA時に使用 <原子炉補助隔壁>	(有効に機能を發揮する)	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
2. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	対象外(海水を逆水しない)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
3. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作で遮隔操作機器を用いて確実に操作できる)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
4. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	井等で系統構成 (昇圧操作が可能) (分解が可能)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
5. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作で使用時は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用))	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
6. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA】 昇圧操作 (昇圧操作によって、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
7. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
8. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	対象外(開能能)	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	
9. 壓力除排ポンプ	除排ポンプ	【IS-LOCA時】 防止設備／共通要因の考慮対象設備なし	-	-	除排ポンプ	手動操作	手動操作	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検																																																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

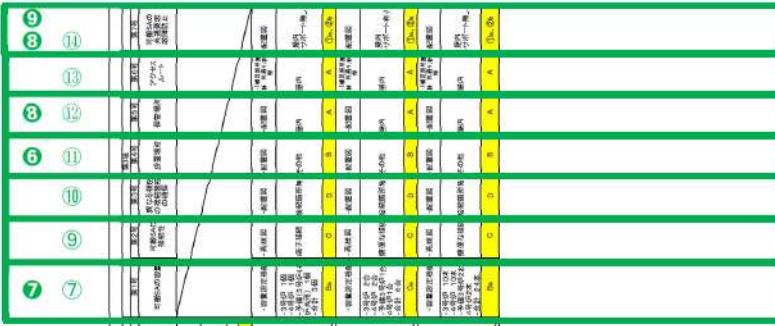
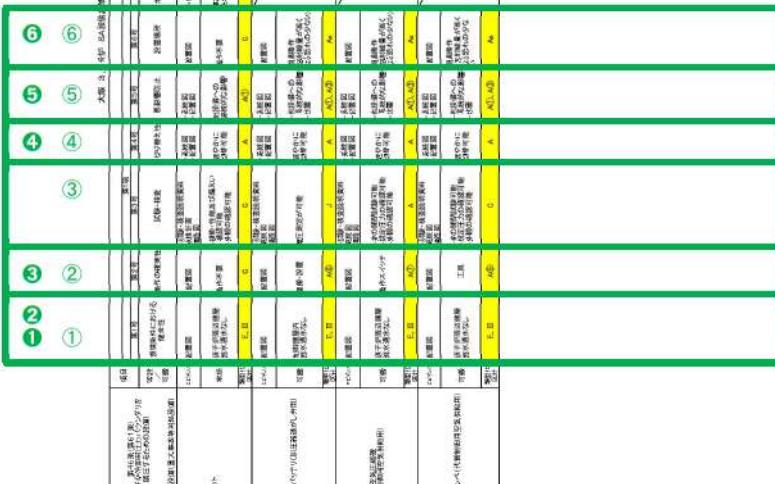
#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																								
		<p align="center"><b>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可視)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・標準・基準等</th> <th>対象機器</th> <th>適合性</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">原子炉建屋内に設置するための条件</td><td>加圧容器が弁の機能回復</td><td>① [補足説明資料]40-2 配置図</td></tr> <tr> <td colspan="2">原子炉建屋外の天井・壁面・床面</td><td>① D以外の屋内・その他 (原子炉建屋) (有效地機能を發揮する)</td><td>-</td></tr> <tr> <td colspan="2">海水</td><td>② 対象外(海水を透かしない)</td><td>/</td></tr> <tr> <td colspan="2">電気室</td><td>③ 対象外(機能が損なわれない) (周辺構造からの蒸気漏れによる機能を失うおそれがない)</td><td>-</td></tr> <tr> <td colspan="2">他の機器からの影響</td><td>④ 機器が損なわれない</td><td>-</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第一層 操作性</td><td rowspan="2">操作性</td><td>⑤ 【加圧容器が弁の機能回復】 現場操作 (工具確保、手動など工具) (弁操作:弁操作等にて逐一かに切替えられる) (接続作業:新便は接続規格による接続)</td><td>A① A② A③</td></tr> <tr> <td>⑥ 容器 (機器・性能及び測定の確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)</td><td>C [補足説明資料]40-3 試験・検査 説明資料</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第二層 耐久性</td><td rowspan="2">耐久性</td><td>⑦ 【加圧容器が弁の機能回復】 D施設としての機能を有さない (弁を設置)</td><td>B① [補足説明資料]40-4 系統図</td></tr> <tr> <td>⑧ 【加圧容器が弁の機能回復】 通常時は分解 (通常時に接続先の系統と分離された状態)</td><td>A⑤ [補足説明資料]40-3 試験・検査 説明資料 [補足説明資料]40-4 系統図</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第三層 耐震性</td><td rowspan="2">耐震性</td><td>⑨ 地震・溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(周辺により固定)</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑩ 対象外</td><td>/</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第四層 耐候性</td><td rowspan="2">耐候性</td><td>⑪ 現場操作 (操作は設置場所で可能)</td><td>A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図</td></tr> <tr> <td>⑫ 【加圧容器が弁の機能回復】 通常時に接続</td><td>B [補足説明資料]40-5 容量設定規範 [補足説明資料]40-6 容量設定規範</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第五層 耐久性</td><td rowspan="2">耐久性</td><td>⑬ 可燃性の容量</td><td>⑬ [補足説明資料]40-2 配置図</td></tr> <tr> <td>⑭ 可燃性の容量 対象外</td><td>⑭ -</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第六層 耐候性</td><td rowspan="2">耐候性</td><td>⑮ SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)</td><td>B [補足説明資料]40-2 配置図</td></tr> <tr> <td>⑯ ⑯ 【次冷却系管の液注(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御空気圧縮機と位置の分離)</td><td>A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第七層 耐久性</td><td rowspan="2">耐久性</td><td>⑰ アクセスルート</td><td>A [補足説明資料]40-0 アクセス ルート図</td></tr> <tr> <td>⑱ 【次冷却系管の液注(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御空気圧縮機と位置の分離)</td><td>A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第八層 耐候性</td><td rowspan="4">耐候性</td><td>⑲ サポート必要箇所</td><td>⑲ 対象外(サポートなし)</td><td>/</td></tr> <tr> <td>⑳ 対象外(サポートなし)</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>		規格・標準・基準等	対象機器	適合性	関連資料	原子炉建屋内に設置するための条件		加圧容器が弁の機能回復	① [補足説明資料]40-2 配置図	原子炉建屋外の天井・壁面・床面		① D以外の屋内・その他 (原子炉建屋) (有效地機能を發揮する)	-	海水		② 対象外(海水を透かしない)	/	電気室		③ 対象外(機能が損なわれない) (周辺構造からの蒸気漏れによる機能を失うおそれがない)	-	他の機器からの影響		④ 機器が損なわれない	-	第一層 操作性	操作性	⑤ 【加圧容器が弁の機能回復】 現場操作 (工具確保、手動など工具) (弁操作:弁操作等にて逐一かに切替えられる) (接続作業:新便は接続規格による接続)	A① A② A③	⑥ 容器 (機器・性能及び測定の確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C [補足説明資料]40-3 試験・検査 説明資料	第二層 耐久性	耐久性	⑦ 【加圧容器が弁の機能回復】 D施設としての機能を有さない (弁を設置)	B① [補足説明資料]40-4 系統図	⑧ 【加圧容器が弁の機能回復】 通常時は分解 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A⑤ [補足説明資料]40-3 試験・検査 説明資料 [補足説明資料]40-4 系統図	第三層 耐震性	耐震性	⑨ 地震・溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(周辺により固定)	-	⑩ 対象外	/	第四層 耐候性	耐候性	⑪ 現場操作 (操作は設置場所で可能)	A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図	⑫ 【加圧容器が弁の機能回復】 通常時に接続	B [補足説明資料]40-5 容量設定規範 [補足説明資料]40-6 容量設定規範	第五層 耐久性	耐久性	⑬ 可燃性の容量	⑬ [補足説明資料]40-2 配置図	⑭ 可燃性の容量 対象外	⑭ -	第六層 耐候性	耐候性	⑮ SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B [補足説明資料]40-2 配置図	⑯ ⑯ 【次冷却系管の液注(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御空気圧縮機と位置の分離)	A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図	第七層 耐久性	耐久性	⑰ アクセスルート	A [補足説明資料]40-0 アクセス ルート図	⑱ 【次冷却系管の液注(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御空気圧縮機と位置の分離)	A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図	第八層 耐候性	耐候性	⑲ サポート必要箇所	⑲ 対象外(サポートなし)	/	⑳ 対象外(サポートなし)	-
規格・標準・基準等	対象機器	適合性	関連資料																																																																									
原子炉建屋内に設置するための条件		加圧容器が弁の機能回復	① [補足説明資料]40-2 配置図																																																																									
原子炉建屋外の天井・壁面・床面		① D以外の屋内・その他 (原子炉建屋) (有效地機能を發揮する)	-																																																																									
海水		② 対象外(海水を透かしない)	/																																																																									
電気室		③ 対象外(機能が損なわれない) (周辺構造からの蒸気漏れによる機能を失うおそれがない)	-																																																																									
他の機器からの影響		④ 機器が損なわれない	-																																																																									
第一層 操作性	操作性	⑤ 【加圧容器が弁の機能回復】 現場操作 (工具確保、手動など工具) (弁操作:弁操作等にて逐一かに切替えられる) (接続作業:新便は接続規格による接続)	A① A② A③																																																																									
		⑥ 容器 (機器・性能及び測定の確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C [補足説明資料]40-3 試験・検査 説明資料																																																																									
第二層 耐久性	耐久性	⑦ 【加圧容器が弁の機能回復】 D施設としての機能を有さない (弁を設置)	B① [補足説明資料]40-4 系統図																																																																									
		⑧ 【加圧容器が弁の機能回復】 通常時は分解 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A⑤ [補足説明資料]40-3 試験・検査 説明資料 [補足説明資料]40-4 系統図																																																																									
第三層 耐震性	耐震性	⑨ 地震・溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(周辺により固定)	-																																																																									
		⑩ 対象外	/																																																																									
第四層 耐候性	耐候性	⑪ 現場操作 (操作は設置場所で可能)	A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図																																																																									
		⑫ 【加圧容器が弁の機能回復】 通常時に接続	B [補足説明資料]40-5 容量設定規範 [補足説明資料]40-6 容量設定規範																																																																									
第五層 耐久性	耐久性	⑬ 可燃性の容量	⑬ [補足説明資料]40-2 配置図																																																																									
		⑭ 可燃性の容量 対象外	⑭ -																																																																									
第六層 耐候性	耐候性	⑮ SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B [補足説明資料]40-2 配置図																																																																									
		⑯ ⑯ 【次冷却系管の液注(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御空気圧縮機と位置の分離)	A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図																																																																									
第七層 耐久性	耐久性	⑰ アクセスルート	A [補足説明資料]40-0 アクセス ルート図																																																																									
		⑱ 【次冷却系管の液注(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制御空気圧縮機と位置の分離)	A⑥ [補足説明資料]40-2 配置図																																																																									
第八層 耐候性	耐候性	⑲ サポート必要箇所	⑲ 対象外(サポートなし)	/																																																																								
		⑳ 対象外(サポートなし)	-																																																																									
		<p align="center">↑</p> <p align="center">46-1-3</p>																																																																										
		<p align="center">46-1-1</p>																																																																										

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)		
		
		
46-1-3	46-1-2	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重 ⑤海水を通水する系统的への影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備 屋外設備（前駆建屋以外の建屋を含む）</p> <p>系統ごとに考慮する しない</p> <p>④海水を通水する系統について I: 通常時に海水を通水する系統 II: 谈水又は海水から選択できる系統 III: 海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保 操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項 ・操作環境 ①環境条件（被ばく影響等） ②空間的保証 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスクランスピーチ取扱作業 ・その他、設備ごとの考慮事項</p> <p>現場操作 A※ 中央操作 B</p> <p>操作が不要な設備 C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例: A③、A⑤、A⑦等)</p> <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>重大事故等時の環境条件においても必要な機能を有効に發揮する ①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく／機器） ④荷重 ⑤海水を通水する系統への影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備 屋外設備（前駆建屋以外の建屋を含む）</p> <p>系統毎に考慮する 海水又は淡水 II しない 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作の確実性の確保 操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項 ・操作環境 ①環境条件（被ばく影響等） ②空間的保証 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 ⑦操作スイッチ操作 ⑧電源操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスクランスピーチ取扱作業 ・その他、設備毎の考慮事項</p> <p>現場操作 A 中央操作 B</p> <p>操作が不要な設備 対象外</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <pre> graph LR     A[試験又は検査性] --&gt; B[考慮事項]     B --&gt; C[設備区分による類型化]     C --&gt; D[試験又は検査性]     D --&gt; E[試験項目]     E --&gt; F[試験又は検査性]     F --&gt; G[考慮事項]     G --&gt; H[設備区分による類型化]     H --&gt; I[試験又は検査性]     I --&gt; J[試験項目]     J --&gt; K[試験又は検査性]     K --&gt; L[試験項目]     L --&gt; M[試験又は検査性]   </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <pre> graph LR     A[試験又は検査性] --&gt; B[考慮事項]     B --&gt; C[設備区分による類型化]     C --&gt; D[試験又は検査性]     D --&gt; E[試験項目]     E --&gt; F[試験又は検査性]     F --&gt; G[考慮事項]     G --&gt; H[設備区分による類型化]     H --&gt; I[試験又は検査性]     I --&gt; J[試験項目]     J --&gt; K[試験又は検査性]     K --&gt; L[試験項目]     L --&gt; M[試験又は検査性]   </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <pre> graph TD     A[重大事故等対処設備] --&gt; B{通常時から系統構成を変更する設備}     B --&gt; C[考慮事項]     C --&gt; D[切り替えられる。]     D --&gt; E[選定対象]     E --&gt; F[変更仕様に使用できる系統又は設備]   </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <pre> graph TD     A[重大事故等対処設備] --&gt; B{通常時から系統構成を変更する設備}     B --&gt; C[考慮事項]     C --&gt; D[切り替えられる。]     D --&gt; E[選定対象]     E --&gt; F[変更仕様に使用できる系統又は設備]   </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <pre> graph TD     A[重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること] --&gt; B[考慮事項]     B --&gt; C[①他設備への系統的な影響 ②二つ以上の機能要求 ③地震(地震起因の火災、漏水含む) ④火災(地震起因以外) ⑤内部漏水(地震起因以外) ⑥風(台風)及び震害]     C --&gt; D[内部発生飛散物]     D --&gt; E[高速回転機器]   </pre> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <pre> graph TD     A[重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること] --&gt; B[考慮事項]     B --&gt; C[①他設備への系統的な影響 ②二つ以上の機能要求 ③地震(地震起因の火災、漏水含む) ④火災(地震起因以外) ⑤内部漏水(地震起因以外) ⑥風(台風)及び震害]     C --&gt; D[内部発生飛散物]     D --&gt; E[高速回転機器]   </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>									

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】          ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備          ② 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンベ等</p> <p>必要数量 — A 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンベ等 — B ①, ②以外 — C</p> <p>千両数の考え方へ</p> <p>【考慮事項】          ④ プラント定査中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか          ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、構造確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備</p> <p>予備数値 — a 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、構造確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b ④, ⑤以外 — c</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】          ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備          ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンベ等</p> <p>必要数量 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンベ等 — B ①, ②以外 — C</p> <p>子備数値も含めて設計方針とする</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 〔常設設備と接続するものに限る〕</p> <p>【考慮事項】          ① 容易かつ確実な接続          ② 接続部の規格の統一</p> <p>接続 — A ケーブル — A ケーブル — C ケーブル — C ケーブル — D 接続なし — E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 〔常設設備と接続するものに限る〕</p> <p>【考慮事項】          ① 容易かつ確実な接続          ② 接続部の規格の統一</p> <p>接続 — A ケーブル — A ケーブル — D 水・空気配管 — B 大口径等 — B 小口径等 — C 油配管、計装付属配管 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 〔建屋外からの供給するものに限る〕</p> <p>【考慮事項】          ・放射線による影響因子          ・浸水、火災          ・自然現象          ・外部人為事象</p> <p>接続箇所 — A 水・電力 — A 接続箇所 — B 水・電力 — B その他(空気) — C 接続箇所なし — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 〔建屋外からの供給するものに限る〕</p> <p>【考慮事項】          ・環境条件          ・浸水、火災          ・自然現象          ・外部人為事象</p> <p>接続箇所 — A 水・電力 — A 接続箇所 — B 水・電力 — B その他(空気) — C 対象外 — D</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR     A[考慮事項 放射線の影響] --&gt; A1[SFP 事故時に使用する設備]     A[考慮事項 放射線の影響] --&gt; B1[その他の設備]     style A fill:#fff,stroke:#000     style B fill:#fff,stroke:#000     style A1 fill:#fff,stroke:#000     style B1 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR     A2[【考慮事項】 放射線の影響] --&gt; A2_1[SFP 事故時に使用する設備]     A2[【考慮事項】 放射線の影響] --&gt; B2_1[その他の設備]     style A2 fill:#fff,stroke:#000     style B2_1 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR     A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --&gt; A3_1[位置的分散]     A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --&gt; B3_1[屋外]     style A3 fill:#fff,stroke:#000     style A3_1 fill:#fff,stroke:#000     style B3_1 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR     A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --&gt; A4_1[位置的分散]     A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --&gt; B4_1[屋外]     A4_1 --&gt; A4_1_1[共通要因の考慮対象設備なし]     A4_1 --&gt; A4_1_2[共通要因の考慮対象設備あり]     B4_1 --&gt; B4_1_1[共通要因の考慮対象設備なし]     B4_1 --&gt; B4_1_2[共通要因の考慮対象設備あり]     style A4 fill:#fff,stroke:#000     style A4_1 fill:#fff,stroke:#000     style B4_1 fill:#fff,stroke:#000     style A4_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style A4_1_2 fill:#fff,stroke:#000     style B4_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style B4_1_2 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR     A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --&gt; A5_1[屋内]     A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --&gt; B5_1[屋外]     style A5 fill:#fff,stroke:#000     style A5_1 fill:#fff,stroke:#000     style B5_1 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR     A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --&gt; A6_1[屋内]     A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --&gt; B6_1[屋外]     style A6 fill:#fff,stroke:#000     style A6_1 fill:#fff,stroke:#000     style B6_1 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR     A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --&gt; A7_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災]     A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --&gt; A7_2[②サポート系による要因]     A7_1 --&gt; A7_1_1[位置的分散]     A7_1_1 --&gt; A7_1_1_1[屋内設備 a]     A7_1_1 --&gt; A7_1_1_2[屋外設備 b]     A7_2 --&gt; A7_2_1[多様性・独立性]     A7_2_1 --&gt; A7_2_1_1[サポートあり a]     A7_2_1 --&gt; A7_2_1_2[サポートなし b]     style A7 fill:#fff,stroke:#000     style A7_1 fill:#fff,stroke:#000     style A7_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style A7_1_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style A7_1_1_2 fill:#fff,stroke:#000     style A7_2 fill:#fff,stroke:#000     style A7_2_1 fill:#fff,stroke:#000     style A7_2_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style A7_2_1_2 fill:#fff,stroke:#000   </pre> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR     A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --&gt; A8_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災]     A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --&gt; A8_2[②サポート系による要因]     A8_1 --&gt; A8_1_1[防止設備]     A8_1_1 --&gt; A8_1_1_1[共通要因を考慮する対象設備あり]     A8_1_1_1 --&gt; A8_1_1_1_1[屋内設備 Aa]     A8_1_1_1 --&gt; A8_1_1_2[屋外設備 Ab]     A8_1_1 --&gt; A8_1_2[共通要因を考慮する対象設備なし]     A8_1_2 --&gt; A8_1_2_1[機器]     A8_2 --&gt; A8_2_1[代替するDB設備あり]     A8_2_1 --&gt; A8_2_1_1[B]     A8_2 --&gt; A8_2_2[代替するDB設備なし]     A8_2_2 --&gt; A8_2_2_1[機器]     style A8 fill:#fff,stroke:#000     style A8_1 fill:#fff,stroke:#000     style A8_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style A8_1_1_1 fill:#fff,stroke:#000     style A8_1_1_2 fill:#fff,stroke:#000     style A8_1_2 fill:#fff,stroke:#000     style A8_2 fill:#fff,stroke:#000     style A8_2_1 fill:#fff,stroke:#000     style A8_2_2 fill:#fff,stroke:#000     style A8_2_2_1 fill:#fff,stroke:#000   </pre>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

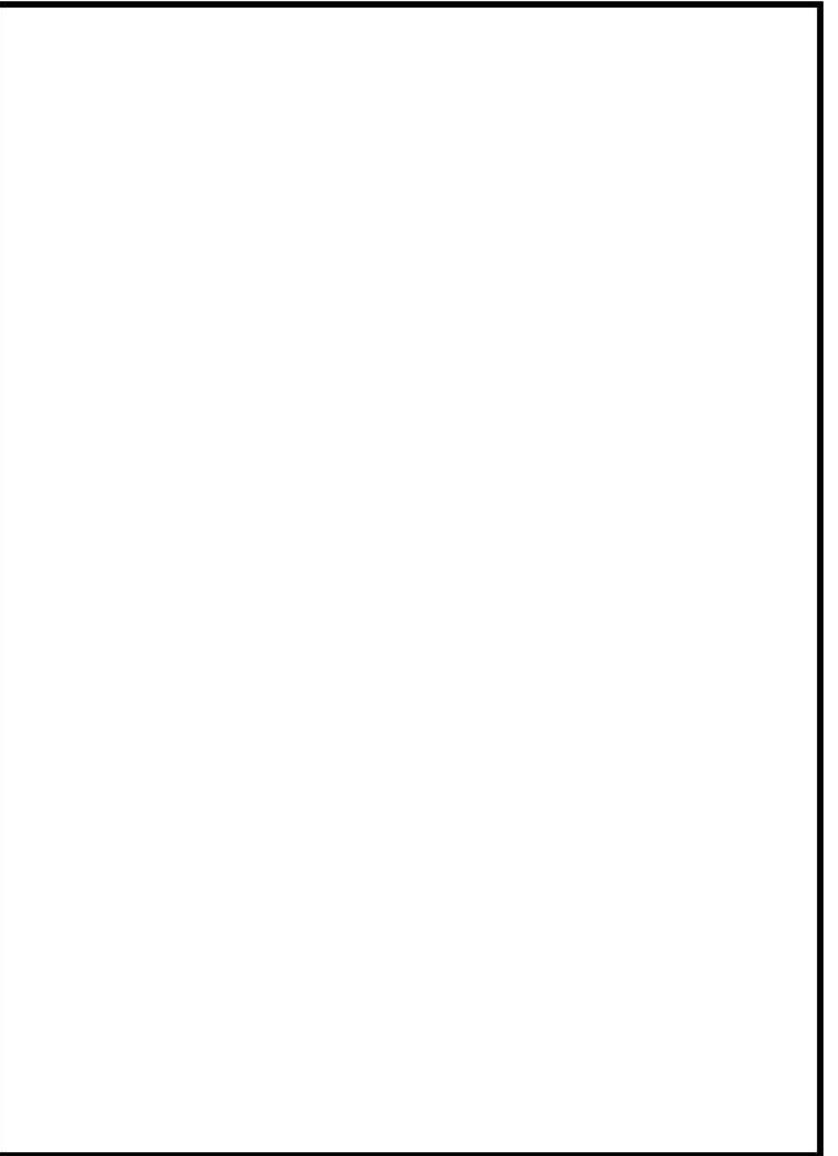
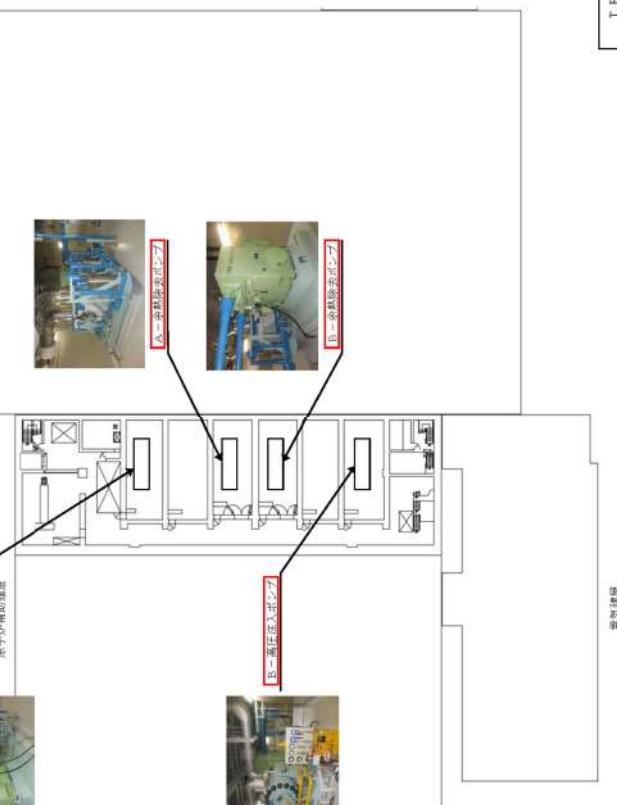
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
46-2 配置図 3号炉	46-2 配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成、配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。</li> <li>・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">         凡例            : 設計基準対象施設            : 重大事故等対処設備       </div>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46集 原子炉冷却系のフィードアンドブリードを廃止するための改修	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 案団みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。	46-2-2	 図46-2-1 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）	46-2-1

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

46-2-2

46-2-1

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

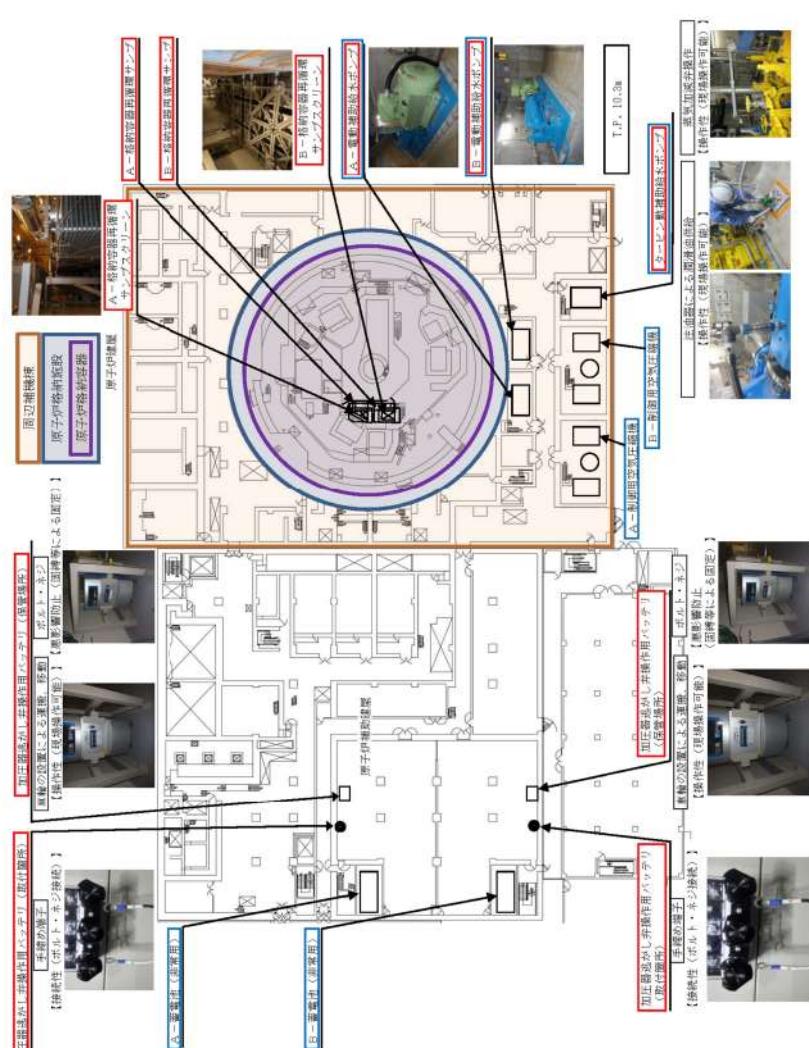
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>図46-2-2 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。	 図4.6-2-3 配置図(1次冷却系のフィードアンドブリード および蒸気発生器2次側からの除熱)	

46-2-4

46-2-3

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

図46-2-4 配置図(蒸気発生器2次側からの除熱)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

46-2-8

46-2-4

図 4.6-2-4 配置図（蒸気発生器 2 次側からの除熱）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

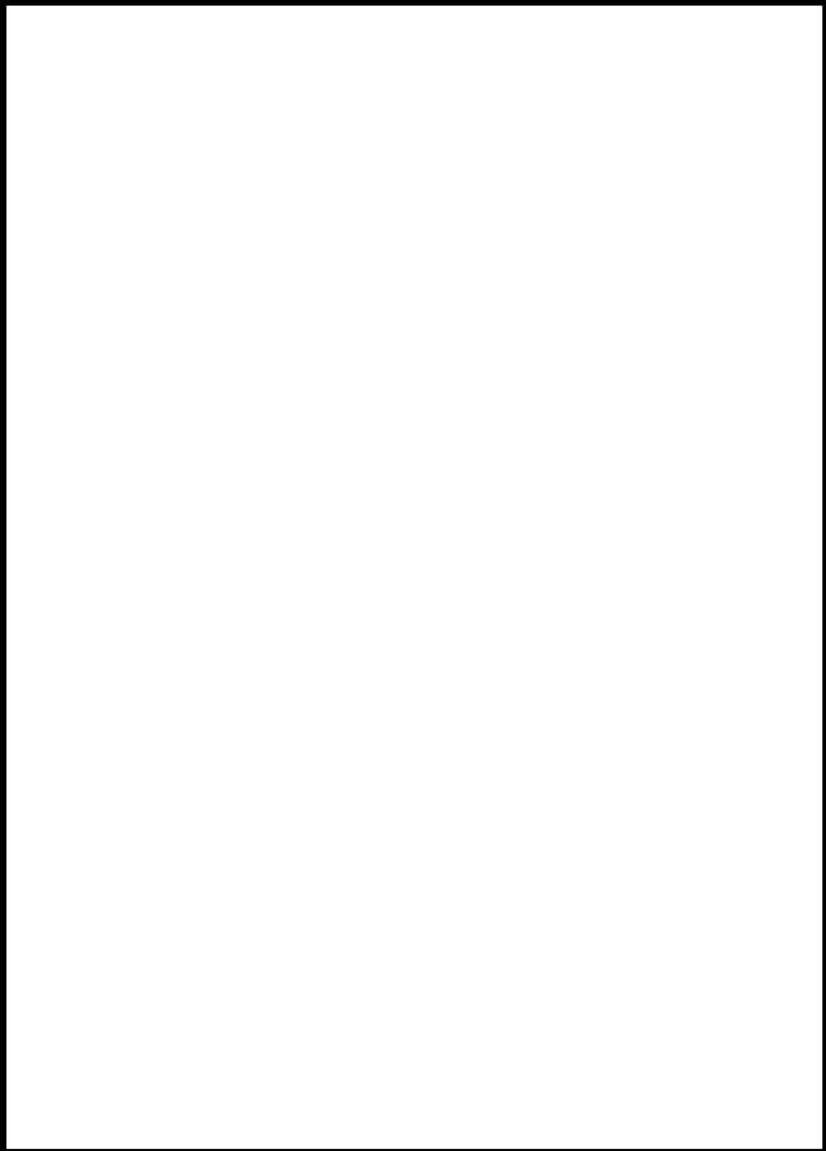
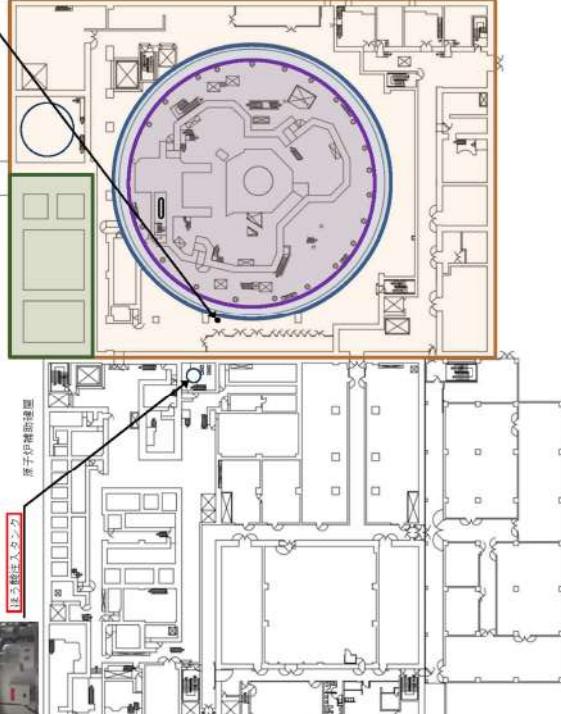
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;">   </div> <div style="flex: 1;"> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-left: 10px;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>T.P. 17.8m</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	

図46-2-5 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）

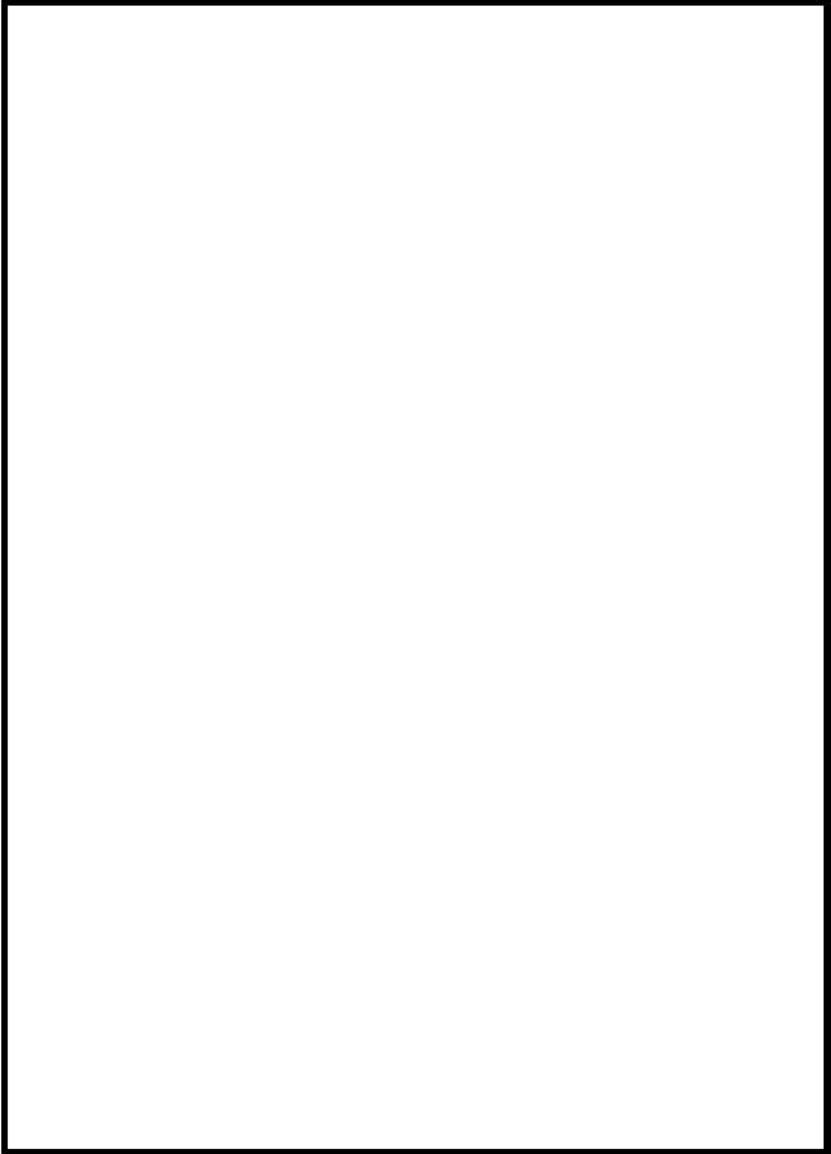
46-2-5

46-2-5

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

図4.6-2-6 配置図(1次冷却系のフィードアンドブリード  
および蒸気発生器2次側からの除熱)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

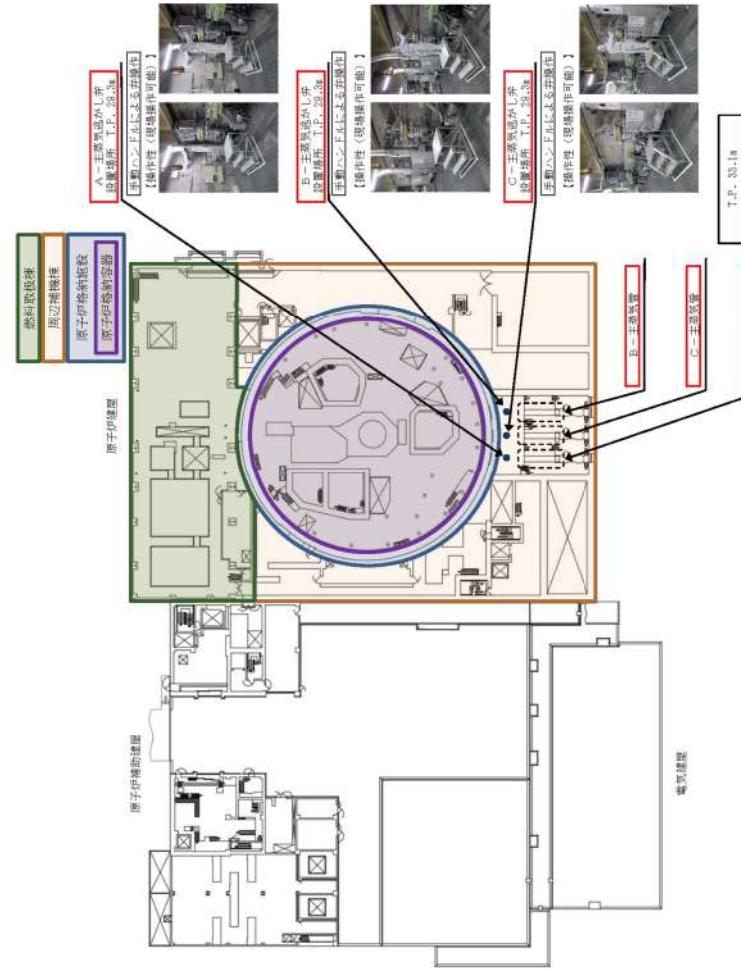
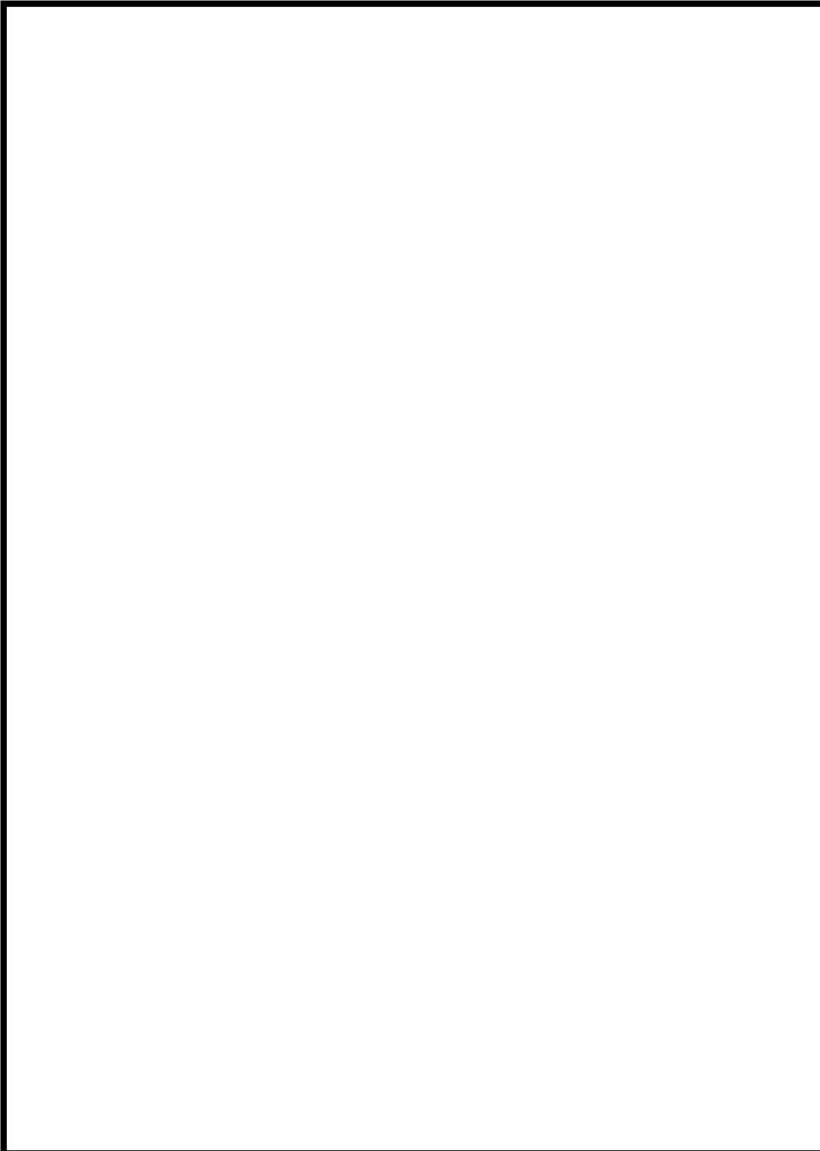
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

図46-2-7 配置図（蒸気発生器2次側からの除熱）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

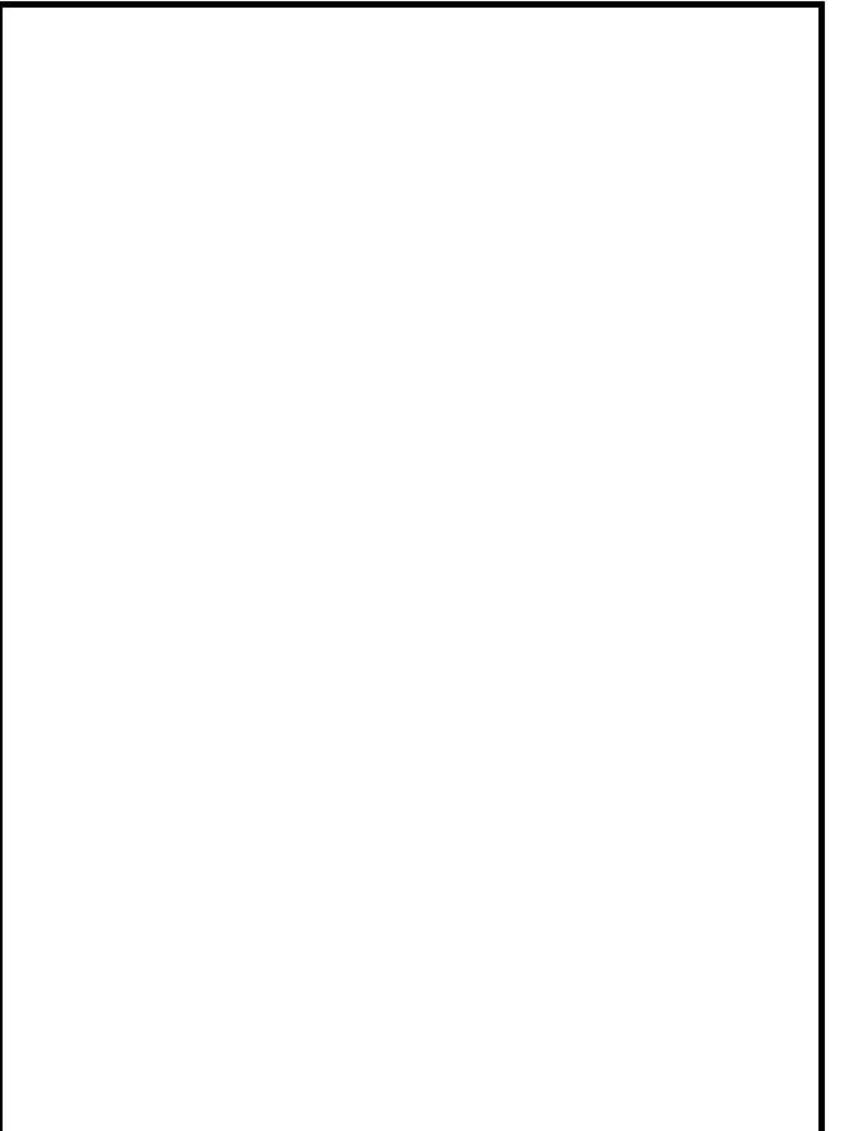
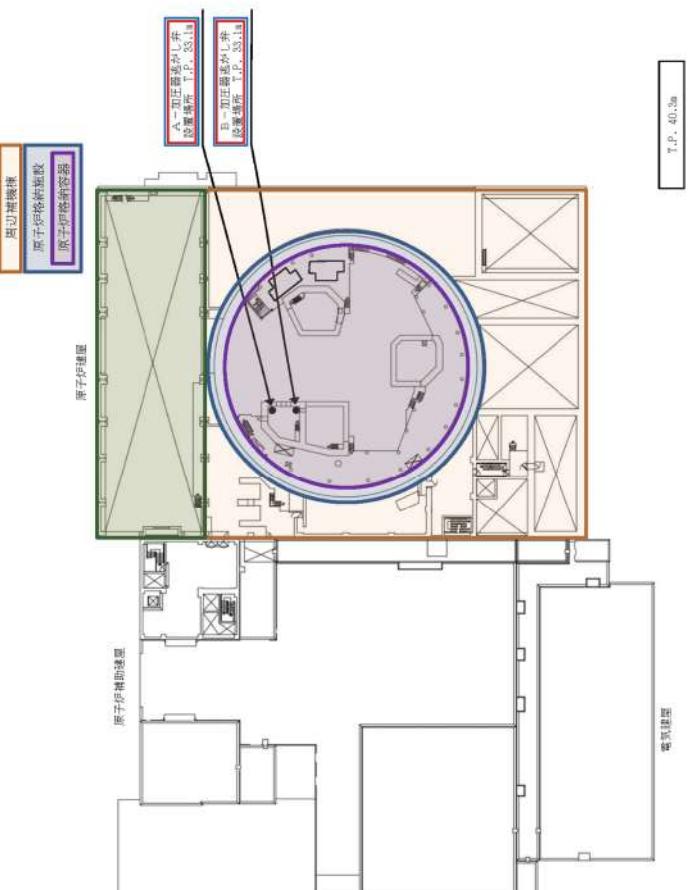
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図4.6-2-8 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード）

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
46-4 試験・検査説明資料 3号炉	4 6 - 3 試験・検査説明資料	

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

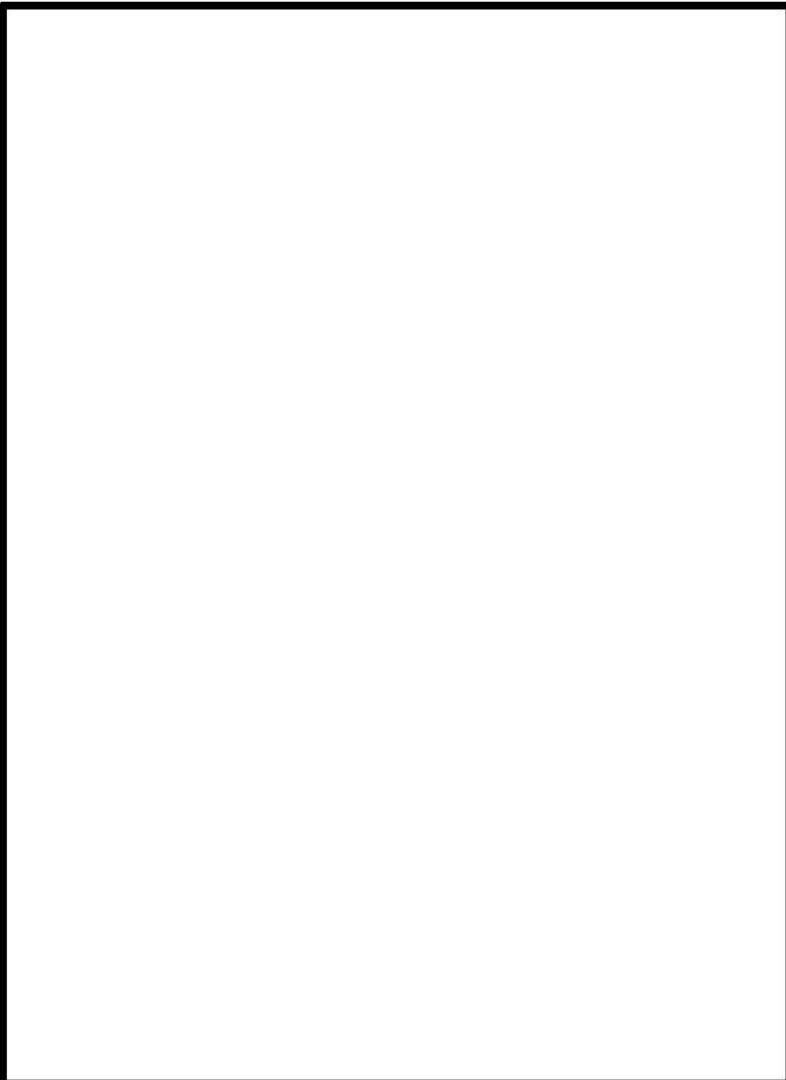
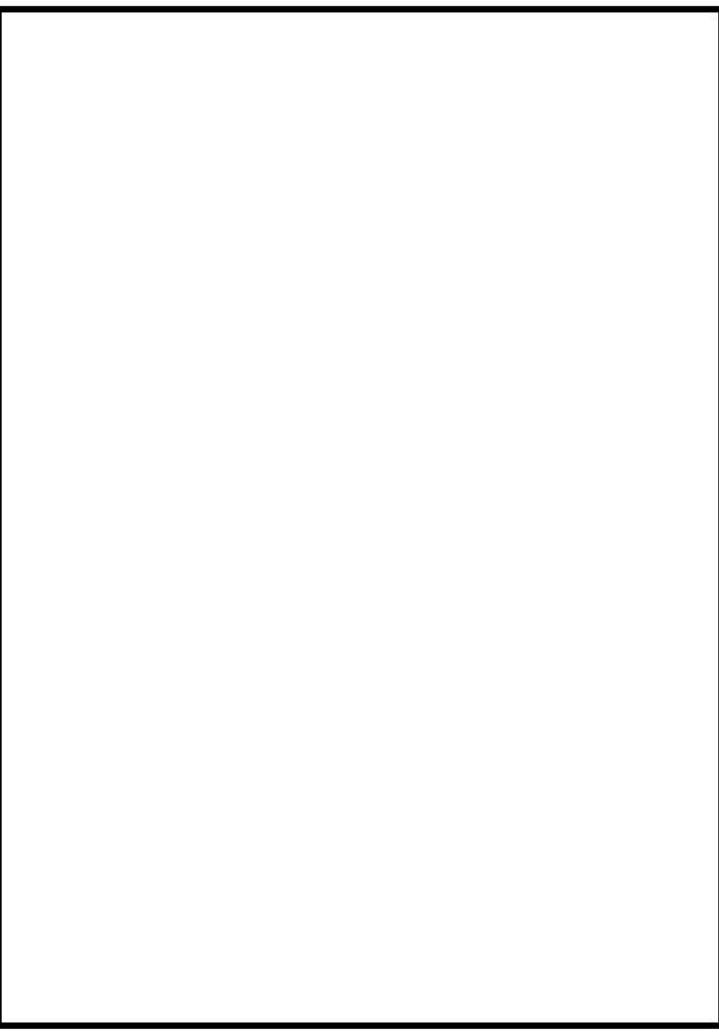
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：加圧器逃がし弁機能検査          要領書番号：O3-16-114</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：加圧器逃がし弁機能検査          要領書番号：HT3-11</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査          要領書番号：O3-16-115</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査          要領書番号：HT3-12</p>	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

11

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：加圧器逃がし弁分解検査          要領書番号：O3-16-116</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：加圧器逃がし弁分解検査          要領書番号：HT3-13</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉							相違理由		
機器又は系統名	実機数(装置名)	点検部試験の項目	保全方式 又は保全 重宝性	保全方法の 検査名	(○内に適用する 検査箇所)			機器又は系統名	実機数(装置名)	点検部試験の項目	保全方式 又は保全 重宝性	保全方法の 検査名	(○内に適用する 検査箇所)			相違理由
C系統発生器	伝熱管 3,838本 2次側	1.非破裂試験 1.開陥点検	高	26M 高	蒸気発生器伝熱管検査	○			伝熱管 3,838本 2次側	1.非破裂試験 1.開陥点検	高	13M 高	1次系統交換検査	○		
	2次側	1.開陥点検	高	13M		○			2次側	1.開陥点検 (スラッシュランシング)	高	13M		○		
	マンホール	2.漏洩点検 (カスクート付地)	高	13M		○			マンホール	1.非破裂試験 1.開陥点検	高	26M 高	蒸気発生器伝熱管検査	○		
D系統発生器	伝熱管 3,838本 2次側	1.開陥点検	高	13M	1次系統交換検査	○			2次側	1.開陥点検 2.漏洩点検 (スラッシュランシング)	高	13M		○		
	2次側	1.漏洩点検	高	13M		○			2次側	1.漏洩点検 (カスクート付地)	高	13M		○		
加圧器	3FCV-RC-056 3FCV-RC-057	1.集電・生息試験 2.漏えい試験	高	1F	加圧器安全弁確認検査	○			3FCV-452A	1.集電・生息試験 (電動部含む) 2.漏えい試験	高	1F	加圧器安全弁確認検査	○		
	3FCV-452B	3FCV-452B	高	1F	加圧器安全弁確認検査	○			3FCV-452B	1.集電・生息試験 (電動部含む) 2.漏えい試験	高	1F	加圧器安全弁確認検査	○		
加圧器送込弁・弁座部部		3分隔点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査	○			3分隔点検	1分隔点検	高	26M	加圧器送込弁分解検査	○		
		1分隔点検	高	13M		○			2.隔離点検 (特性点検)	2.隔離点検 (特性点検)	高	13M		○		
加圧器送込弁・弁座部		3分隔点検	高	26M	加圧器送込弁分解検査	○			3分隔点検	1分隔点検 (特性点検)	高	26M	加圧器送込弁分解検査	○		
加圧器送込弁・弁座部		1分隔点検 (特性点検)	高	13M		○			2.隔離点検 (特性点検)	2.隔離点検 (特性点検)	高	13M		○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧器送込弁・弁座部						○								○		
加圧																

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

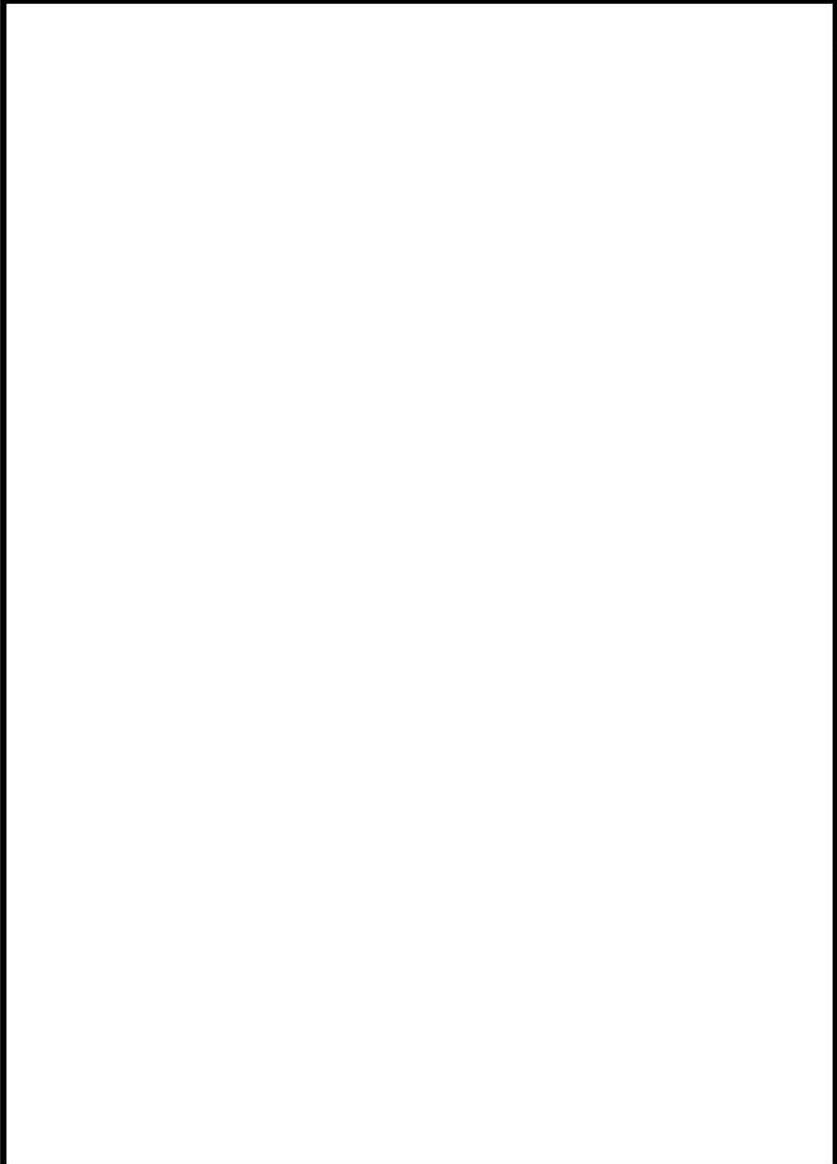
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査          要領書番号：O3-16-110</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査          要領書番号：HT3-6</p>	試原-30

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

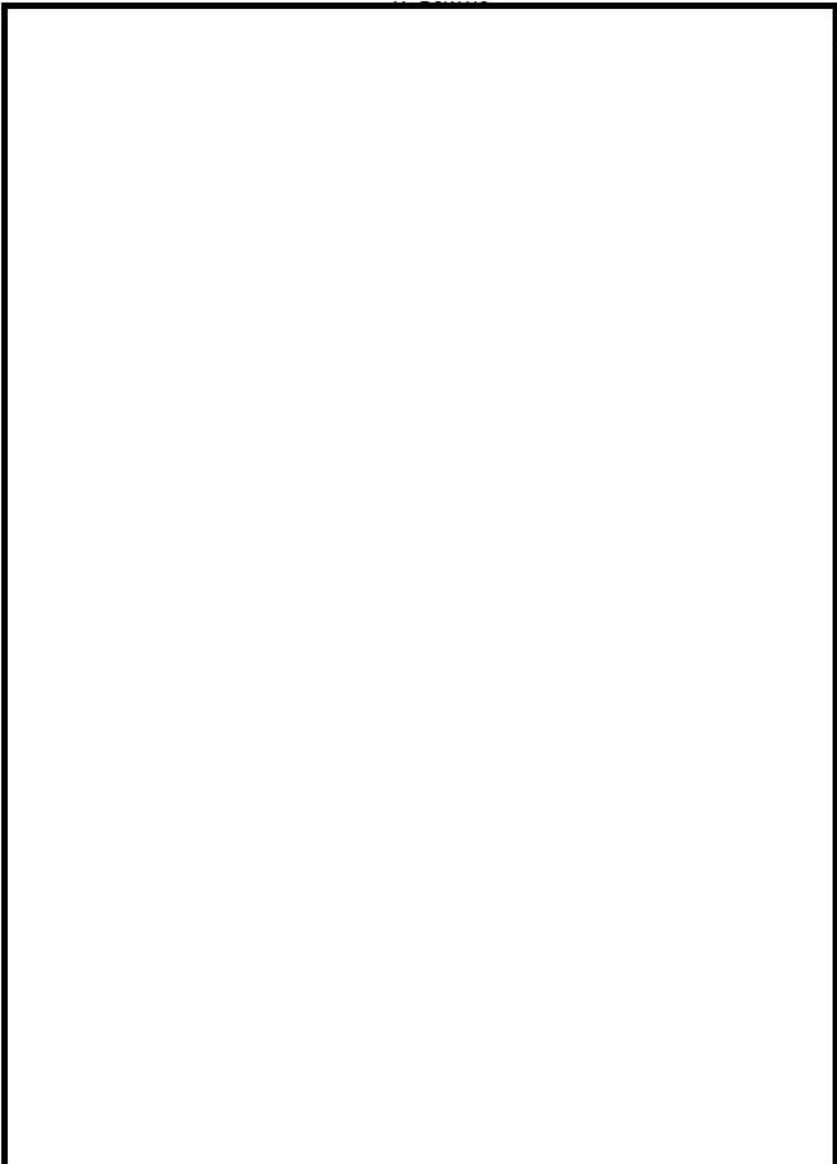
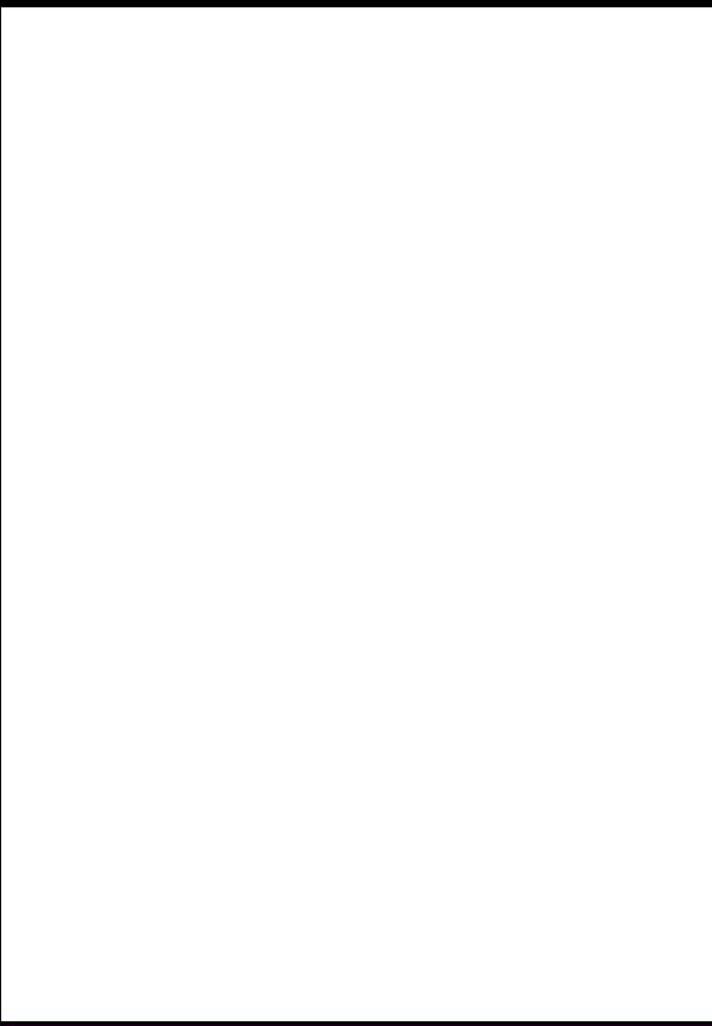
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠内のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設          原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編]          要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違          ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

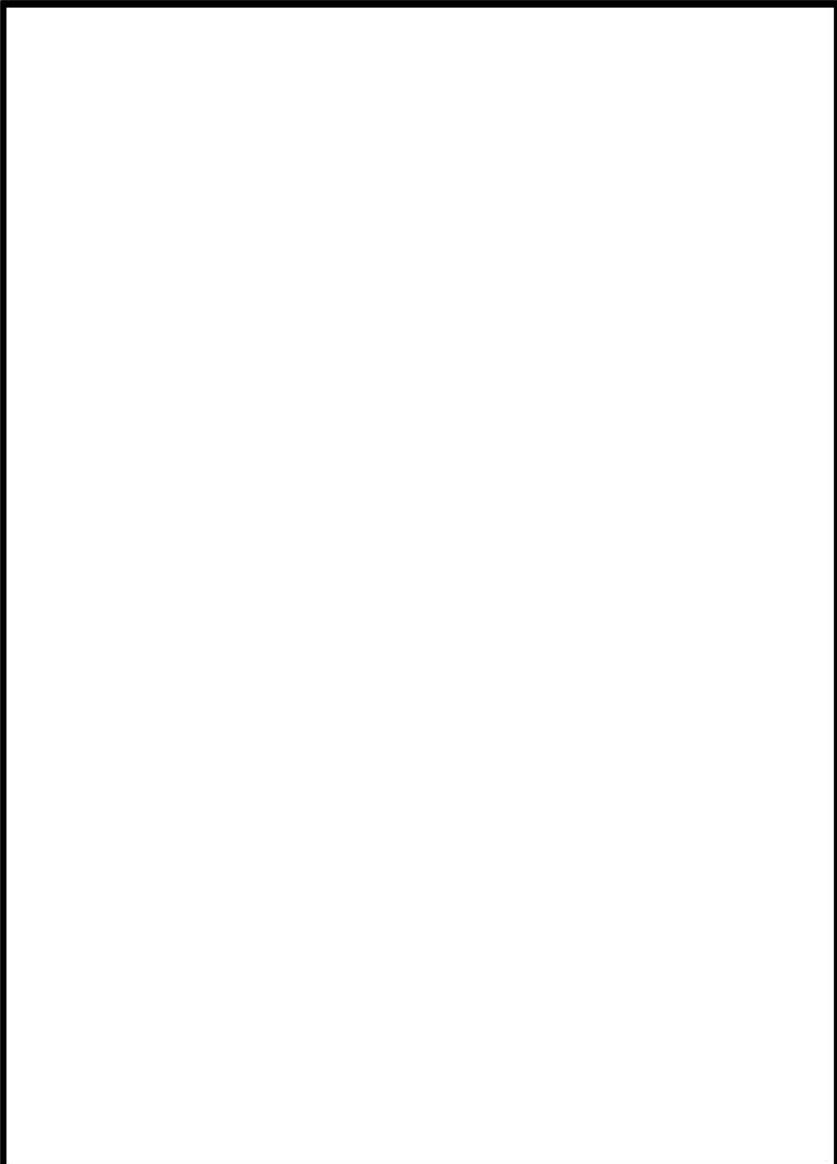
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted Content]		保全計画の相違 •保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

枠開きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

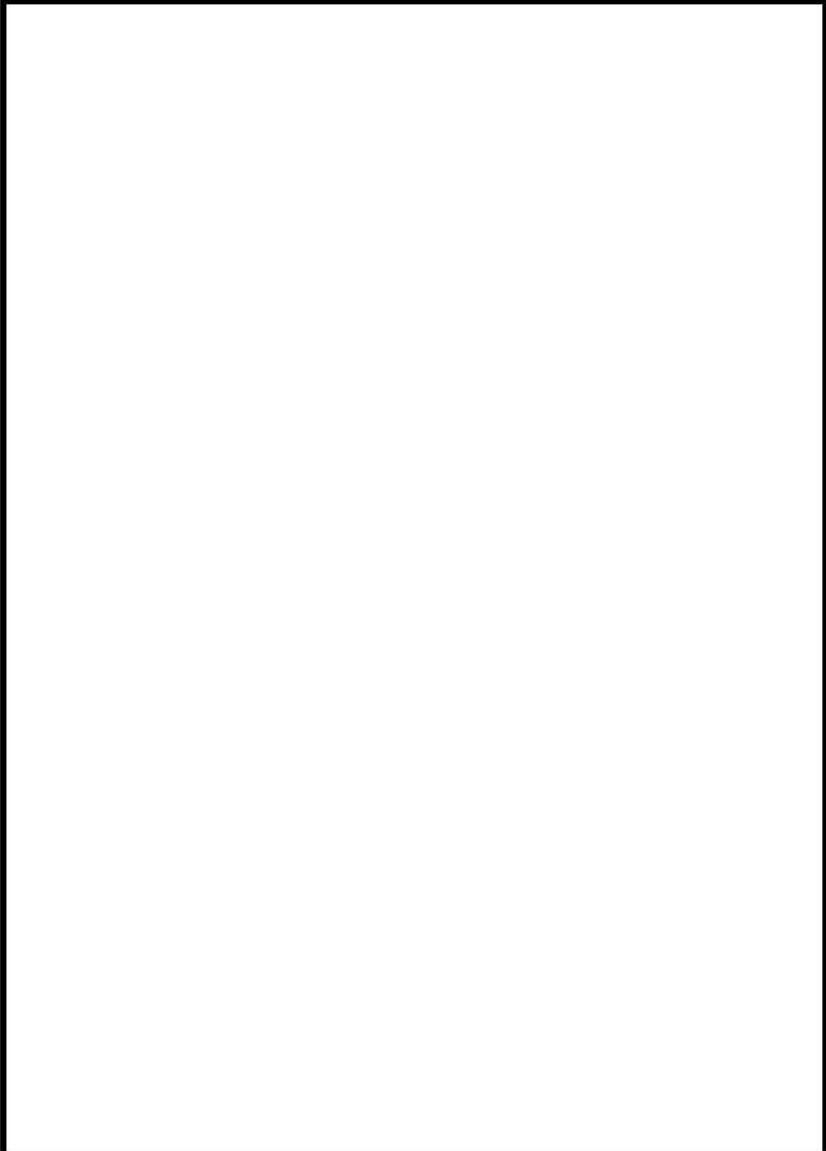
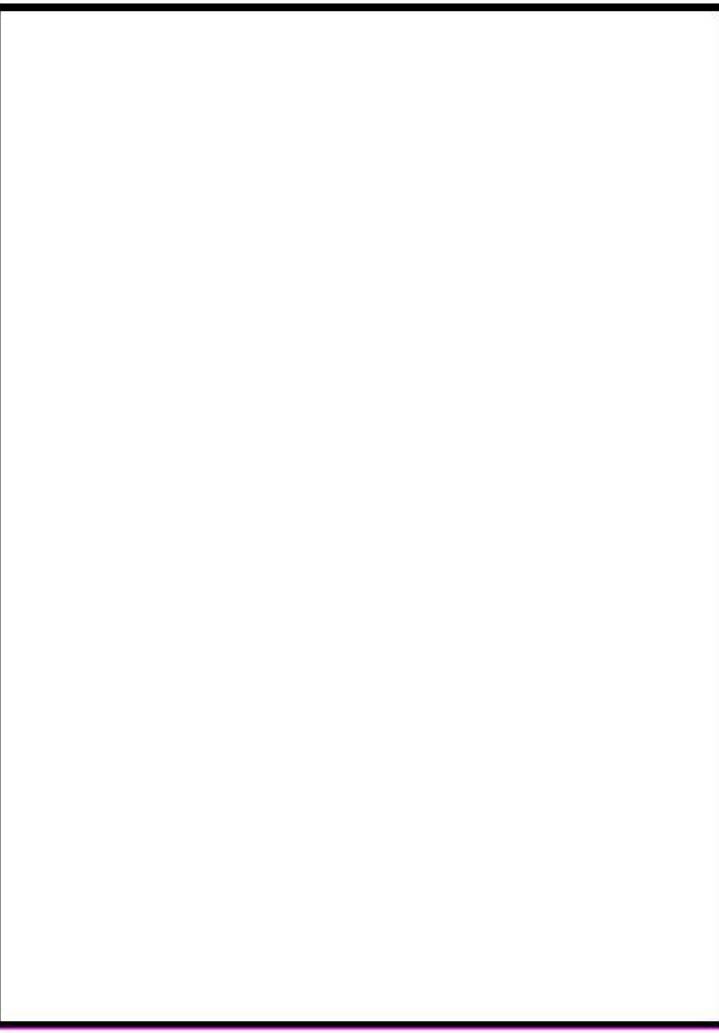
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> 	 <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

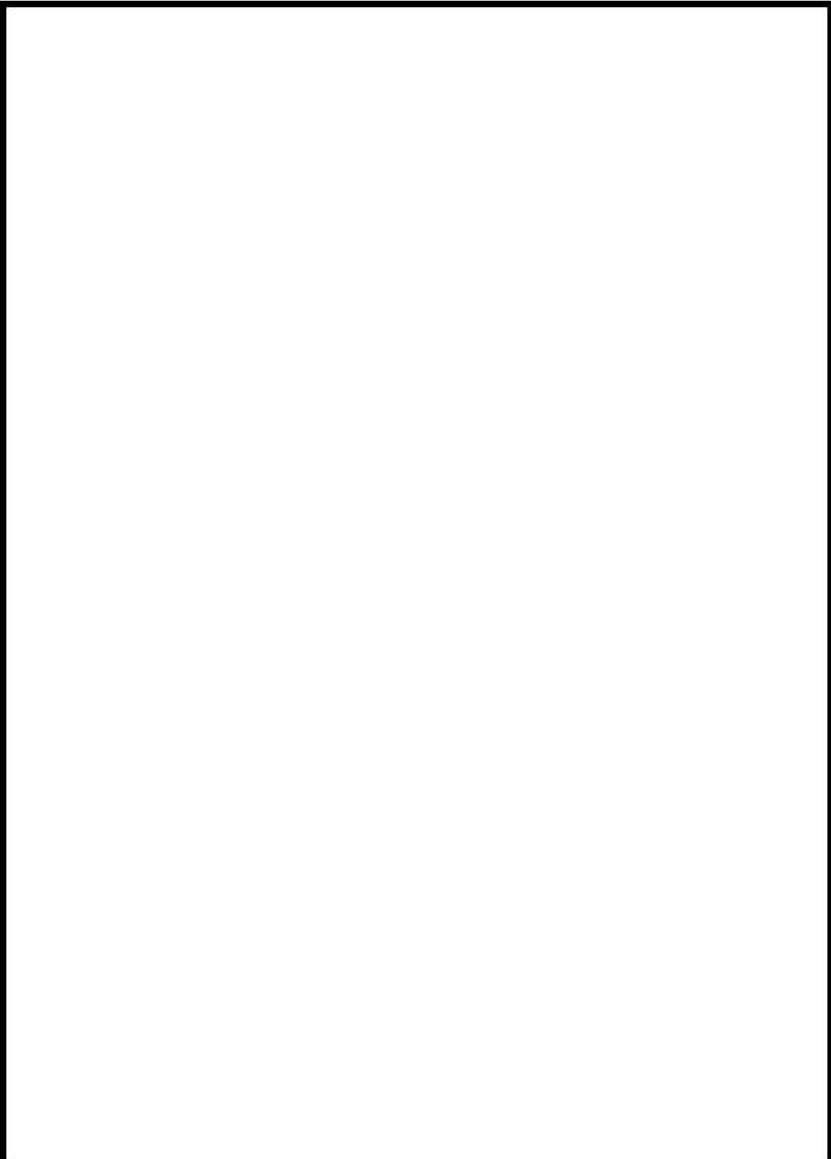
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：主蒸気逃がし弁機能検査          要領書番号：O3-16-120</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：主蒸気逃がし弁機能検査          要領書番号：HT3-27</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠内のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

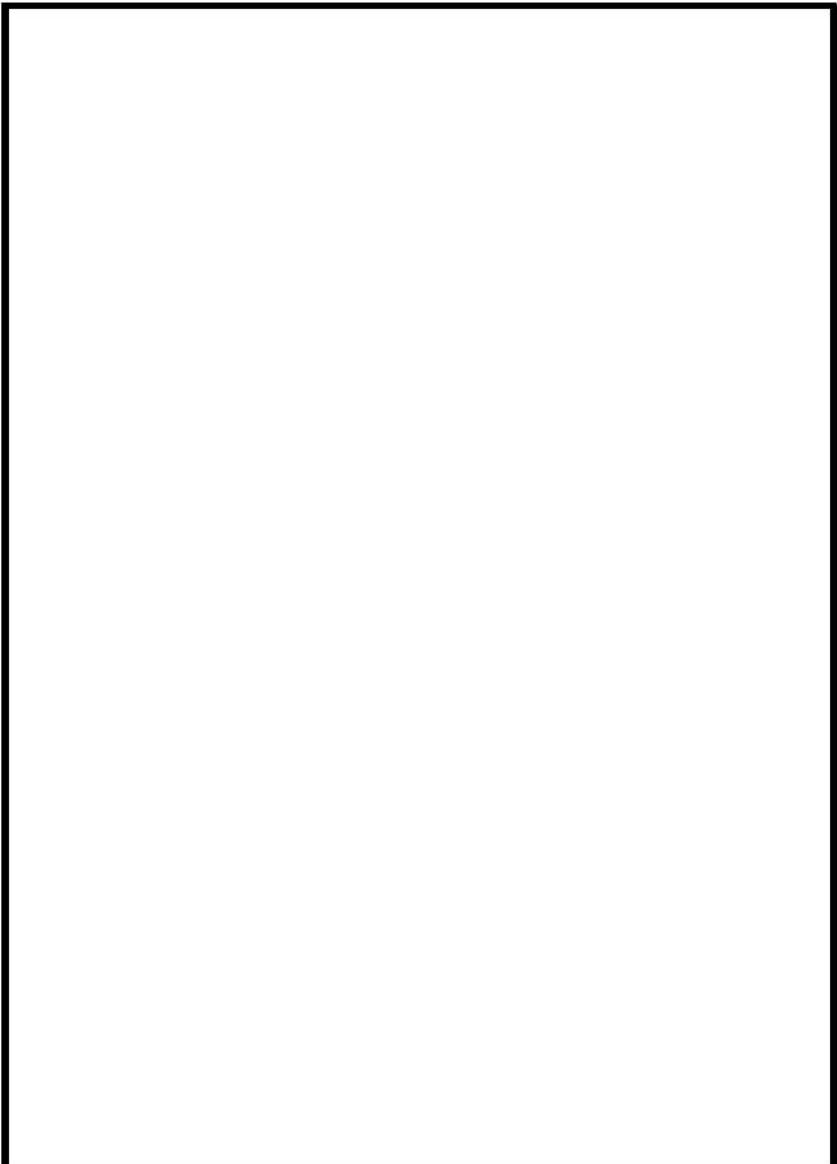
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査          要領書番号：O3-16-121</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査          要領書番号：HT3-28</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

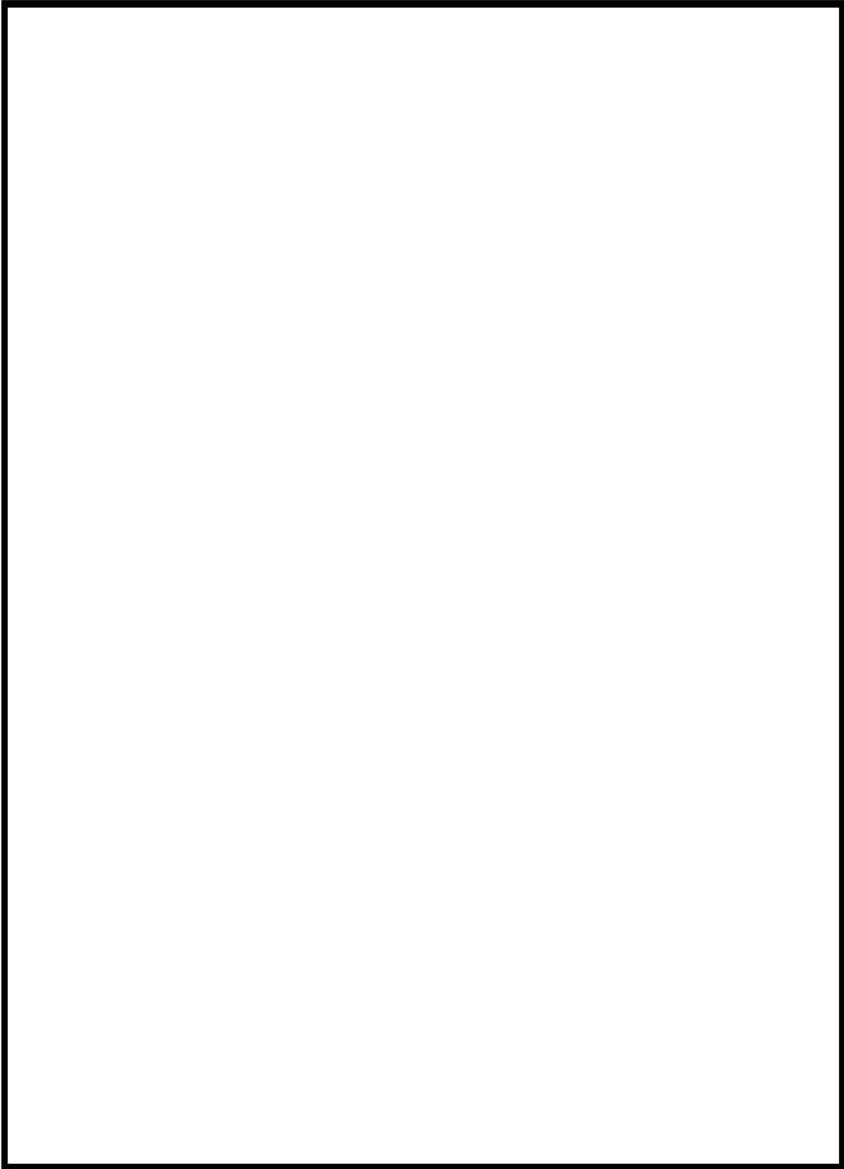
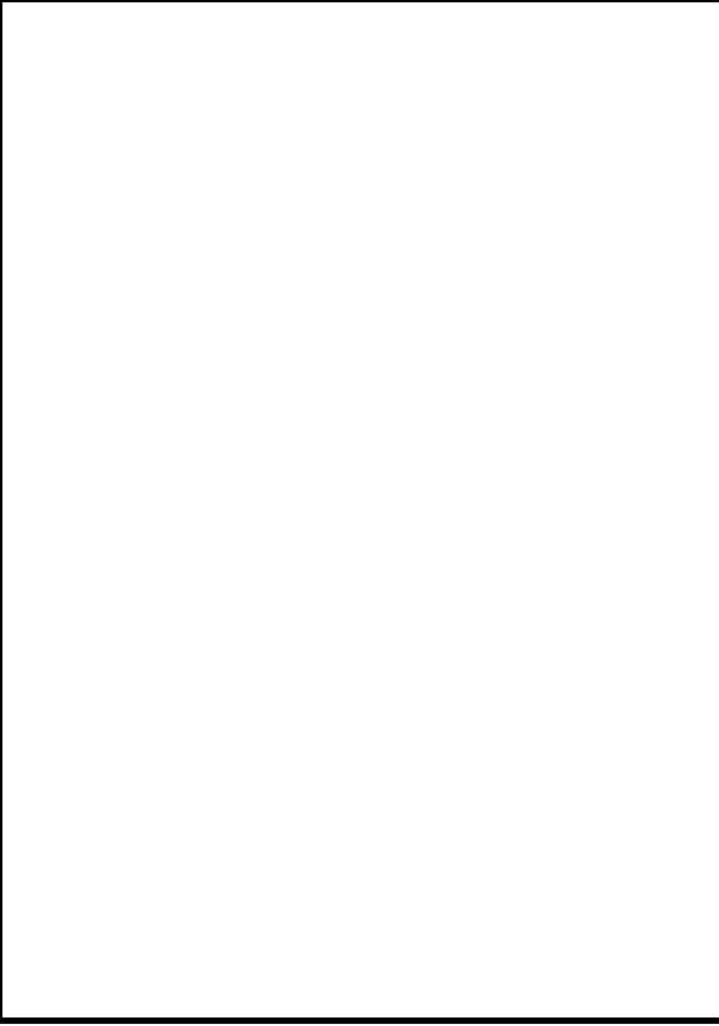
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠内のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

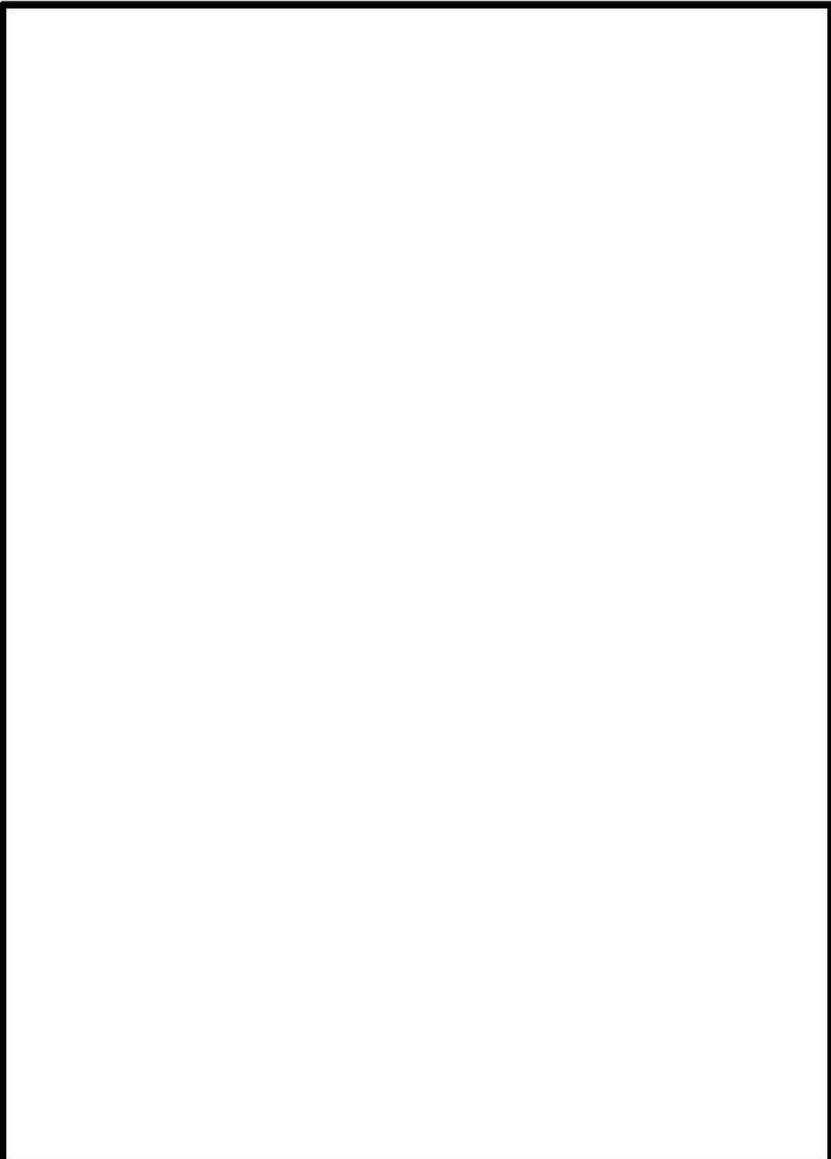
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉							相違理由
機器又は系統名		実地取（機器名）		点検及び試験の項目		保全の重要度		保全方式又は頻度		検査名		備考		保全計画の相違
				1開険点検		高		2次系容器検査		(○は適用する △は適用しない)				・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、実検査対象とするSA設備を保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
				1開険点検		高		2次系容器検査		(○は適用する △は適用しない)				保全計画の相違
3A液水流送器	3A液水流送器	1開険点検	1開険点検	1開険点検	1開険点検	高	52M	2次系容器検査	2次系容器検査	○	△			・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、実検査対象とするSA設備を保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
3B液水流送器	3C液水流送器	1開険点検	1開険点検	1開険点検	1開険点検	高	52M	2次系容器検査	2次系容器検査	○	△			保全計画の相違
3A液水流送器	3A液水流送器	1開険点検	1開険点検	1開険点検	1開険点検	高	130M	2次系容器検査	2次系容器検査	○	△			・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、実検査対象とするSA設備を保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
3B液水流送器	3C液水流送器	1開険点検	1開険点検	1開険点検	1開険点検	高	130M	2次系容器検査	2次系容器検査	○	△			保全計画の相違
3D液水流送器	3D液水流送器	1開険点検	1開険点検	1開険点検	1開険点検	高	130M	2次系容器検査	2次系容器検査	○	△			保全計画の相違
3E液水流送器	3F液水流送器	1開険点検	1開険点検	1開険点検	1開険点検	高	130M	2次系容器検査	2次系容器検査	○	△			保全計画の相違
<b>3種類ヒート</b>		<b>外観点検</b>		<b>1F</b>										保全計画の相違
蒸気タービン【蒸気タービンに接続する】 給水ポンプ及び貯水槽並びに給水施設 その他の機器		1分隔点検		1分隔点検		高		13M～150M		1部EPRあり				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 生産系熱・抽気系熱・ポンプ・熱交換器、井等を含む		2分隔点検		2分隔点検		低		13M～150M						保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 主部配管等*（上記蒸気タービン 主部配管以外の生産系熱・抽気系熱・ポンプ・熱交換器、井等を含む）		1開険点検		1開険点検		高		13M		蒸気タービン開放検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 主部配管等*（上記蒸気タービン 主部配管以外の生産系熱・抽気系熱・ポンプ・熱交換器、井等を含む）		2非接続點検		2非接続點検		高		13M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 主部配管等*（上記蒸気タービン 主部配管以外の生産系熱・抽気系熱・ポンプ・熱交換器、井等を含む）		1保険直付検		1保険直付検		高		10Y		定期検査				保全計画の相違
2次系配管等*（上記蒸気タービン 主部配管以外の生産系熱・抽気系熱・ポンプ・熱交換器、井等を含む）		2負担点検		2負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		1機械・性能試験		1機械・性能試験		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		2分隔点検		2分隔点検		高		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		3分隔点検		3分隔点検		高		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		4負担点検		4負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		5負担点検		5負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		6負担点検		6負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		7負担点検		7負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		8負担点検		8負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		9負担点検		9負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		10負担点検		10負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		11負担点検		11負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		12負担点検		12負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		13負担点検		13負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		14負担点検		14負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		15負担点検		15負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		16負担点検		16負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		17負担点検		17負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		18負担点検		18負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		19負担点検		19負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		20負担点検		20負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		21負担点検		21負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		22負担点検		22負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		23負担点検		23負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		24負担点検		24負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		25負担点検		25負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		26負担点検		26負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		27負担点検		27負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		28負担点検		28負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		29負担点検		29負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		30負担点検		30負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		31負担点検		31負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		32負担点検		32負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		33負担点検		33負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		34負担点検		34負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		35負担点検		35負担点検		高・低		13M～250M		内厚管理用熱氣タービン検査				保全計画の相違
蒸気タービン【接続する】 その他の井		36負担点検		36負担点検										

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	■	資料構成の相違 • 試験検査に係る資料の充実化 • 試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。



■ 特開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

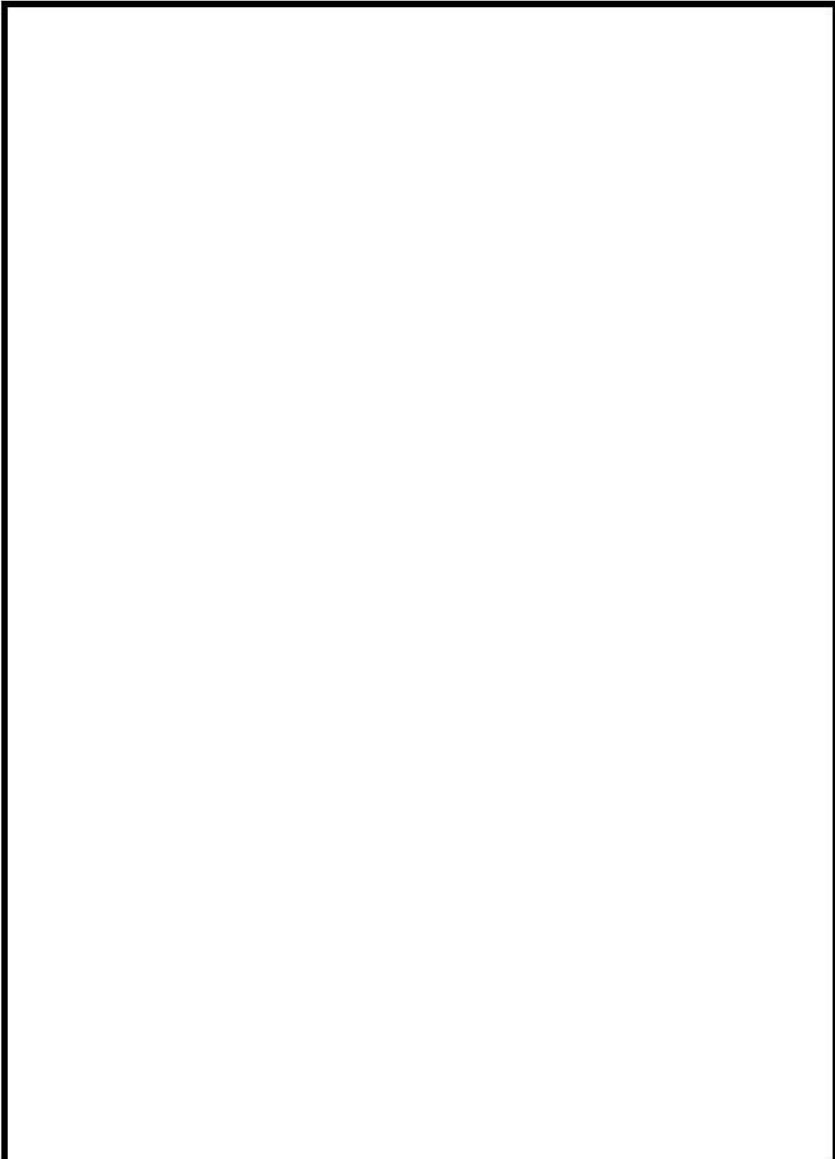
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：補助給水系機能検査（1/2）          要領書番号：O3-16-130</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：補助給水系機能検査          要領書番号：HT3-23</p>	<p>試-原-60</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

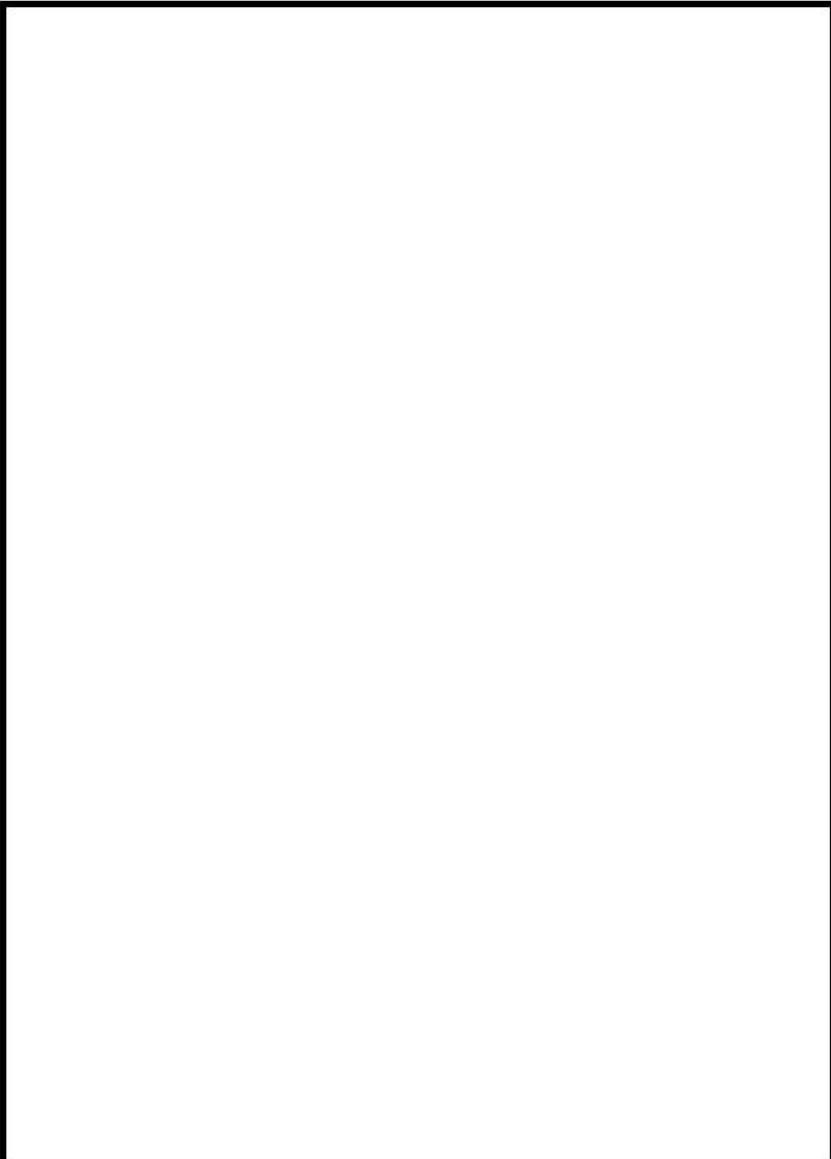
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：補助給水系ポンプ分解検査          要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違          ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>保全計画の相違    ・保全計画の相違 (実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

- ・対象設備の保全内容、検査項目の確定に相違はあるが、対象とする設備が保全対象として設定され、点検計画を定めており、大飯・泊も点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
- ・設定している保全内容及び検査項目について、それそれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
- ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査結果なし又は検査対象外の場合には計画図書にて試験検査が可能であることを説明する。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

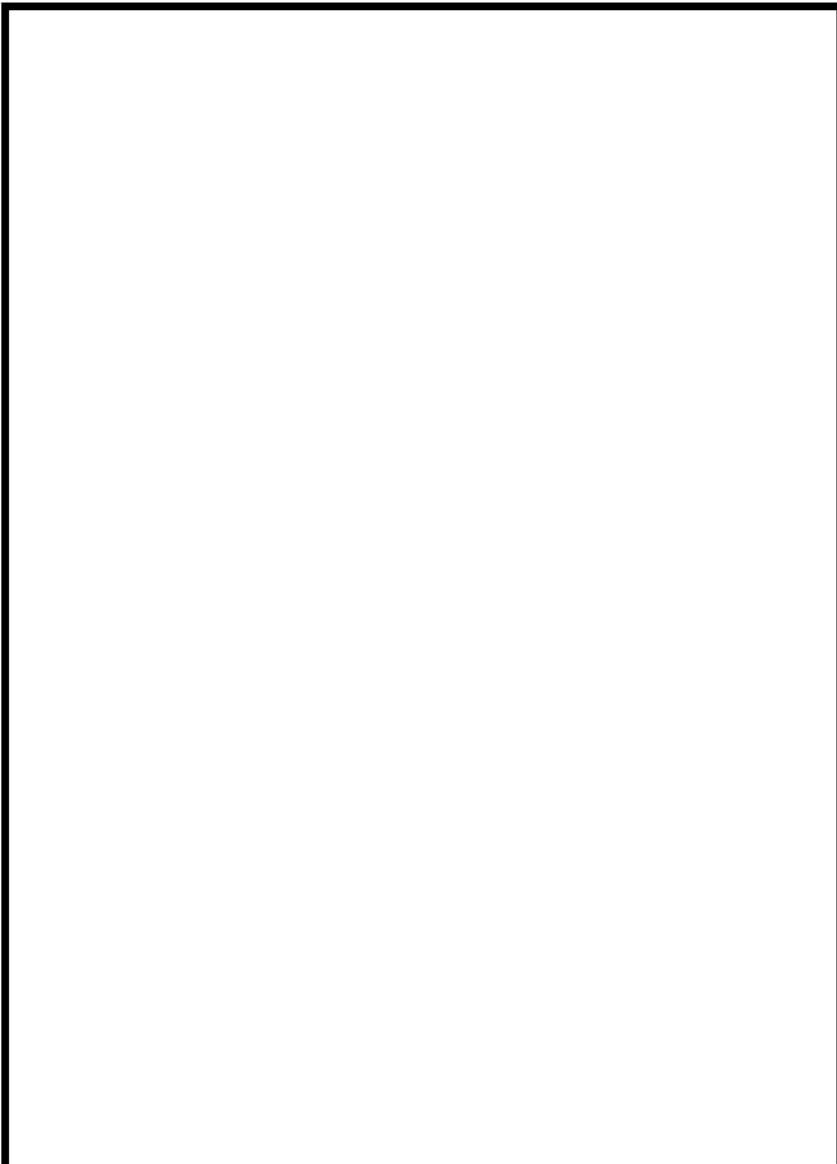
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：補助給水系機能検査（2/2）          要領書番号：O 3 - 1 6 - 1 3 0</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：補助給水系機能検査          要領書番号：HT 3 - 2 3</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	 <p>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

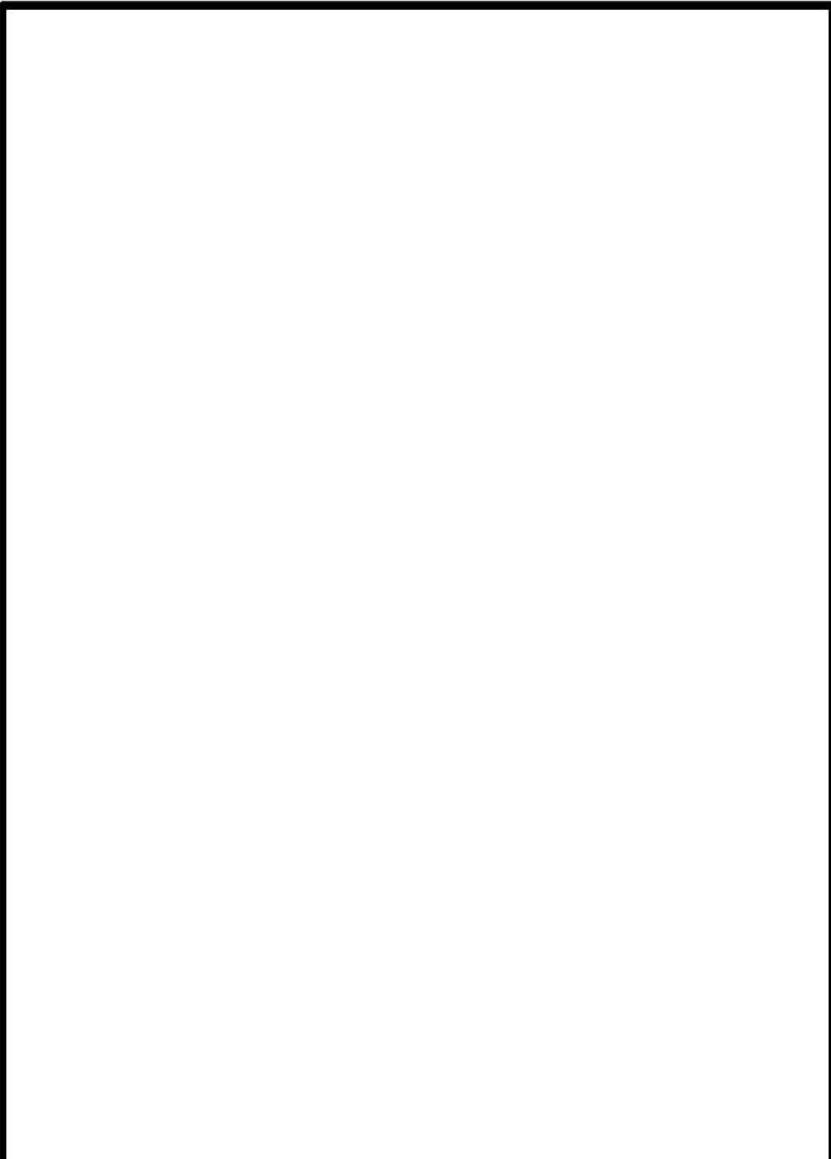
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_2</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第13回          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          蒸気タービンの附属設備          検査名：2次系ポンプ機能検査          要領書番号：O3-13-121</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第1保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          蒸気タービン          検査名：2次系ポンプ機能検査          要領書番号：HT3-121</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要是、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第13回          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          (蒸気タービンの附属設備)          検査名：補助給水系ポンプ分解検査          要領書番号：O3-13-24</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第1保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          (蒸気タービンの附属設備)          検査名：補助給水系ポンプ分解検査          要領書番号：HT3-24</p>	試-原-62

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

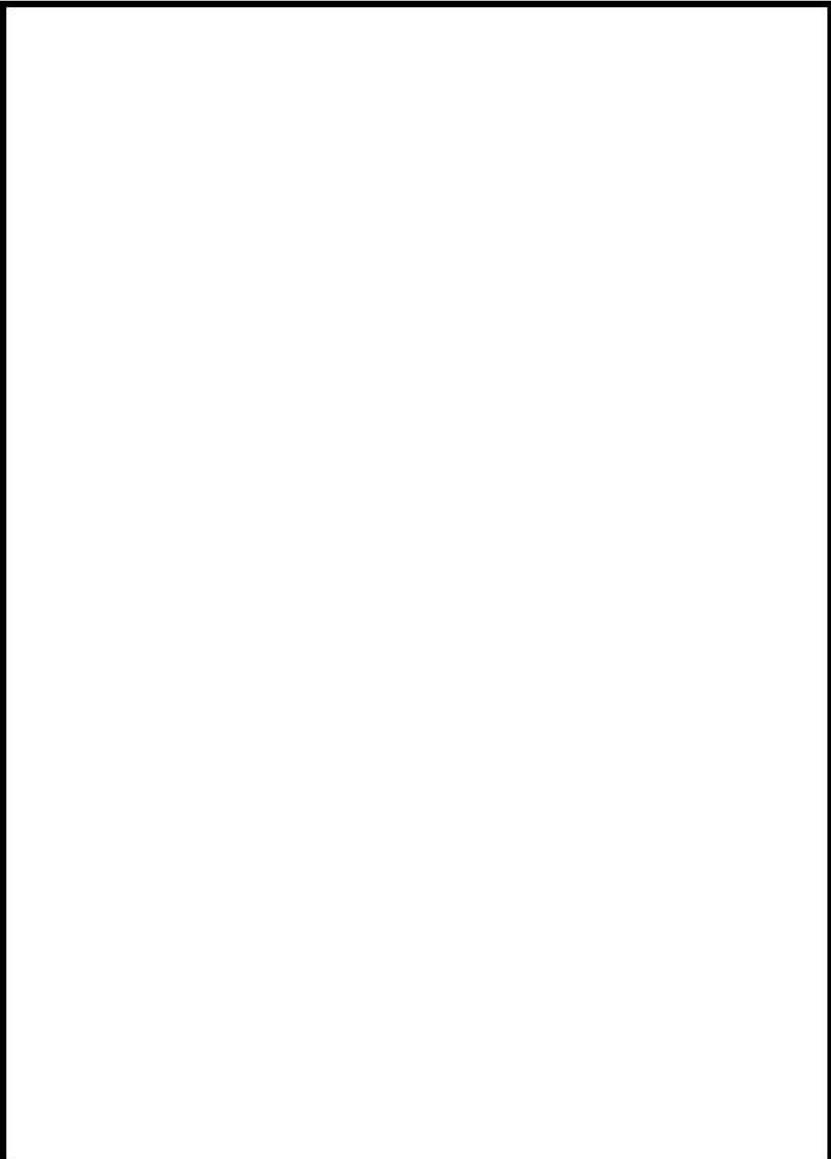
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉							相違理由
機器又は系統名		実施日(機器名)		点検及び試験の項目			保全の実施度 又は頻度		保全方式		保全名		備考	
	巨勢7番止給水止給装置	2017年1月25日	2.半導体点検	高	130M	2次系交換部品検査	高	130M	（○内に記入する） 設備點検技術				（○内に記入する） 設備點検技術	
	3.漏れ点検	高	130M											
	4.漏れ点検	高	130M	2次系交換部品検査										
	2.半導体点検	高	130M											
	3.漏れ点検	高	130M											
	4.漏れ点検	高	130M											
	5.漏れ点検	高	63M											
	6.漏れ点検	高	63M											
	7.漏れ点検	高	63M											
	8.漏れ点検	高	63M											
	9.漏れ点検	高	63M											
	10.漏れ点検	高	63M											
	11.漏れ点検	高	63M											
	12.漏れ点検	高	63M											
	13.漏れ点検	高	63M											
	14.漏れ点検	高	63M											
	15.漏れ点検	高	63M											
	16.漏れ点検	高	63M											
	17.漏れ点検	高	63M											
	18.漏れ点検	高	63M											
	19.漏れ点検	高	63M											
	20.漏れ点検	高	63M											
	21.漏れ点検	高	63M											
	22.漏れ点検	高	63M											
	23.漏れ点検	高	63M											
	24.漏れ点検	高	63M											
	25.漏れ点検	高	63M											
	26.漏れ点検	高	63M											
	27.漏れ点検	高	63M											
	28.漏れ点検	高	63M											
	29.漏れ点検	高	63M											
	30.漏れ点検	高	63M											
	31.漏れ点検	高	63M											
	32.漏れ点検	高	63M											
	33.漏れ点検	高	63M											
	34.漏れ点検	高	63M											
	35.漏れ点検	高	63M											
	36.漏れ点検	高	63M											
	37.漏れ点検	高	63M											
	38.漏れ点検	高	63M											
	39.漏れ点検	高	63M											
	40.漏れ点検	高	63M											
	41.漏れ点検	高	63M											
	42.漏れ点検	高	63M											
	43.漏れ点検	高	63M											
	44.漏れ点検	高	63M											
	45.漏れ点検	高	63M											
	46.漏れ点検	高	63M											
	47.漏れ点検	高	63M											
	48.漏れ点検	高	63M											
	49.漏れ点検	高	63M											
	50.漏れ点検	高	63M											
	51.漏れ点検	高	63M											
	52.漏れ点検	高	63M											
	53.漏れ点検	高	63M											
	54.漏れ点検	高	63M											
	55.漏れ点検	高	63M											
	56.漏れ点検	高	63M											
	57.漏れ点検	高	63M											
	58.漏れ点検	高	63M											
	59.漏れ点検	高	63M											
	60.漏れ点検	高	63M											
	61.漏れ点検	高	63M											
	62.漏れ点検	高	63M											
	63.漏れ点検	高	63M											
	64.漏れ点検	高	63M											
	65.漏れ点検	高	63M											
	66.漏れ点検	高	63M											
	67.漏れ点検	高	63M											
	68.漏れ点検	高	63M											
	69.漏れ点検	高	63M											
	70.漏れ点検	高	63M											
	71.漏れ点検	高	63M											
	72.漏れ点検	高	63M											
	73.漏れ点検	高	63M											
	74.漏れ点検	高	63M											
	75.漏れ点検	高	63M											
	76.漏れ点検	高	63M											
	77.漏れ点検	高	63M											
	78.漏れ点検	高	63M											
	79.漏れ点検	高	63M											
	80.漏れ点検	高	63M											
	81.漏れ点検	高	63M											
	82.漏れ点検	高	63M											
	83.漏れ点検	高	63M											
	84.漏れ点検	高	63M											
	85.漏れ点検	高	63M											
	86.漏れ点検	高	63M											
	87.漏れ点検	高	63M											
	88.漏れ点検	高	63M											
	89.漏れ点検	高	63M											
	90.漏れ点検	高	63M											
	91.漏れ点検	高	63M											
	92.漏れ点検	高	63M											
	93.漏れ点検	高	63M											
	94.漏れ点検	高	63M											
	95.漏れ点検	高	63M											
	96.漏れ点検	高	63M											
	97.漏れ点検	高	63M											
	98.漏れ点検	高	63M											
	99.漏れ点検	高	63M											
	100.漏れ点検	高	63M											
	101.漏れ点検	高	63M											
	102.漏れ点検	高	63M											
	103.漏れ点検	高	63M											
	104.漏れ点検	高	63M											
	105.漏れ点検	高	63M											
	106.漏れ点検	高	63M											
	107.漏れ点検	高	63M											
	108.漏れ点検	高	63M											
	109.漏れ点検	高	63M											
	110.漏れ点検	高	63M											
	111.漏れ点検	高	63M											
	112.漏れ点検	高	63M											
	113.漏れ点検	高	63M											
	114.漏れ点検	高	63M											
	115.漏れ点検	高	63M											
	116.漏れ点検	高	63M											
	117.漏れ点検	高	63M											
	118.漏れ点検	高	63M											
	119.漏れ点検	高	63M											
	120.漏れ点検	高	63M											
	121.漏れ点検	高	63M											
	122.漏れ点検	高	63M											
	123.漏れ点検	高	63M											
	124.漏れ点検	高	63M											
	125.漏れ点検	高	63M											
	126.漏れ点検	高	63M											
	127.漏れ点検	高	63M											
	128.漏れ点検	高	63M											
	129.漏れ点検	高	63M											
	130.漏れ点検	高	63M											
	131.漏れ点検	高	63M											
	132.漏れ点検	高	63M											
	133.漏れ点検	高	63M											
	134.漏れ点検	高	63M											
	135.漏れ点検	高	63M											
	136.漏れ点検	高	63M											
	137.漏れ点検	高	63M											
	138.漏れ点検	高	63M											
	139.漏れ点検	高	63M											
	140.漏れ点検	高	63M											
	141.漏れ点検	高	63M											
	142.漏れ点検	高	63M											
	143.漏れ点検	高	63M											
	144.漏れ点検	高	63M											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

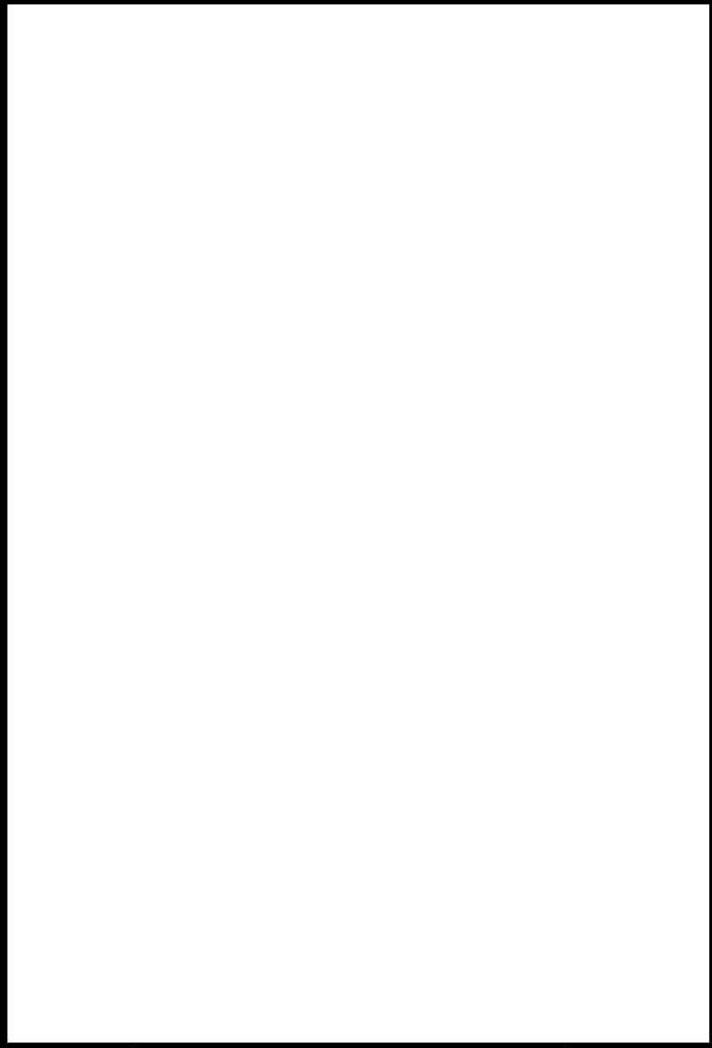
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：補助給水系機能検査（2/2）          要領書番号：O3-16-130</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：補助給水系機能検査          要領書番号：HT3-23</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

細固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実施状況(路名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	備考 (○内に青字又は緑字の判断) △内に赤字又は青字の判断 点線にあわせ、本指
自家燃系ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (電動機) 3.分解点検 (ターナカル・ホール取替) 4.隔離点検 (ポンツ) 5.隔離点検 (潤滑油注入) 6.隔離点検 (潤滑油注入) (電動機)	高 高 高 高 高 高	日* 78M 91M 39M 25M 25M	1次系ポンプ機能検査 非常用炉心冷却系ポンプ分岐板 検査	○内に青字又は緑字の判断 △内に赤字又は青字の判断 点線にあわせ、本指
電圧注入系主並行	3V-RH-050A 3V-RH-050B 3V-RH-050C	1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検	高 高 高	130M 130M 130M	非常用炉心冷却系主要并行管 検査
3V-RH-050D	1.分解点検	高	130M	非常用炉心冷却系主要并行管 検査	
3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.分解点検 1.分解点検	高 高	130M 130M	非常用炉心冷却系主要并行管 検査	
A余熱除蒸発装置	1.開放点検 2.非燃焼点検 3.漏えい点検	高 高 高	130M 130M 130M	1次系燃焼器検査 1次系燃焼器検査 1次系燃焼器検査	
自家燃系外給湯	1.開放点検 2.非燃焼点検 3.漏えい点検	高 高 高	130M 130M 130M	1次系燃焼器検査 1次系燃焼器検査 1次系燃焼器検査	
原子炉冷却系既定安全除蒸装置、 その他の井	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.隔離点検 (グラードバッキン貯槽)	高・低 高 高 高・低	52M～250M 130M 130M 65M～130M	1次系安全弁検査 1次系安全弁検査 1次系安全弁検査 一回毎(年)	

別紙1-3(2)

機器又は系統名	実施状況(路名)	点検の 重要度 又は頻度	検査名	備考 (○内に青字又は緑字の判断) △内に赤字又は青字の判断 点線にあわせ、本指
3V-RH-051A 3V-RH-051B 3V-RH-051C 3V-RH-051D 3V-RH-051E 3V-RH-051F 3V-RH-051G 3V-RH-051H 3V-RH-051I 3V-RH-051J 3V-RH-051K 3V-RH-051L 3V-RH-051M 3V-RH-051N 3V-RH-051O 3V-RH-051P 3V-RH-051Q 3V-RH-051R 3V-RH-051S 3V-RH-051T 3V-RH-051U 3V-RH-051V 3V-RH-051W 3V-RH-051X 3V-RH-051Y 3V-RH-051Z 3V-RH-052A 3V-RH-052B 3V-RH-052C 3V-RH-052D 3V-RH-052E 3V-RH-052F 3V-RH-052G 3V-RH-052H 3V-RH-052I 3V-RH-052J 3V-RH-052K 3V-RH-052L 3V-RH-052M 3V-RH-052N 3V-RH-052O 3V-RH-052P 3V-RH-052Q 3V-RH-052R 3V-RH-052S 3V-RH-052T 3V-RH-052U 3V-RH-052V 3V-RH-052W 3V-RH-052X 3V-RH-052Y 3V-RH-052Z 3V-RH-053A 3V-RH-053B 3V-RH-053C 3V-RH-053D 3V-RH-053E 3V-RH-053F 3V-RH-053G 3V-RH-053H 3V-RH-053I 3V-RH-053J 3V-RH-053K 3V-RH-053L 3V-RH-053M 3V-RH-053N 3V-RH-053O 3V-RH-053P 3V-RH-053Q 3V-RH-053R 3V-RH-053S 3V-RH-053T 3V-RH-053U 3V-RH-053V 3V-RH-053W 3V-RH-053X 3V-RH-053Y 3V-RH-053Z 3V-RH-054A 3V-RH-054B 3V-RH-054C 3V-RH-054D 3V-RH-054E 3V-RH-054F 3V-RH-054G 3V-RH-054H 3V-RH-054I 3V-RH-054J 3V-RH-054K 3V-RH-054L 3V-RH-054M 3V-RH-054N 3V-RH-054O 3V-RH-054P 3V-RH-054Q 3V-RH-054R 3V-RH-054S 3V-RH-054T 3V-RH-054U 3V-RH-054V 3V-RH-054W 3V-RH-054X 3V-RH-054Y 3V-RH-054Z 3V-RH-055A 3V-RH-055B 3V-RH-055C 3V-RH-055D 3V-RH-055E 3V-RH-055F 3V-RH-055G 3V-RH-055H 3V-RH-055I 3V-RH-055J 3V-RH-055K 3V-RH-055L 3V-RH-055M 3V-RH-055N 3V-RH-055O 3V-RH-055P 3V-RH-055Q 3V-RH-055R 3V-RH-055S 3V-RH-055T 3V-RH-055U 3V-RH-055V 3V-RH-055W 3V-RH-055X 3V-RH-055Y 3V-RH-055Z 3V-RH-056A 3V-RH-056B 3V-RH-056C 3V-RH-056D 3V-RH-056E 3V-RH-056F 3V-RH-056G 3V-RH-056H 3V-RH-056I 3V-RH-056J 3V-RH-056K 3V-RH-056L 3V-RH-056M 3V-RH-056N 3V-RH-056O 3V-RH-056P 3V-RH-056Q 3V-RH-056R 3V-RH-056S 3V-RH-056T 3V-RH-056U 3V-RH-056V 3V-RH-056W 3V-RH-056X 3V-RH-056Y 3V-RH-056Z 3V-RH-057A 3V-RH-057B 3V-RH-057C 3V-RH-057D 3V-RH-057E 3V-RH-057F 3V-RH-057G 3V-RH-057H 3V-RH-057I 3V-RH-057J 3V-RH-057K 3V-RH-057L 3V-RH-057M 3V-RH-057N 3V-RH-057O 3V-RH-057P 3V-RH-057Q 3V-RH-057R 3V-RH-057S 3V-RH-057T 3V-RH-057U 3V-RH-057V 3V-RH-057W 3V-RH-057X 3V-RH-057Y 3V-RH-057Z 3V-RH-058A 3V-RH-058B 3V-RH-058C 3V-RH-058D 3V-RH-058E 3V-RH-058F 3V-RH-058G 3V-RH-058H 3V-RH-058I 3V-RH-058J 3V-RH-058K 3V-RH-058L 3V-RH-058M 3V-RH-058N 3V-RH-058O 3V-RH-058P 3V-RH-058Q 3V-RH-058R 3V-RH-058S 3V-RH-058T 3V-RH-058U 3V-RH-058V 3V-RH-058W 3V-RH-058X 3V-RH-058Y 3V-RH-058Z 3V-RH-059A 3V-RH-059B 3V-RH-059C 3V-RH-059D 3V-RH-059E 3V-RH-059F 3V-RH-059G 3V-RH-059H 3V-RH-059I 3V-RH-059J 3V-RH-059K 3V-RH-059L 3V-RH-059M 3V-RH-059N 3V-RH-059O 3V-RH-059P 3V-RH-059Q 3V-RH-059R 3V-RH-059S 3V-RH-059T 3V-RH-059U 3V-RH-059V 3V-RH-059W 3V-RH-059X 3V-RH-059Y 3V-RH-059Z 3V-RH-060A 3V-RH-060B 3V-RH-060C 3V-RH-060D 3V-RH-060E 3V-RH-060F 3V-RH-060G 3V-RH-060H 3V-RH-060I 3V-RH-060J 3V-RH-060K 3V-RH-060L 3V-RH-060M 3V-RH-060N 3V-RH-060O 3V-RH-060P 3V-RH-060Q 3V-RH-060R 3V-RH-060S 3V-RH-060T 3V-RH-060U 3V-RH-060V 3V-RH-060W 3V-RH-060X 3V-RH-060Y 3V-RH-060Z 3V-RH-061A 3V-RH-061B 3V-RH-061C 3V-RH-061D 3V-RH-061E 3V-RH-061F 3V-RH-061G 3V-RH-061H 3V-RH-061I 3V-RH-061J 3V-RH-061K 3V-RH-061L 3V-RH-061M 3V-RH-061N 3V-RH-061O 3V-RH-061P 3V-RH-061Q 3V-RH-061R 3V-RH-061S 3V-RH-061T 3V-RH-061U 3V-RH-061V 3V-RH-061W 3V-RH-061X 3V-RH-061Y 3V-RH-061Z 3V-RH-062A 3V-RH-062B 3V-RH-062C 3V-RH-062D 3V-RH-062E 3V-RH-062F 3V-RH-062G 3V-RH-062H 3V-RH-062I 3V-RH-062J 3V-RH-062K 3V-RH-062L 3V-RH-062M 3V-RH-062N 3V-RH-062O 3V-RH-062P 3V-RH-062Q 3V-RH-062R 3V-RH-062S 3V-RH-062T 3V-RH-062U 3V-RH-062V 3V-RH-062W 3V-RH-062X 3V-RH-062Y 3V-RH-062Z 3V-RH-063A 3V-RH-063B 3V-RH-063C 3V-RH-063D 3V-RH-063E 3V-RH-063F 3V-RH-063G 3V-RH-063H 3V-RH-063I 3V-RH-063J 3V-RH-063K 3V-RH-063L 3V-RH-063M 3V-RH-063N 3V-RH-063O 3V-RH-063P 3V-RH-063Q 3V-RH-063R 3V-RH-063S 3V-RH-063T 3V-RH-063U 3V-RH-063V 3V-RH-063W 3V-RH-063X 3V-RH-063Y 3V-RH-063Z 3V-RH-064A 3V-RH-064B 3V-RH-064C 3V-RH-064D 3V-RH-064E 3V-RH-064F 3V-RH-064G 3V-RH-064H 3V-RH-064I 3V-RH-064J 3V-RH-064K 3V-RH-064L 3V-RH-064M 3V-RH-064N 3V-RH-064O 3V-RH-064P 3V-RH-064Q 3V-RH-064R 3V-RH-064S 3V-RH-064T 3V-RH-064U 3V-RH-064V 3V-RH-064W 3V-RH-064X 3V-RH-064Y 3V-RH-064Z 3V-RH-065A 3V-RH-065B 3V-RH-065C 3V-RH-065D 3V-RH-065E 3V-RH-065F 3V-RH-065G 3V-RH-065H 3V-RH-065I 3V-RH-065J 3V-RH-065K 3V-RH-065L 3V-RH-065M 3V-RH-065N 3V-RH-065O 3V-RH-065P 3V-RH-065Q 3V-RH-065R 3V-RH-065S 3V-RH-065T 3V-RH-065U 3V-RH-065V 3V-RH-065W 3V-RH-065X 3V-RH-065Y 3V-RH-065Z 3V-RH-066A 3V-RH-066B 3V-RH-066C 3V-RH-066D 3V-RH-066E 3V-RH-066F 3V-RH-066G 3V-RH-066H 3V-RH-066I 3V-RH-066J 3V-RH-066K 3V-RH-066L 3V-RH-066M 3V-RH-066N 3V-RH-066O 3V-RH-066P 3V-RH-066Q 3V-RH-066R 3V-RH-066S 3V-RH-066T 3V-RH-066U 3V-RH-066V 3V-RH-066W 3V-RH-066X 3V-RH-066Y 3V-RH-066Z 3V-RH-067A 3V-RH-067B 3V-RH-067C 3V-RH-067D 3V-RH-067E 3V-RH-067F 3V-RH-067G 3V-RH-067H 3V-RH-067I 3V-RH-067J 3V-RH-067K 3V-RH-067L 3V-RH-067M 3V-RH-067N 3V-RH-067O 3V-RH-067P 3V-RH-067Q 3V-RH-067R 3V-RH-067S 3V-RH-067T 3V-RH-067U 3V-RH-067V 3V-RH-067W 3V-RH-067X 3V-RH-067Y 3V-RH-067Z 3V-RH-068A 3V-RH-068B 3V-RH-068C 3V-RH-068D 3V-RH-068E 3V-RH-068F 3V-RH-068G 3V-RH-068H 3V-RH-068I 3V-RH-068J 3V-RH-068K 3V-RH-068L 3V-RH-068M 3V-RH-068N 3V-RH-068O 3V-RH-068P 3V-RH-068Q 3V-RH-068R 3V-RH-068S 3V-RH-068T 3V-RH-068U 3V-RH-068V 3V-RH-068W 3V-RH-068X 3V-RH-068Y 3V-RH-068Z 3V-RH-069A 3V-RH-069B 3V-RH-069C 3V-RH-069D 3V-RH-069E 3V-RH-069F 3V-RH-069G 3V-RH-069H 3V-RH-069I 3V-RH-069J 3V-RH-069K 3V-RH-069L 3V-RH-069M 3V-RH-069N 3V-RH-069O 3V-RH-069P 3V-RH-069Q 3V-RH-069R 3V-RH-069S 3V-RH-069T 3V-RH-069U 3V-RH-069V 3V-RH-069W 3V-RH-069X 3V-RH-069Y 3V-RH-069Z 3V-RH-070A 3V-RH-070B 3V-RH-070C 3V-RH-070D 3V-RH-070E 3V-RH-070F 3V-RH-070G 3V-RH-070H 3V-RH-070I 3V-RH-070J 3V-RH-070K 3V-RH-070L 3V-RH-070M 3V-RH-070N 3V-RH-070O 3V-RH-070P 3V-RH-070Q 3V-RH-070R 3V-RH-070S 3V-RH-070T 3V-RH-070U 3V-RH-070V 3V-RH-070W 3V-RH-070X 3V-RH-070Y 3V-RH-070Z 3V-RH-071A 3V-RH-071B 3V-RH-071C 3V-RH-071D 3V-RH-071E 3V-RH-071F 3V-RH-071G 3V-RH-071H 3V-RH-071I 3V-RH-071J 3V-RH-071K 3V-RH-071L 3V-RH-071M 3V-RH-071N 3V-RH-071O 3V-RH-071P 3V-RH-071Q 3V-RH-071R 3V-RH-071S 3V-RH-071T 3V-RH-071U 3V-RH-071V 3V-RH-071W 3V-RH-071X 3V-RH-071Y 3V-RH-071Z 3V-RH-072A 3V-RH-072B 3V-RH-072C 3V-RH-072D 3V-RH-072E 3V-RH-072F 3V-RH-072G 3V-RH-072H 3V-RH-072I 3V-RH-072J 3V-RH-072K 3V-RH-072L 3V-RH-072M 3V-RH-072N 3V-RH-072O 3V-RH-072P 3V-RH-072Q 3V-RH-072R 3V-RH-072S 3V-RH-072T 3V-RH-072U 3V-RH-072V 3V-RH-072W 3V-RH-072X 3V-RH-072Y 3V-RH-072Z 3V-RH-073A 3V-RH-073B 3V-RH-073C 3V-RH-073D 3V-RH-073E 3V-RH-073F 3V-RH-073G 3V-RH-073H 3V-RH-073I 3V-RH-073J 3V-RH-073K 3V-RH-073L 3V-RH-073M 3V-RH-073N 3V-RH-073O 3V-RH-073P 3V-RH-073Q 3V-RH-073R 3V-RH-073S 3V-RH-073T 3V-RH-073U 3V-RH-073V 3V-RH-073W 3V-RH-073X 3V-RH-073Y 3V-RH-073Z 3V-RH-074A 3V-RH-074B 3V-RH-074C 3V-RH-074D 3V-RH-074E 3V-RH-074F 3V-RH-074G 3V-RH-074H 3V-RH-074I 3V-RH-074J 3V-RH-074K 3V-RH-074L 3V-RH-074M 3V-RH-074N 3V-RH-074O 3V-RH-074P 3V-RH-074Q 3V-RH-074R 3V-RH-074S 3V-RH-074T 3V-RH-074U 3V-RH-074V 3V-RH-074W 3V-RH-074X 3V-RH-074Y 3V-RH-074Z 3V-RH-075A 3V-RH-075B 3V-RH-075C 3V-RH-075D 3V-RH-075E 3V-RH-075F 3V-RH-075G 3V-RH-075H 3V-RH-075I 3V-RH-075J 3V-RH-075K 3V-RH-075L 3V-RH-075M 3V-RH-075N 3V-RH-075O 3V-RH-075P 3V-RH-075Q 3V-RH-075R 3V-RH-075S 3V-RH-075T 3V-RH-075U 3V-RH-075V 3V-RH-075W 3V-RH-075X 3V-RH-075Y 3V-RH-075Z 3V-RH-076A 3V-RH-076B 3V-RH-076C 3V-RH-076D 3V-RH-076E 3V-RH-076F 3V-RH-076G 3V-RH-076H 3V-RH-076I 3V-RH-076J 3V-RH-076K 3V-RH-076L 3V-RH-076M 3V-RH-076N 3V-RH-076O 3V-RH-076P 3V-RH-076Q 3V-RH-076R 3V-RH-076S 3V-RH-076T 3V-RH-076U 3V-RH-076V 3V-RH-076W 3V-RH-076X 3V-RH-076Y 3V-RH-076Z 3V-RH-077A 3V-RH-077B 3V-RH-077C 3V-RH-077D 3V-RH-077E 3V-RH-077F 3V-RH-077G 3V-RH-077H 3V-RH-077I 3V-RH-077J 3V-RH-077K 3V-RH-077L 3V-RH-077M 3V-RH-077N 3V-RH-077O 3V-RH-077P 3V-RH-077Q 3V-RH-077R 3V-RH-077S 3V-RH-077T 3V-RH-077U 3V-RH-077V 3V-RH-077W 3V-RH-077X 3V-RH-077Y 3V-RH-077Z 3V-RH-078A 3V-RH-078B 3V-RH-078C 3V-RH-078D 3V-RH-078E 3V-RH-078F 3V-RH-078G 3V-RH-078H 3V-RH-078I 3V-RH-078J 3V-RH-078K 3V-RH-078L 3V-RH-078M 3V-RH-078N 3V-RH-078O 3V-RH-078P 3V-RH-078Q 3V-RH-078R 3V-RH-078S 3V-RH-078T 3V-RH-078U 3V-RH-078V 3V-RH-078W 3V-RH-078X 3V-RH-078Y 3V-RH-078Z 3V-RH-079A 3V-RH-079B 3V-RH-079C 3V-RH-079D 3V-RH-079E 3V-RH-079F 3V-RH-079G 3V-RH-079H 3V-RH-079I 3V-RH-079J 3V-RH-079K 3V-RH-079L 3V-RH-079M 3V-RH-079N 3V-RH-079O 3V-RH-079P 3V-RH-079Q 3V-RH-079R 3V-RH-079S 3V-RH-079T 3V-RH-079U 3V-RH-079V 3V-RH-079W 3V-RH-079X 3V-RH-079Y 3V-RH-079Z 3V-RH-080A 3V-RH-080B 3V-RH-080C 3V-RH-080D 3V-RH-080E 3V-RH-080F 3V-RH-080G 3V-RH-080H 3V-RH-080I 3V-RH-080J 3V-RH-080K 3V-RH-080L 3V-RH-080M 3V-RH-080N 3V-RH-080O 3V-RH-080P 3V-RH-080Q 3V-RH-080R 3V-RH-080S 3V-RH-080T 3V-RH-080U 3V-RH-080V 3V-RH-080W 3V-RH-080X 3V-RH-080Y 3V-RH-080Z 3V-RH-081A 3V-RH-081B 3V-RH-081C 3V-RH-081D 3V-RH-081E 3V-RH-081F 3V-RH-081G 3V-RH-081H 3V-RH-081I 3V-RH-081J 3V-RH-081K 3V-RH-081L 3V-RH-081M 3V-RH-081N 3V-RH-081O 3V-RH-081P 3V-RH-081Q 3V-RH-081R 3V-RH-081S 3V-RH-081T 3V-RH-081U 3V-RH-081V 3V-RH-081W 3V-RH-081X 3V-RH-081Y 3V-RH-081Z 3V-RH-082A 3V-RH-082B 3V-RH-082C 3V-RH-082D 3V-RH-082E 3V-RH-082F 3V-RH-082G 3V-RH-082H 3V-RH-082I				

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

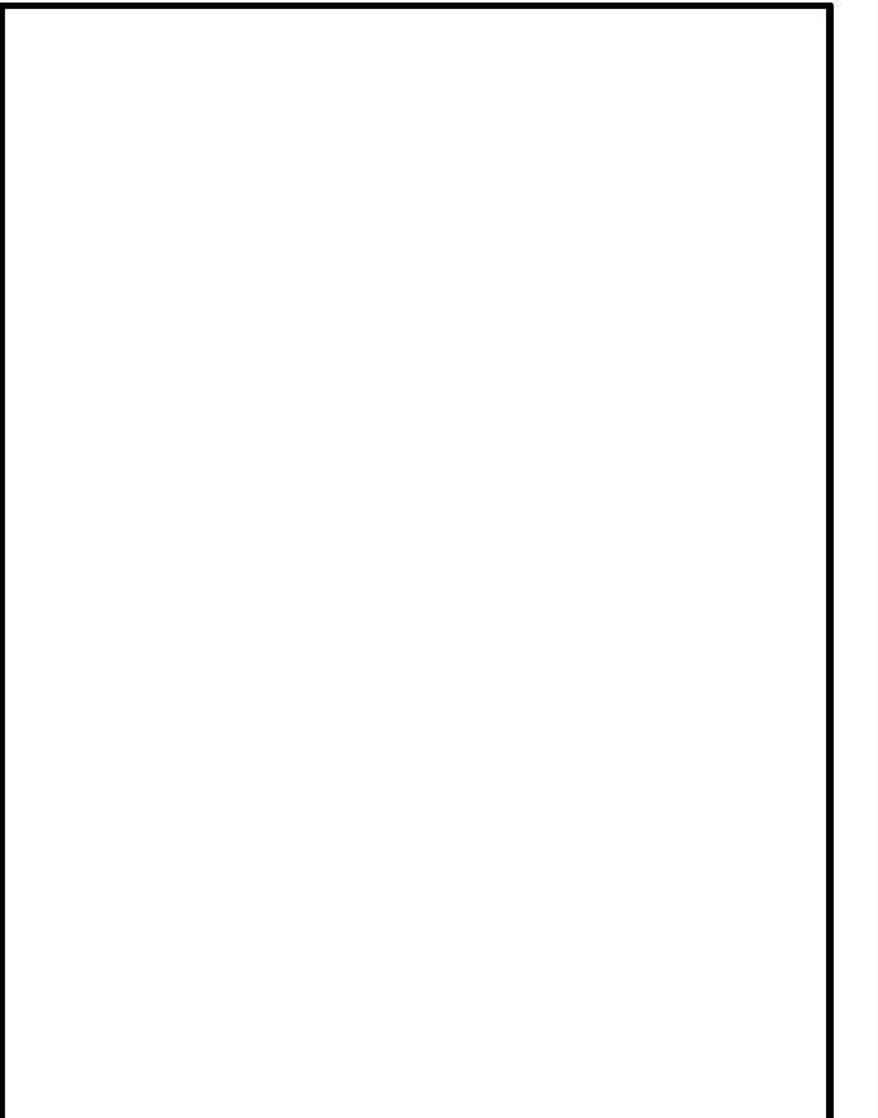
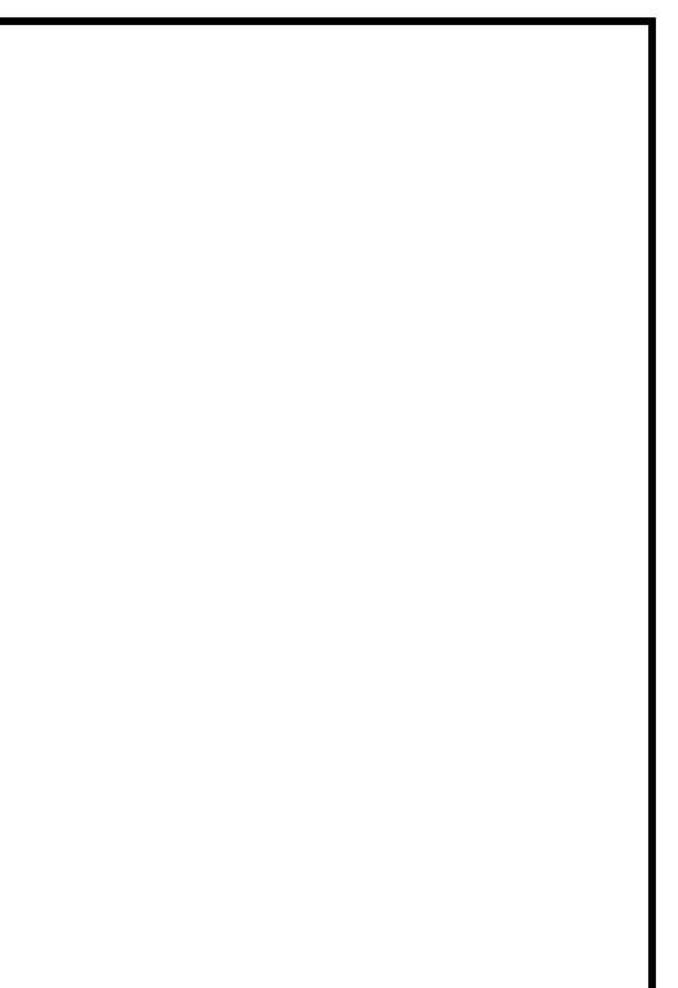
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          計測制御系統施設          核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設          検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編]          要領書番号：O3-16-319</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          計測制御系統設備          燃料設備          検査名：1次系ポンプ機能検査          要領書番号：HT3-83</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要是、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いづれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

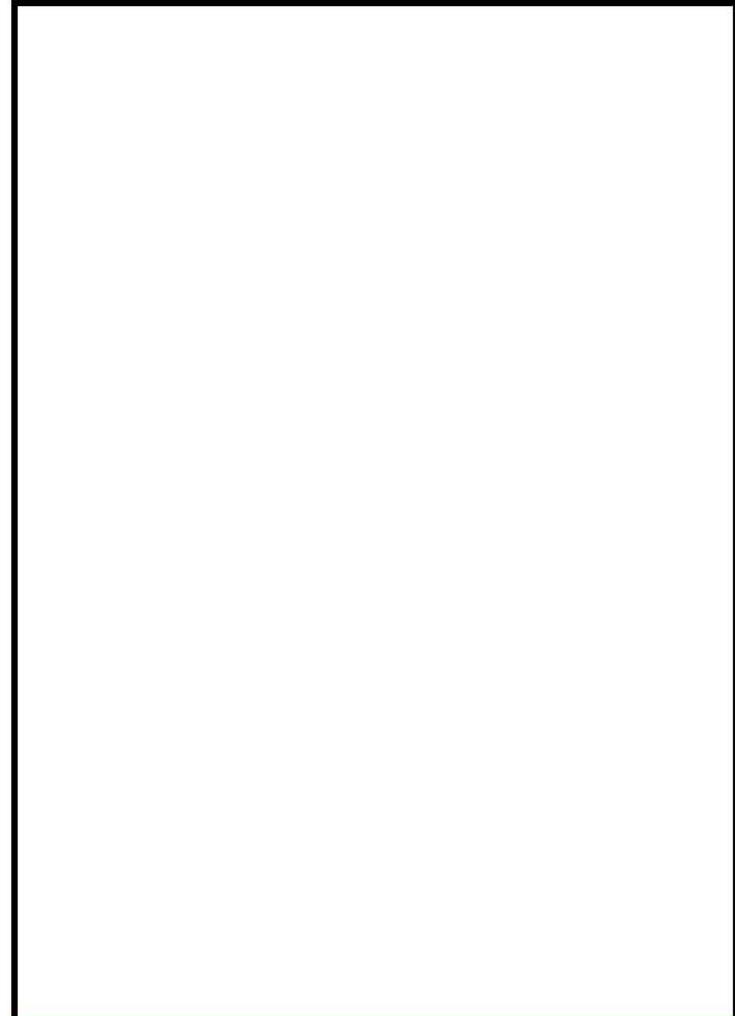
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>北海道電力株式会社 泊発電所    3号機 第2保全サイクル    定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備    検査名：非常用炉心冷却系機能検査    要領書番号：HT 3-16</p> <p>試験-72</p>	<p>保全計画の相違    ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 紹介みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>保全計画の相違</small> <small>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</small>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

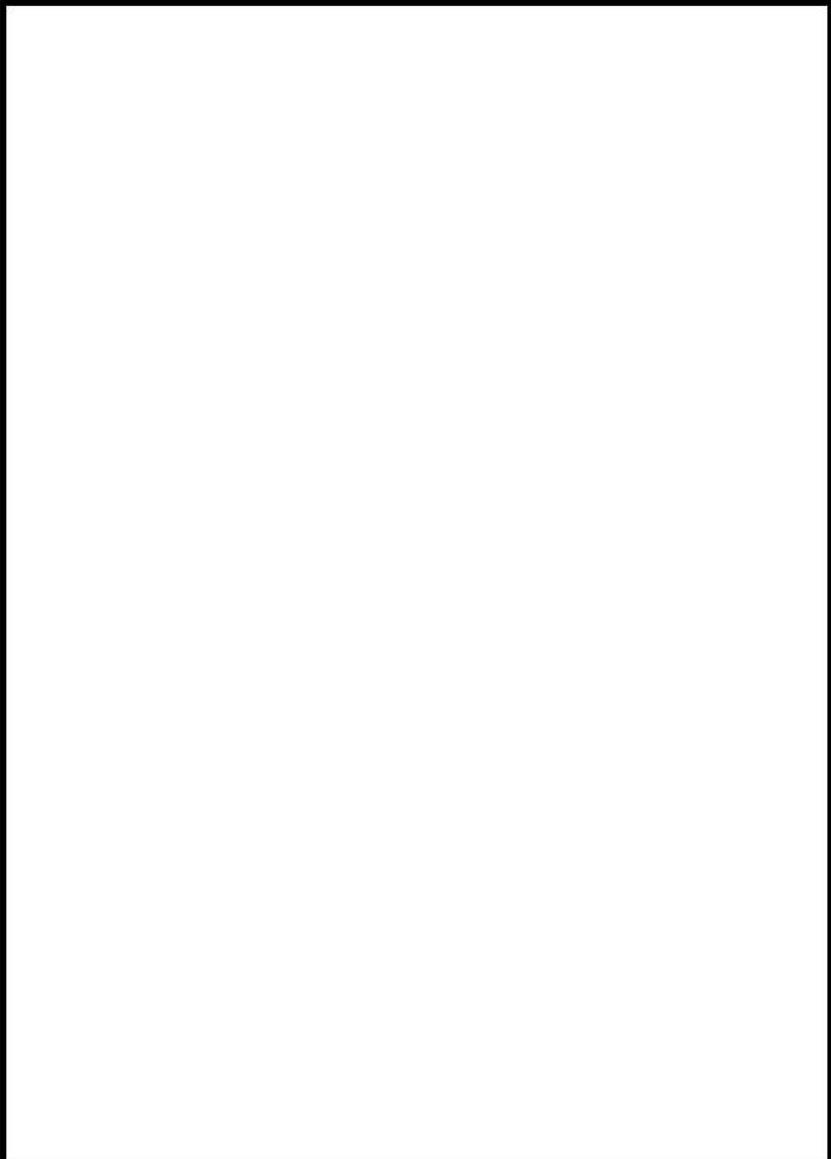
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第15保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統施設          検査名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査          要領書番号：O3-15-16</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査          要領書番号：HT3-17</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

機器又は系統名	実施状況(路名)	点検及び試験の項目	保全の重要度 又は頻度	検査名	相違理由
余余熱系ポンプ・電動機	1.機器・性能試験 (ボンブ) 2.分解点検 (電動機) 3.分解点検 (モニカル・ホール取替) 4.隔離点検 (ボンブ) 5.隔離点検 (潤滑油注入) 6.隔離点検 (潤滑油注入)	高	日*	1次系ポンプ機能検査 通常	(○)内に適用する 設備技術
電圧注入系主並行	3V-RH-050A 3V-RH-050B 3V-RH-050C 3V-RH-050D 3V-RH-051A 3V-RH-051B	1.分解点検 2.非隔離点検 3.漏えい点検 1.隔離点検 2.非隔離点検 3.漏えい点検	高 高 高 高 高 高	130mA 130mA 130mA 130mA 130mA 130mA	日*ポンプ系主要並行 点検にあわせ実施 (振動診断：30Hz)
余余熱系外給湯		1.隔離点検 2.非隔離点検 3.漏えい点検	高 高 高	130mA 130mA 130mA	1次系外給湯装置 検査
原子炉冷却材圧力容器緊急遮断装置、その他の中井	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.隔離点検 (グラードバッキン貯槽)	高 高 高 高	日 130mA 130mA 130mA 130mA	1次系供給管 1次系安全弁検査 1次系外給湯装置 一部点検あり	1次系外給湯装置、 その他の中井
泊発電所3号炉	1.機器・性能試験 2.分解点検 3.漏えい点検 1.隔離点検 2.非隔離点検 3.漏えい点検	高 高 高 高 高 高	130mA 130mA 130mA 130mA 130mA 130mA	1次系外給湯装置 検査	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの開連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。
別紙1-1 (3/3頁)					
別紙1-2 (3/3頁)					
別紙1-3 (3/3頁)					
別紙1-4 (3/3頁)					
別紙1-5 (3/3頁)					
別紙1-6 (3/3頁)					
別紙1-7 (3/3頁)					
別紙1-8 (3/3頁)					
別紙1-9 (3/3頁)					
別紙1-10 (3/3頁)					
別紙1-11 (3/3頁)					
別紙1-12 (3/3頁)					
別紙1-13 (3/3頁)					
別紙1-14 (3/3頁)					
別紙1-15 (3/3頁)					
別紙1-16 (3/3頁)					
別紙1-17 (3/3頁)					
別紙1-18 (3/3頁)					
別紙1-19 (3/3頁)					
別紙1-20 (3/3頁)					
別紙1-21 (3/3頁)					
別紙1-22 (3/3頁)					
別紙1-23 (3/3頁)					
別紙1-24 (3/3頁)					
別紙1-25 (3/3頁)					
別紙1-26 (3/3頁)					
別紙1-27 (3/3頁)					
別紙1-28 (3/3頁)					
別紙1-29 (3/3頁)					
別紙1-30 (3/3頁)					
別紙1-31 (3/3頁)					
別紙1-32 (3/3頁)					
別紙1-33 (3/3頁)					
別紙1-34 (3/3頁)					
別紙1-35 (3/3頁)					
別紙1-36 (3/3頁)					
別紙1-37 (3/3頁)					
別紙1-38 (3/3頁)					
別紙1-39 (3/3頁)					
別紙1-40 (3/3頁)					
別紙1-41 (3/3頁)					
別紙1-42 (3/3頁)					
別紙1-43 (3/3頁)					
別紙1-44 (3/3頁)					
別紙1-45 (3/3頁)					
別紙1-46 (3/3頁)					
別紙1-47 (3/3頁)					
別紙1-48 (3/3頁)					
別紙1-49 (3/3頁)					
別紙1-50 (3/3頁)					
別紙1-51 (3/3頁)					
別紙1-52 (3/3頁)					
別紙1-53 (3/3頁)					
別紙1-54 (3/3頁)					
別紙1-55 (3/3頁)					
別紙1-56 (3/3頁)					
別紙1-57 (3/3頁)					
別紙1-58 (3/3頁)					
別紙1-59 (3/3頁)					
別紙1-60 (3/3頁)					
別紙1-61 (3/3頁)					
別紙1-62 (3/3頁)					
別紙1-63 (3/3頁)					
別紙1-64 (3/3頁)					
別紙1-65 (3/3頁)					
別紙1-66 (3/3頁)					
別紙1-67 (3/3頁)					
別紙1-68 (3/3頁)					
別紙1-69 (3/3頁)					
別紙1-70 (3/3頁)					
別紙1-71 (3/3頁)					
別紙1-72 (3/3頁)					
別紙1-73 (3/3頁)					
別紙1-74 (3/3頁)					
別紙1-75 (3/3頁)					
別紙1-76 (3/3頁)					
別紙1-77 (3/3頁)					
別紙1-78 (3/3頁)					
別紙1-79 (3/3頁)					
別紙1-80 (3/3頁)					
別紙1-81 (3/3頁)					
別紙1-82 (3/3頁)					
別紙1-83 (3/3頁)					
別紙1-84 (3/3頁)					
別紙1-85 (3/3頁)					
別紙1-86 (3/3頁)					
別紙1-87 (3/3頁)					
別紙1-88 (3/3頁)					
別紙1-89 (3/3頁)					
別紙1-90 (3/3頁)					
別紙1-91 (3/3頁)					
別紙1-92 (3/3頁)					
別紙1-93 (3/3頁)					
別紙1-94 (3/3頁)					
別紙1-95 (3/3頁)					
別紙1-96 (3/3頁)					
別紙1-97 (3/3頁)					
別紙1-98 (3/3頁)					
別紙1-99 (3/3頁)					
別紙1-100 (3/3頁)					
別紙1-101 (3/3頁)					
別紙1-102 (3/3頁)					
別紙1-103 (3/3頁)					
別紙1-104 (3/3頁)					
別紙1-105 (3/3頁)					
別紙1-106 (3/3頁)					
別紙1-107 (3/3頁)					
別紙1-108 (3/3頁)					
別紙1-109 (3/3頁)					
別紙1-110 (3/3頁)					
別紙1-111 (3/3頁)					
別紙1-112 (3/3頁)					
別紙1-113 (3/3頁)					
別紙1-114 (3/3頁)					
別紙1-115 (3/3頁)					
別紙1-116 (3/3頁)					
別紙1-117 (3/3頁)					
別紙1-118 (3/3頁)					
別紙1-119 (3/3頁)					
別紙1-120 (3/3頁)					
別紙1-121 (3/3頁)					
別紙1-122 (3/3頁)					
別紙1-123 (3/3頁)					
別紙1-124 (3/3頁)					
別紙1-125 (3/3頁)					
別紙1-126 (3/3頁)					
別紙1-127 (3/3頁)					
別紙1-128 (3/3頁)					
別紙1-129 (3/3頁)					
別紙1-130 (3/3頁)					
別紙1-131 (3/3頁)					
別紙1-132 (3/3頁)					
別紙1-133 (3/3頁)					
別紙1-134 (3/3頁)					
別紙1-135 (3/3頁)					
別紙1-136 (3/3頁)					
別紙1-137 (3/3頁)					
別紙1-138 (3/3頁)					
別紙1-139 (3/3頁)					
別紙1-140 (3/3頁)					
別紙1-141 (3/3頁)					
別紙1-142 (3/3頁)					
別紙1-143 (3/3頁)					
別紙1-144 (3/3頁)					
別紙1-145 (3/3頁)					
別紙1-146 (3/3頁)					
別紙1-147 (3/3頁)					
別紙1-148 (3/3頁)					
別紙1-149 (3/3頁)					
別紙1-150 (3/3頁)					
別紙1-151 (3/3頁)					
別紙1-152 (3/3頁)					
別紙1-153 (3/3頁)					
別紙1-154 (3/3頁)					
別紙1-155 (3/3頁)					
別紙1-156 (3/3頁)					
別紙1-157 (3/3頁)					
別紙1-158 (3/3頁)					
別紙1-159 (3/3頁)					
別紙1-160 (3/3頁)					
別紙1-161 (3/3頁)					
別紙1-162 (3/3頁)					
別紙1-163 (3/3頁)					
別紙1-164 (3/3頁)					
別紙1-165 (3/3頁)					
別紙1-166 (3/3頁)					
別紙1-167 (3/3頁)					
別紙1-168 (3/3頁)					
別紙1-169 (3/3頁)					
別紙1-170 (3/3頁)					
別紙1-171 (3/3頁)					
別紙1-172 (3/3頁)					
別紙1-173 (3/3頁)					
別紙1-174 (3/3頁)					
別紙1-175 (3/3頁)					
別紙1-176 (3/3頁)					
別紙1-177 (3/3頁)					
別紙1-178 (3/3頁)					
別紙1-179 (3/3頁)					
別紙1-180 (3/3頁)					
別紙1-181 (3/3頁)					
別紙1-182 (3/3頁)					
別紙1-183 (3/3頁)					
別紙1-184 (3/3頁)					
別紙1-185 (3/3頁)					
別紙1-186 (3/3頁)					
別紙1-187 (3/3頁)					
別紙1-188 (3/3頁)					
別紙1-189 (3/3頁)					
別紙1-190 (3/3頁)					
別紙1-191 (3/3頁)					
別紙1-192 (3/3頁)					
別紙1-193 (3/3頁)					
別紙1-194 (3/3頁)					
別紙1-195 (3/3頁)					
別紙1-196 (3/3頁)					
別紙1-197 (3/3頁)					
別紙1-198 (3/3頁)					
別紙1-199 (3/3頁)					
別紙1-200 (3/3頁)					
別紙1-201 (3/3頁)					
別紙1-202 (3/3頁)					
別紙1-203 (3/3頁)					
別紙1-204 (3/3頁)					
別紙1-205 (3/3頁)					
別紙1-206 (3/3頁)					
別紙1-207 (3/3頁)					
別紙1-208 (3/3頁)					
別紙1-209 (3/3頁)					
別紙1-210 (3/3頁)					
別紙1-211 (3/3頁)					
別紙1-212 (3/3頁)					
別紙1-213 (3/3頁)					
別紙1-214 (3/3頁)					
別紙1-215 (3/3頁)					
別紙1-216 (3/3頁)					
別紙1-217 (3/3頁)					
別紙1-218 (3/3頁)					
別紙1-219 (3/3頁)					
別紙1-220 (3/3頁)					
別紙1-221 (3/3頁)					
別紙1-222 (3/3頁)					
別紙1-223 (3/3頁)					
別紙1-224 (3/3頁)					
別紙1-225 (3/3頁)					
別紙1-226 (3/3頁)					
別紙1-227 (3/3頁)					
別紙1-228 (3/3頁)					
別紙1-229 (3/3頁)					
別紙1-230 (3/3頁)					
別紙1-231 (3/3頁)					
別紙1-232 (3/3頁)					
別紙1-233 (3/3頁)					
別紙1-234 (3/3頁)					
別紙1-235 (3/3頁)					
別紙1-236 (3/3					

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

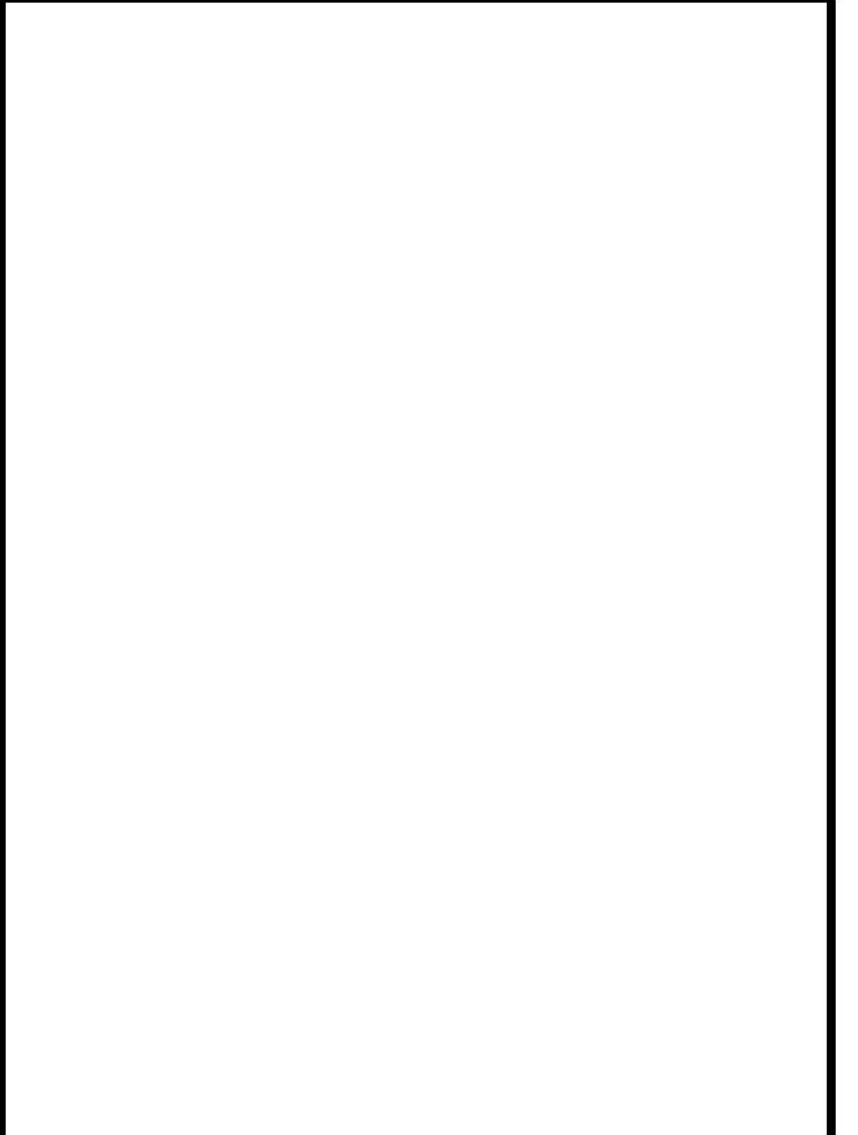
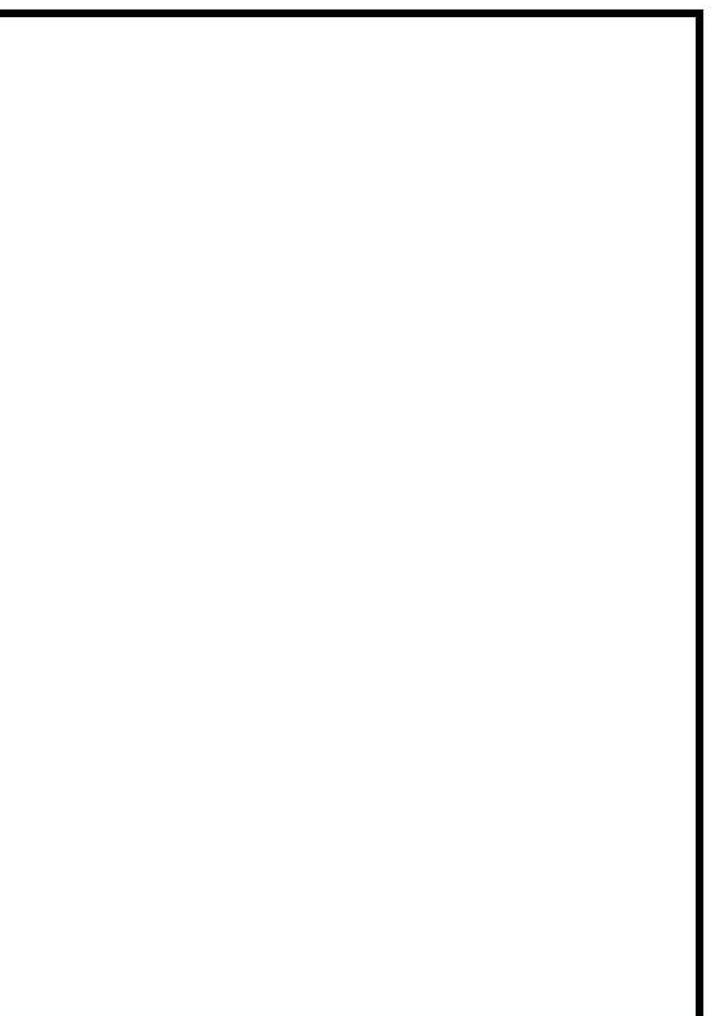
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所    第3号機 第11回    定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備    燃料設備    原子炉格納施設    検査名：1次系熱交換器検査    要領書番号：O3-11-91</p>		<p>保全計画の相違    ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

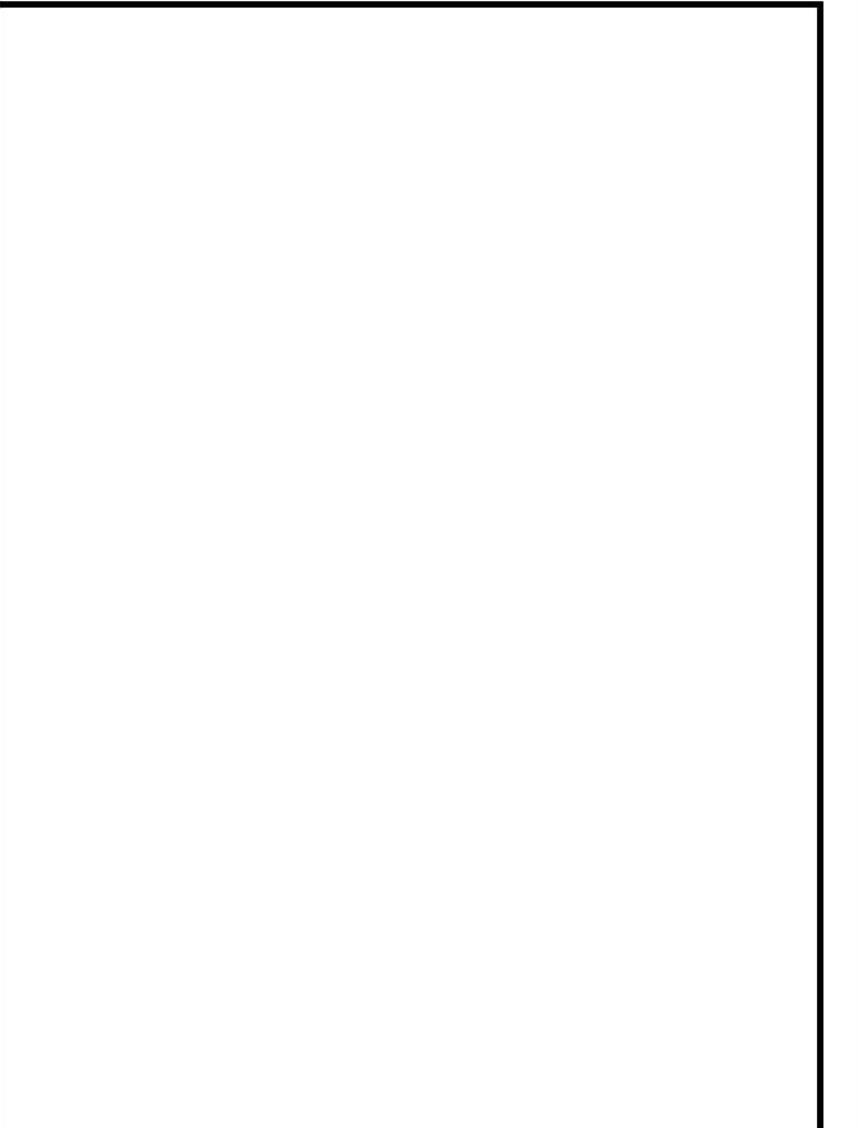
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 5</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          計測制御系統施設          核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設          放射線管理施設          放射性廃棄物の廃棄施設          原子炉格納施設          蒸気タービンの附属設備</p> <p>検査名：1次系弁検査(3/4) [機械一般弁編]          要領書番号：O 3-16-320</p>		<p>保全計画の相違          ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

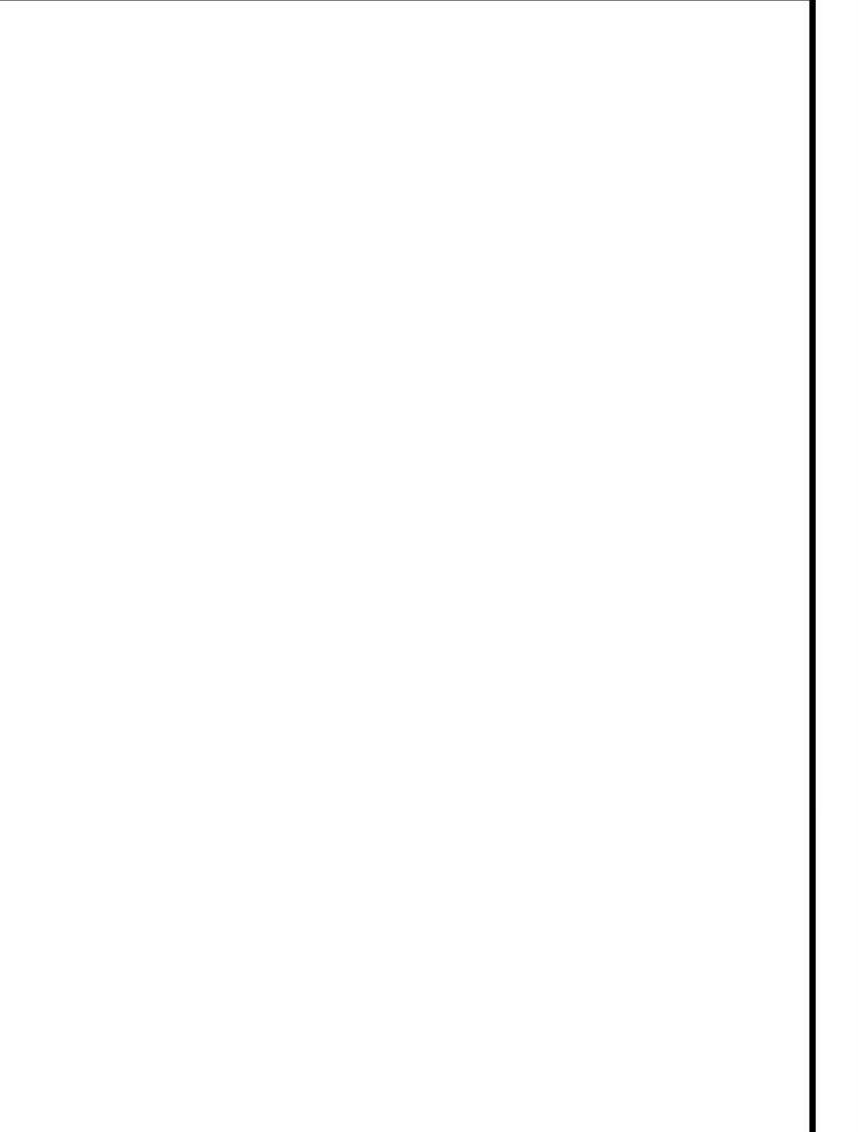
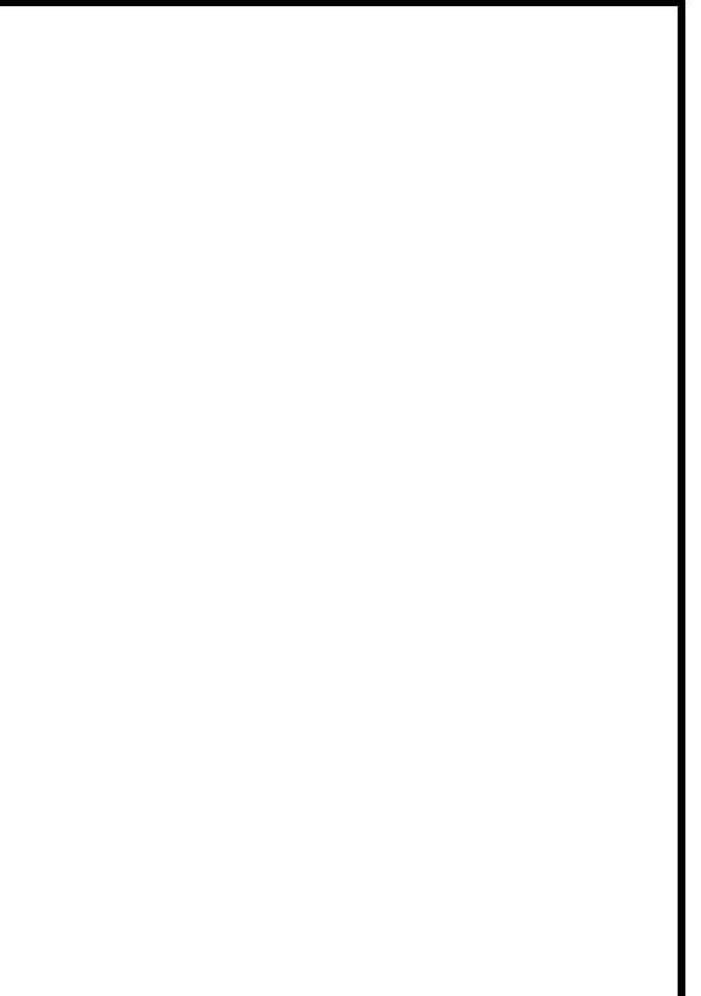
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</li></ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> 	 <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の申請(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

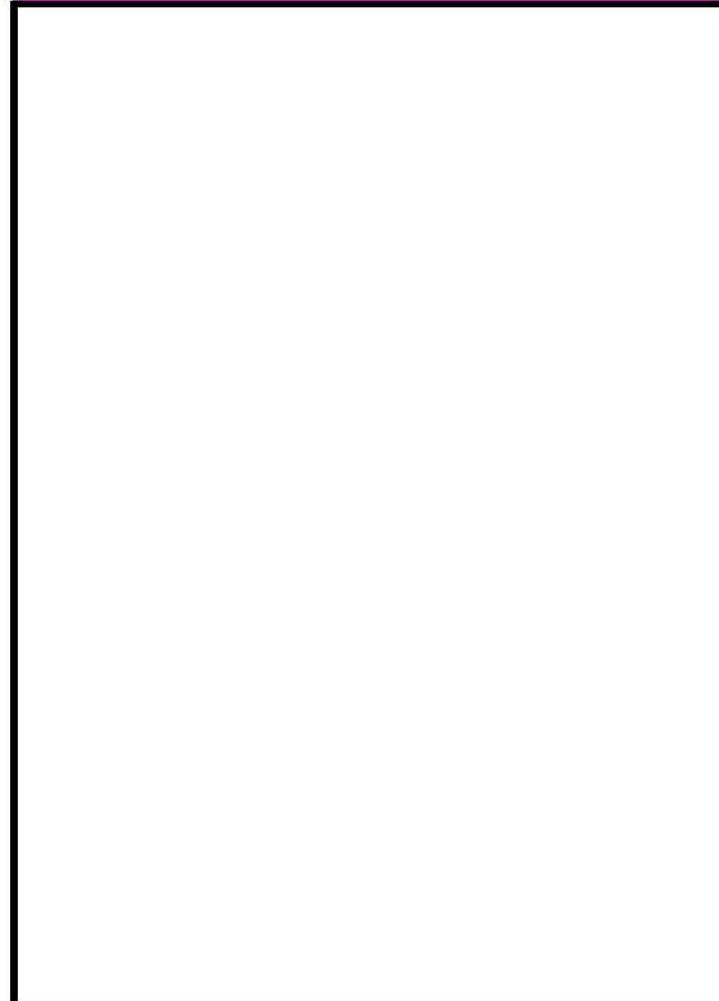
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

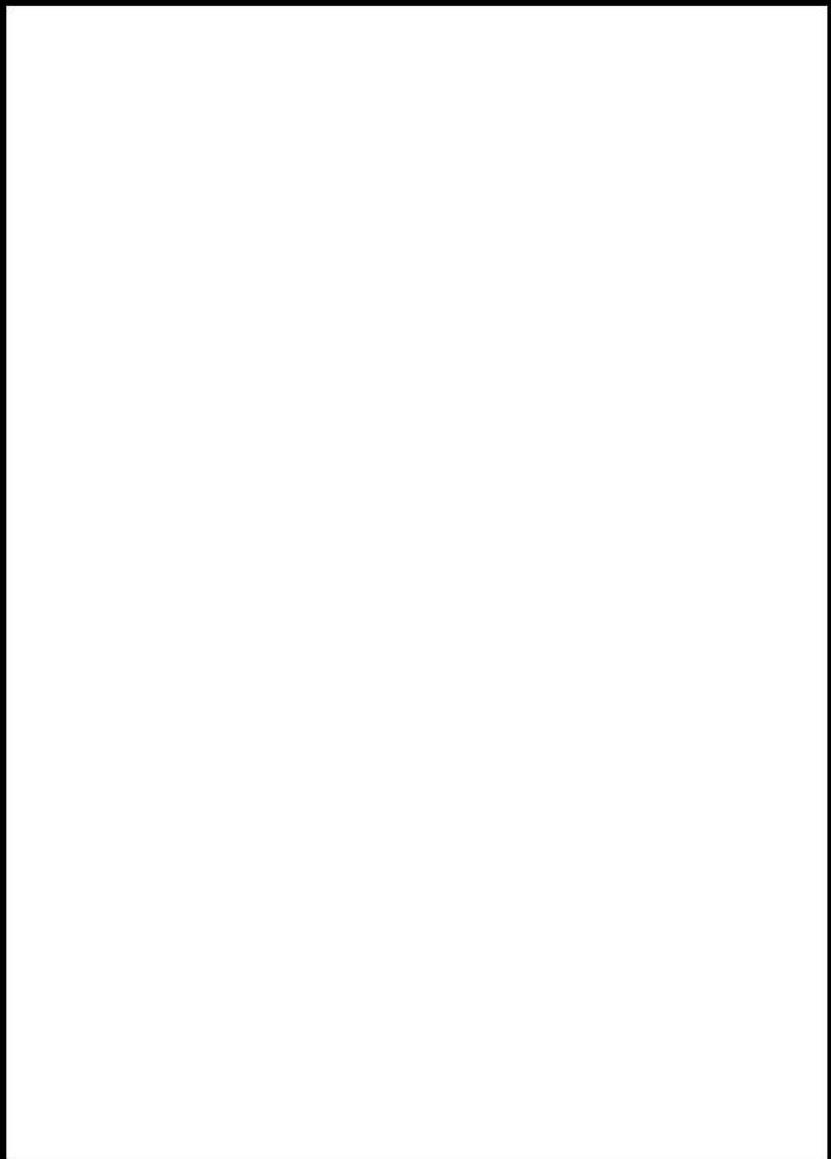
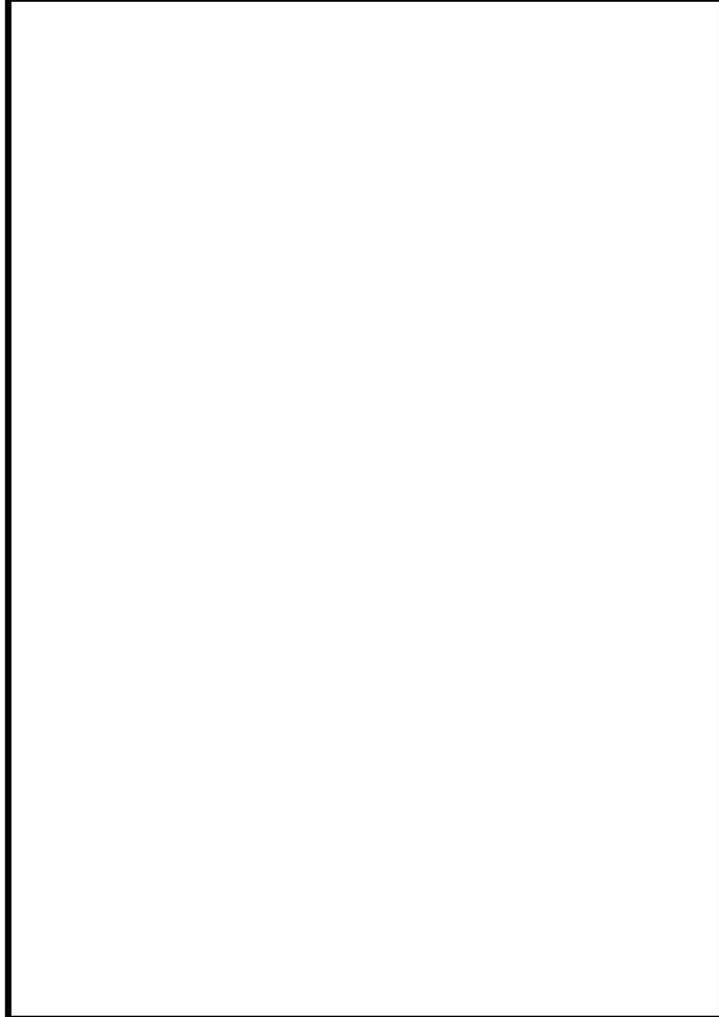
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第16保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）          検査名：非常用炉心冷却系機能検査          要領書番号：O3-16-123</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：非常用炉心冷却系機能検査          要領書番号：HT3-16</p>	<p>試験-84</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

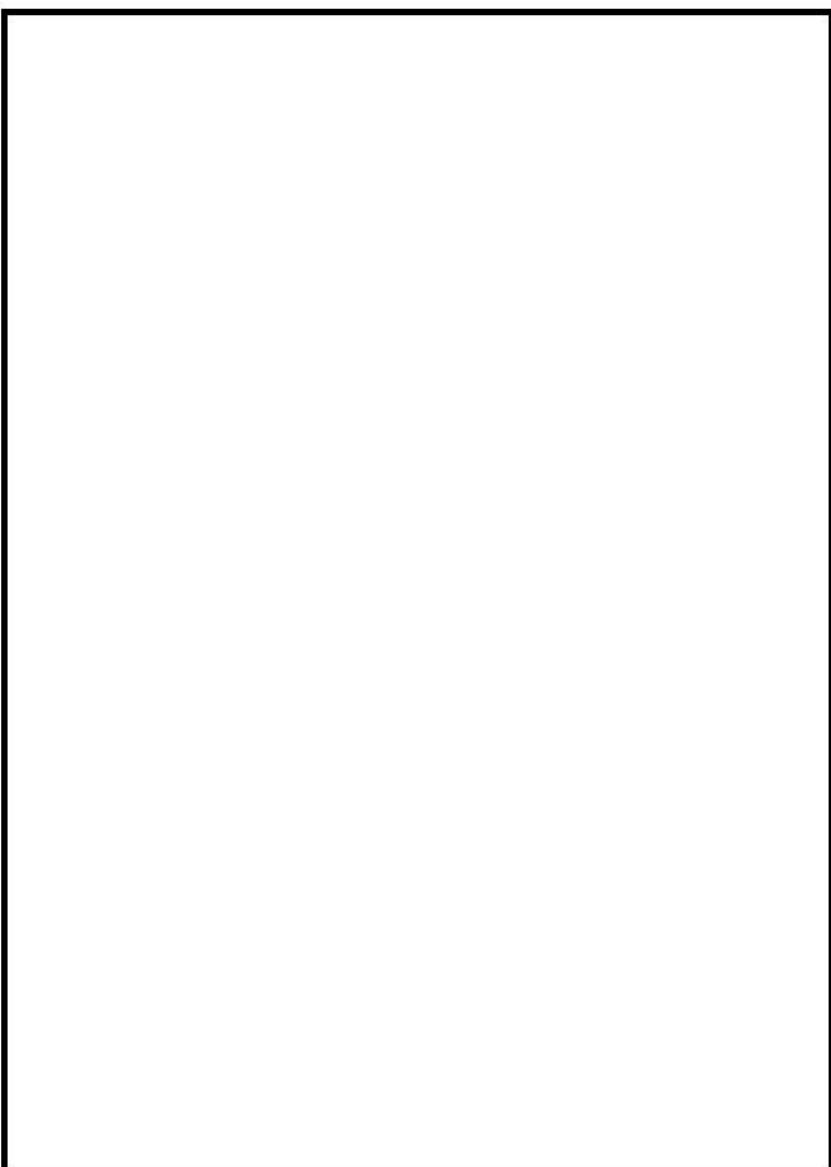
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_0</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所    第3号機 第15保全サイクル    定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備    検査名：運転中の主要機器機能検査    要領書番号：O3-15-114</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所    3号機 第1保全サイクル    定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備    原子炉格納施設    検査名：運転中の主要機器機能検査（状態監視含む）    要領書番号：HT3-運-1</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>資料構成の相違</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要是、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。</li> <li>泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違ない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

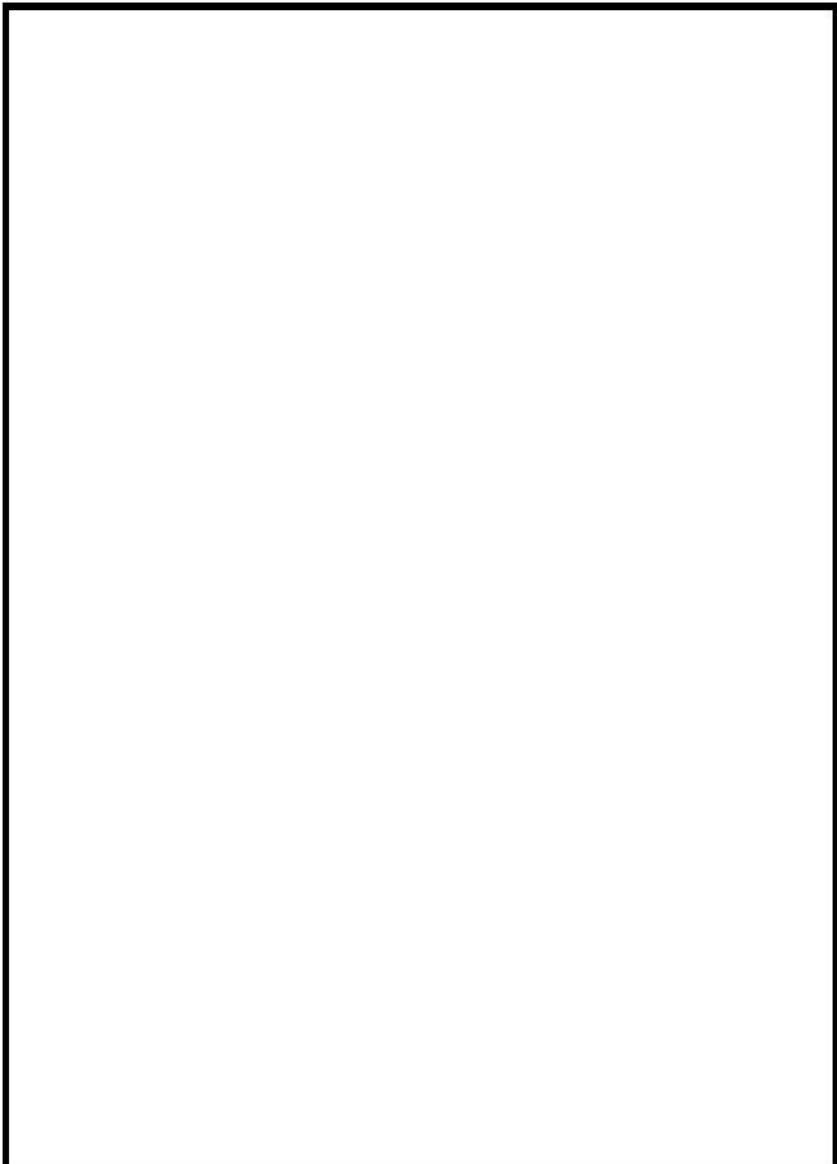
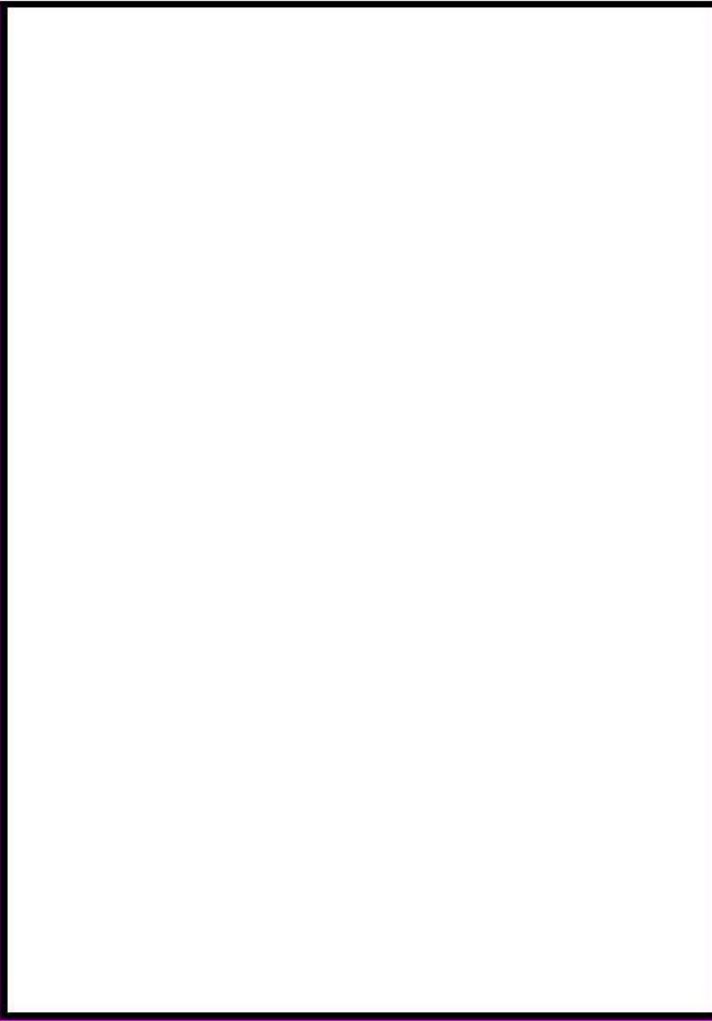
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_1</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所          第3号機 第13回          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：高圧注入系ポンプ分解検査          要領書番号：O3-13-17</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所          3号機 第2保全サイクル          定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備          検査名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査          要領書番号：HT3-17</p>	試-原-86

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

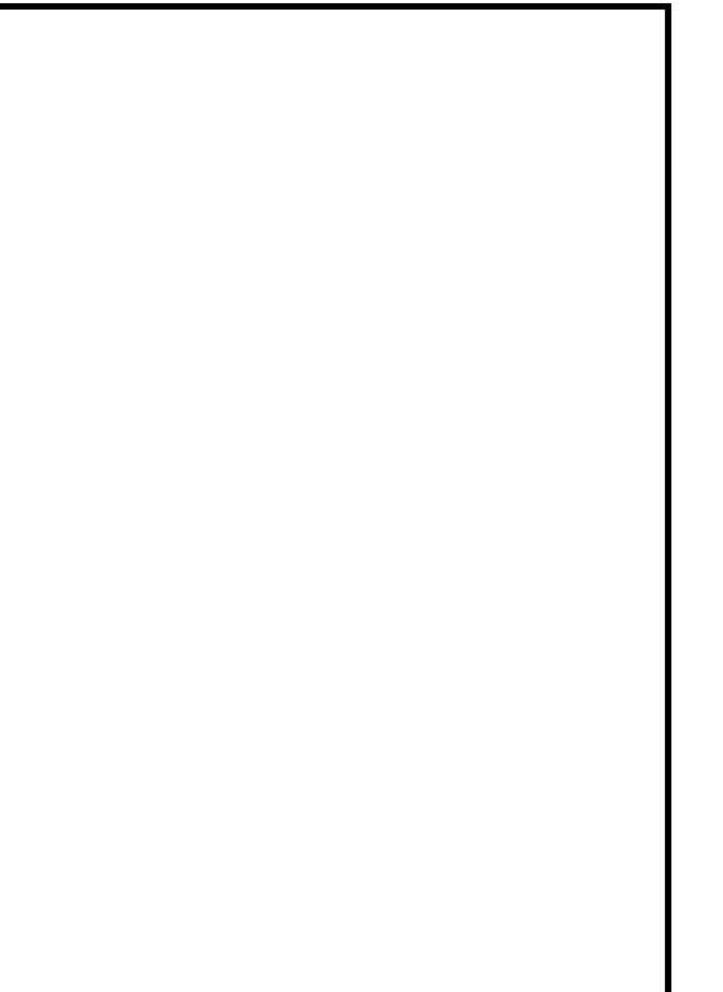
**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 條聞みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<p>設備の相違(本文比較表より 転載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう酸注入タンク(例IT)の設置有無により比較対象なし</li> <li>・比較的初期のプラント(高浜3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主塔気密罐(過冷却器)に対する用心として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンクをボンプ社出側に設置している。大飯3/4号炉以降、伊方3号炉、笠置3/4号炉、齋藤原備用水タンクのほう酸水で充分な未臨界性は確保可能であることからBTUを削減しているが、泊3号炉では、従来の用心過半と比較性をもたせるため、高浜3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBTUを削減している。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

機器又は系統名		実施数(機器名)		点検及び試験の項目		保全の重要度		保全方法又は頻度		機器名		( )内は適用する 設備別別別別別別		相違理由	
大飯発電所3／4号炉															
1.遮止タップ	1.遮止点検 (冷却材圧力) 1.遮止点検 (冷却材圧力)	1.遮止点検 (冷却材圧力)	高	15M/52M	高	高	高	15M/52M	高	1.遮止点検 (冷却材圧力)	高	高	高	保全計画の相違	
2.遮止タップ	1.遮止点検	1.遮止点検	高	13M	高	高	高	13M	高	1.遮止点検 (冷却材圧力)	高	高	高	・遮止部を有する弁 の表記の相違	
3.遮止タップ	1.遮止点検	1.遮止点検	高	13M	高	高	高	13M	高	1.遮止点検 (冷却材圧力)	高	高	高	・遮止部と弁本体に ついて一括表記又 は別々表記の違い であり、試験検査が 行えることの確認 記録であることに 相違なし	
遮止装置用ヒット	1.外観点検	1.外観点検	高	1F	高	高	高	1F	高	1.外観点検	高	高	高	・外観点検	
A.冷却材容積監視ゲージ	1.外観点検	1.外観点検	高	1F	高	高	高	1F	高	1.外観点検	高	高	高	・外観点検	
B.格納体蓋再開放アラームクリーニング	2.外観点検 (原子炉冷却材監視サブバス)	2.外観点検 (原子炉冷却材監視サブバス)	高	10V クリーン液槽	高	高	高	10V クリーン液槽	高	2.外観点検 (原子炉冷却材監視サブバス)	高	高	高	・外観点検	
原子炉冷却材監視設備(非利用済み冷却却) (保全)	1.機械・配管点検 2.外観点検	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	1次系冷却水 65M-280M 1次系冷却水 78M-195M	高・低	高・低	高・低	1次系冷却水 65M-192M 1次系冷却水 78M-195M	高・低	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	高・低	高・低	・外観点検	
その他の弁	3.外観点検	3.外観点検	低	13M-9M	低	低	低	13M-13M	低	3.外観点検	低	低	低	・外観点検	
原子炉冷却材監視設備(非利用済み冷却却) (保全)	1.機械・配管点検 2.外観点検	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	高・低	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	高・低	高・低	・外観点検	
原子炉冷却材監視設備(非利用済み冷却却) (保全)	1.機械・配管点検 2.外観点検	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	高・低	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	高・低	高・低	・外観点検	
その他の弁	3.外観点検	3.外観点検	低	13M-9M	低	低	低	13M-13M	低	3.外観点検	低	低	低	・外観点検	
原子炉冷却材監視設備(非利用済み冷却却) (保全)	1.機械・配管点検 2.外観点検	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	高・低	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	高・低	高・低	・外観点検	
その他の他機器	3.外観点検	3.外観点検	低	13M-9M	低	低	低	13M-13M	低	3.外観点検	低	低	低	・外観点検	
泊発電所3号炉															
1.遮止点検 (冷却材圧力)	1.遮止点検 (冷却材圧力)	1.遮止点検 (冷却材圧力)	高	2.0M	高	高	高	2.0M	高	1.遮止点検 (冷却材圧力)	高	高	高	非常用浮心冷却系主要弁分岐接 合部の開閉検査の実績がない ため、定期検査要領書を添付して いる。	
2.遮止点検 (冷却材圧力)	2.遮止点検 (冷却材圧力)	2.遮止点検 (冷却材圧力)	高	1.0M	高	高	高	1.0M	高	2.遮止点検 (冷却材圧力)	高	高	高	・遮止部を有する弁 の表記の相違	
3.遮止点検 (冷却材圧力)	3.遮止点検 (冷却材圧力)	3.遮止点検 (冷却材圧力)	高	1.0M	高	高	高	1.0M	高	3.遮止点検 (冷却材圧力)	高	高	高	・遮止部と弁本体に ついて一括表記又 は別々表記の違い であり、試験検査が 行えることの確認 記録であることに 相違なし	
遮止装置用ヒット	1.外観点検	1.外観点検	高	1F	高	高	高	1F	高	1.外観点検	高	高	高	・外観点検	
A.冷却材容積監視ゲージ	1.外観点検	1.外観点検	高	1F	高	高	高	1F	高	1.外観点検	高	高	高	・外観点検	
B.格納体蓋再開放アラームクリーニング	2.外観点検 (原子炉冷却材監視サブバス)	2.外観点検 (原子炉冷却材監視サブバス)	高	10V クリーン液槽	高	高	高	10V クリーン液槽	高	2.外観点検 (原子炉冷却材監視サブバス)	高	高	高	・外観点検	
原子炉冷却材監視設備(非利用済み冷却却) (保全)	1.機械・配管点検 2.外観点検	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	1次系冷却水 65M-280M 1次系冷却水 78M-195M	高・低	高・低	高・低	1次系冷却水 65M-192M 1次系冷却水 78M-195M	高・低	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	高・低	高・低	・外観点検	
その他の弁	3.外観点検	3.外観点検	低	13M	低	低	低	13M	低	3.外観点検	低	低	低	・外観点検	
原子炉冷却材監視設備(非利用済み冷却却) (保全)	1.機械・配管点検 2.外観点検	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	高・低	高・低	1次系冷却水 78M-13M	高・低	1.機械・配管点検 2.外観点検	高・低	高・低	高・低	・外観点検	
その他の他機器	3.外観点検	3.外観点検	低	13M	低	低	低	13M	低	3.外観点検	低	低	低	・外観点検	
別紙1-15															
比較のため前項より転記															
試験原稿															

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

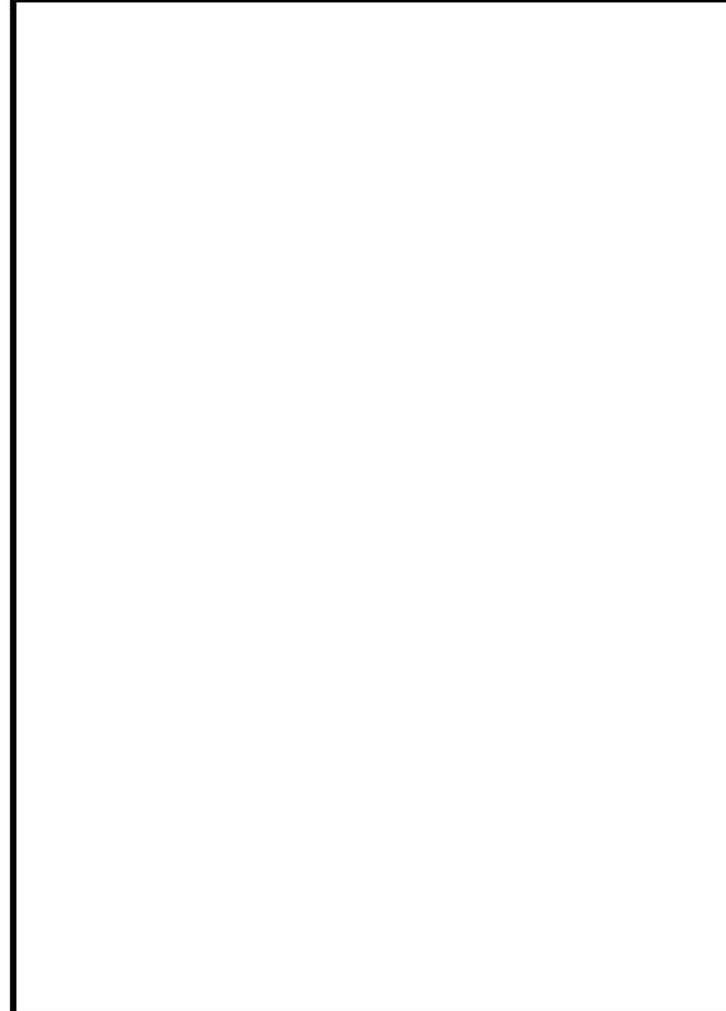
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>北海道電力株式会社 泊発電所    3号機 第2保全サイクル    定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備    検査名：非常用炉心冷却系機能検査    要領書番号：HT 3-16</p> <p>試験-91</p>	<p>保全計画の相違    ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>保全計画の相違</small> <small>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</small>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

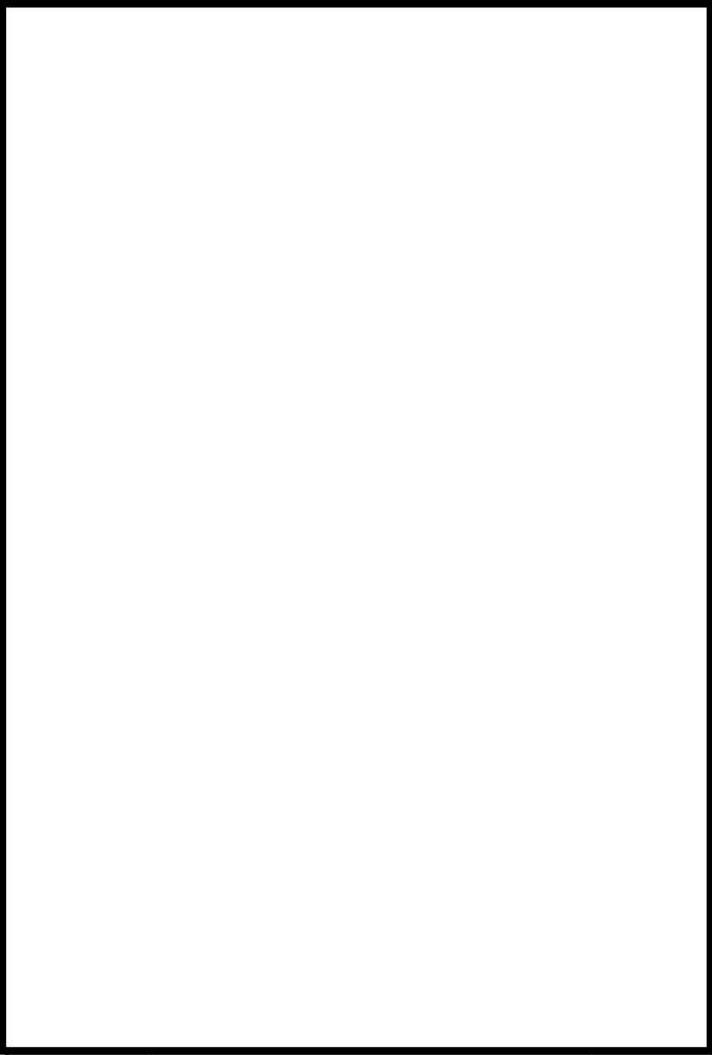
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系主要弁分解検査 要領書番号：O3-16-125</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

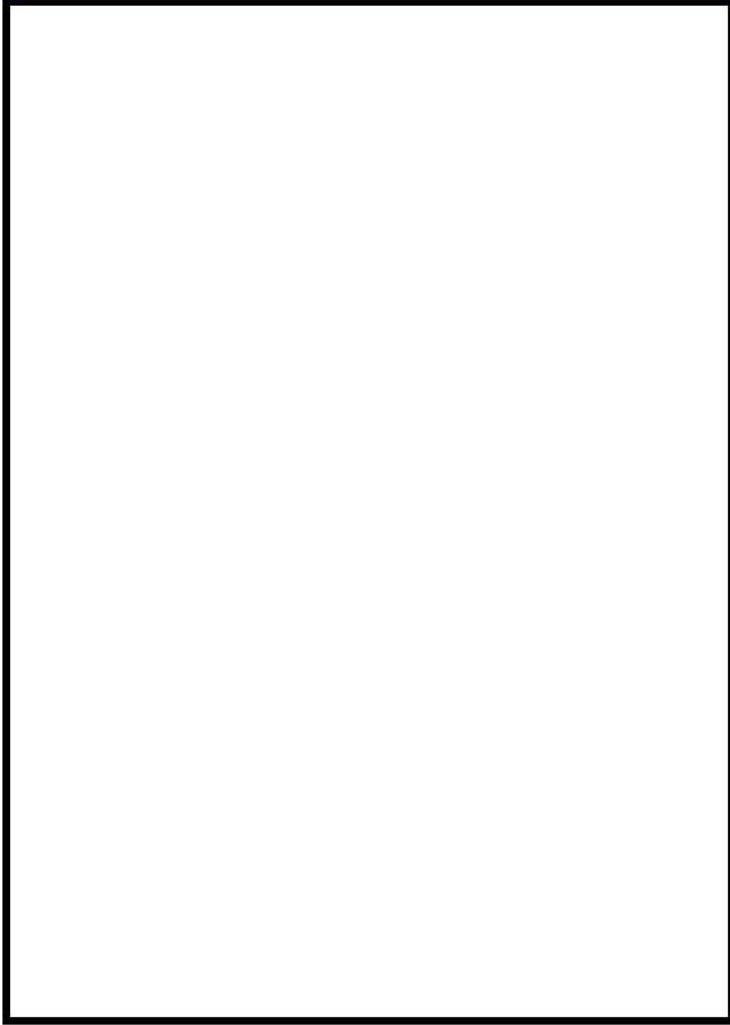
**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

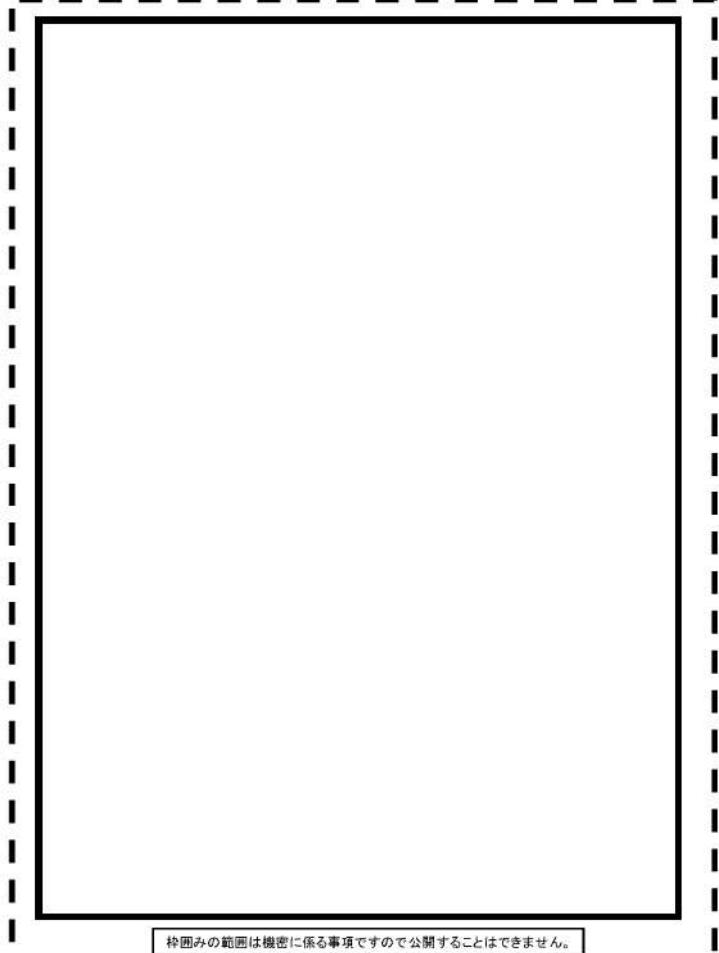
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

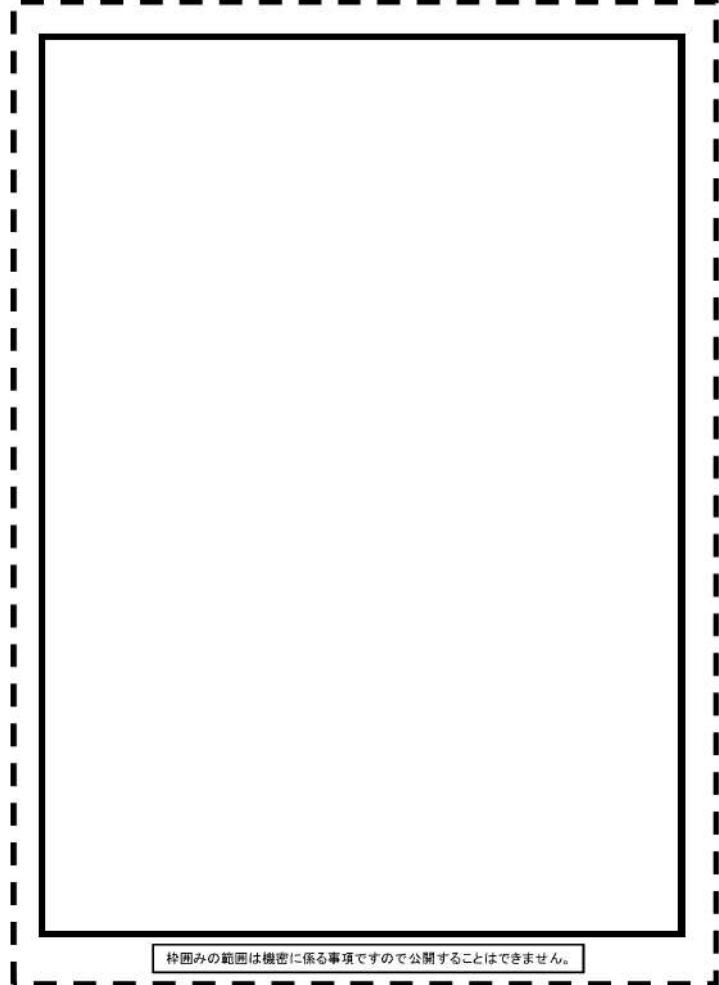
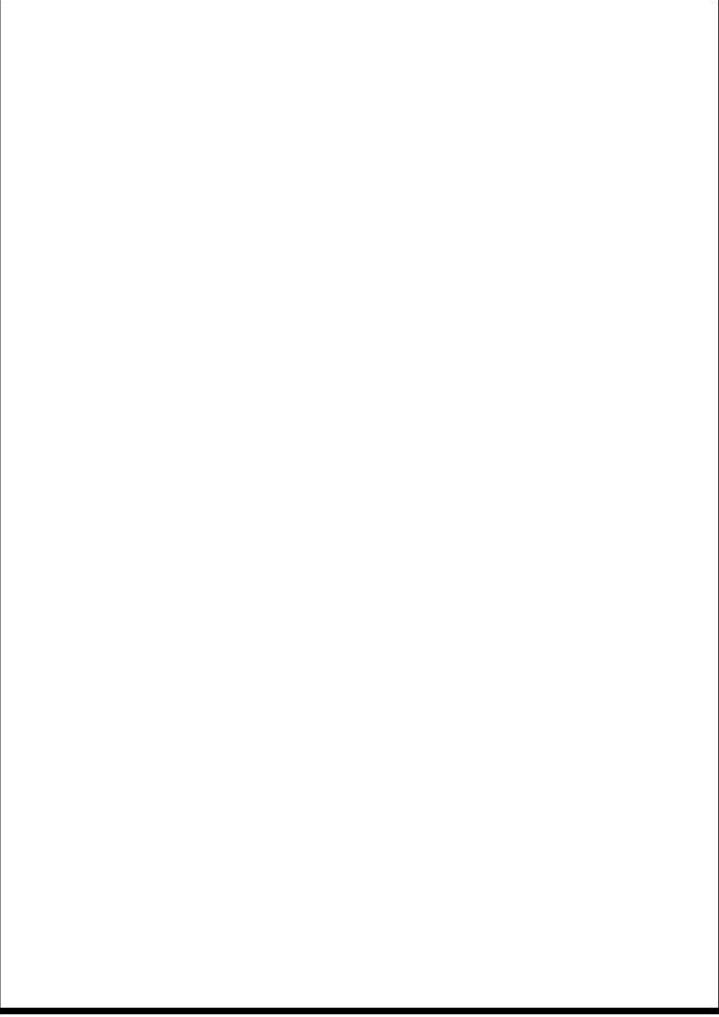
赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">比較のため前項より転記</span> </div>	 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</span> </div>	<span style="color: blue;">資料構成の相違</span> <span style="color: red;">・泊の蓋王タンクは、 マンホール取付箇 所が相違している ため各タンクの構 造割りが存在する。 いずれも開放点檢 が可能な構造であ ることを示してい る。</span>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">比較のため前項より転記</span> </div>	 <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</span> </div>	資料構成の相違 ・泊の蓋王タンクは、 マンホール取付箇 所が相違している ため各タンクの構 造図が存在する。 いずれも開放点檢 が可能な構造であ ることを示してい る。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

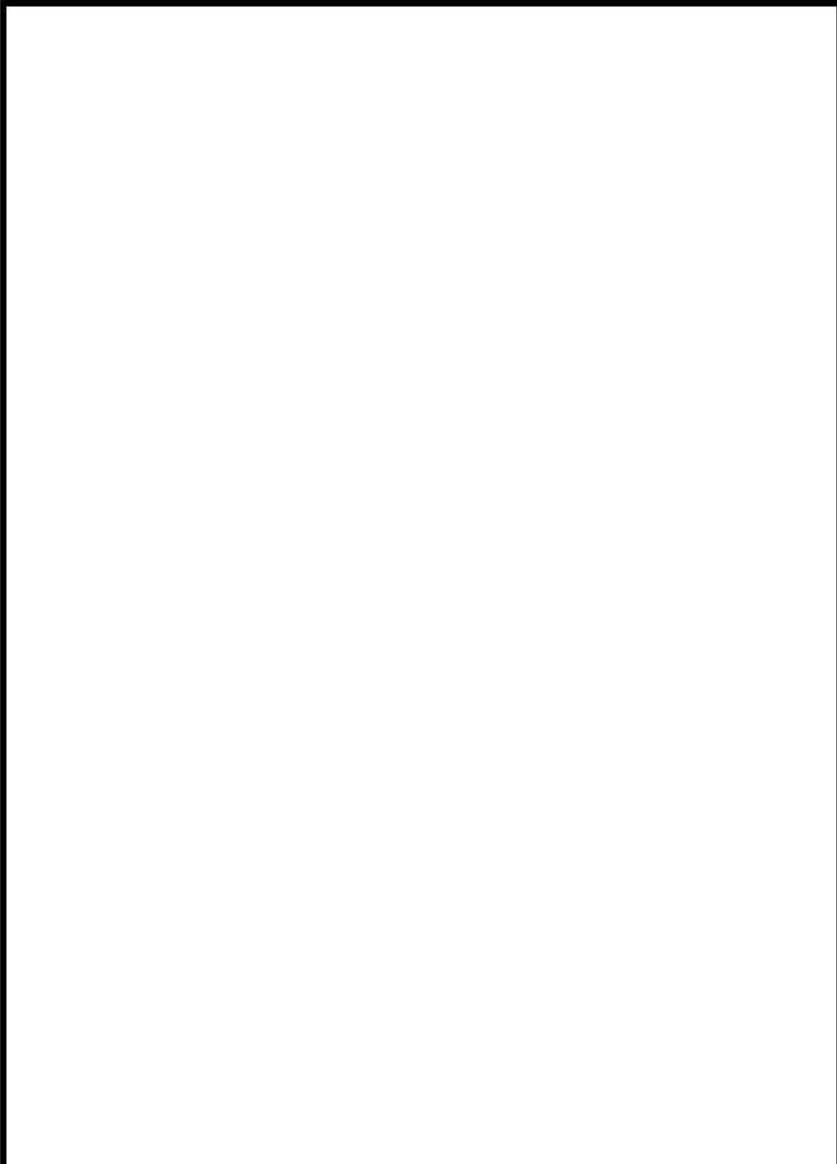
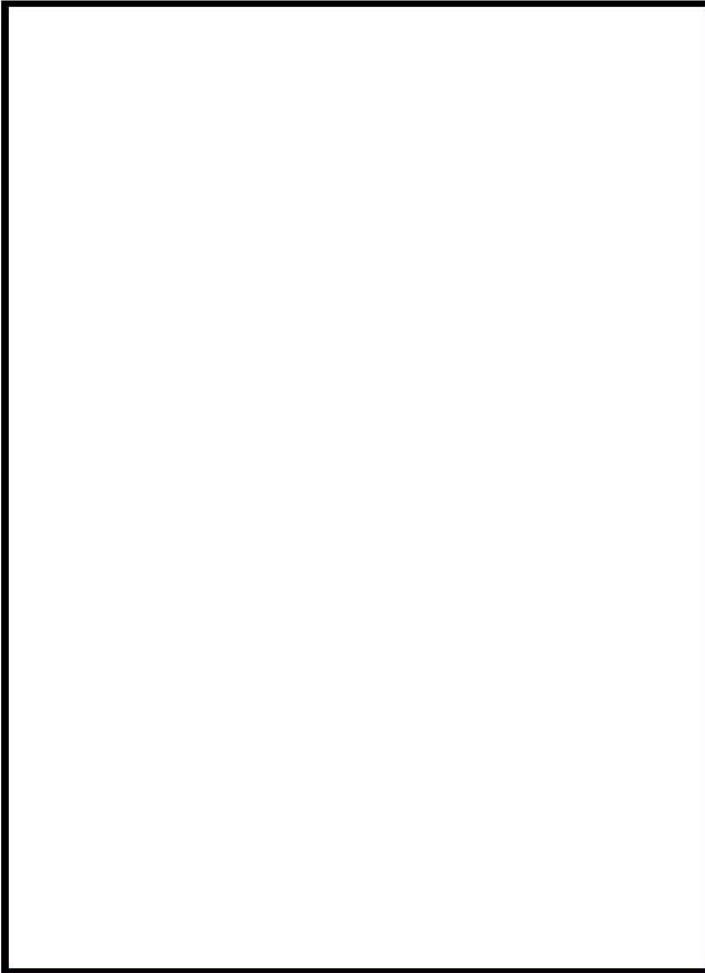
赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>□枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

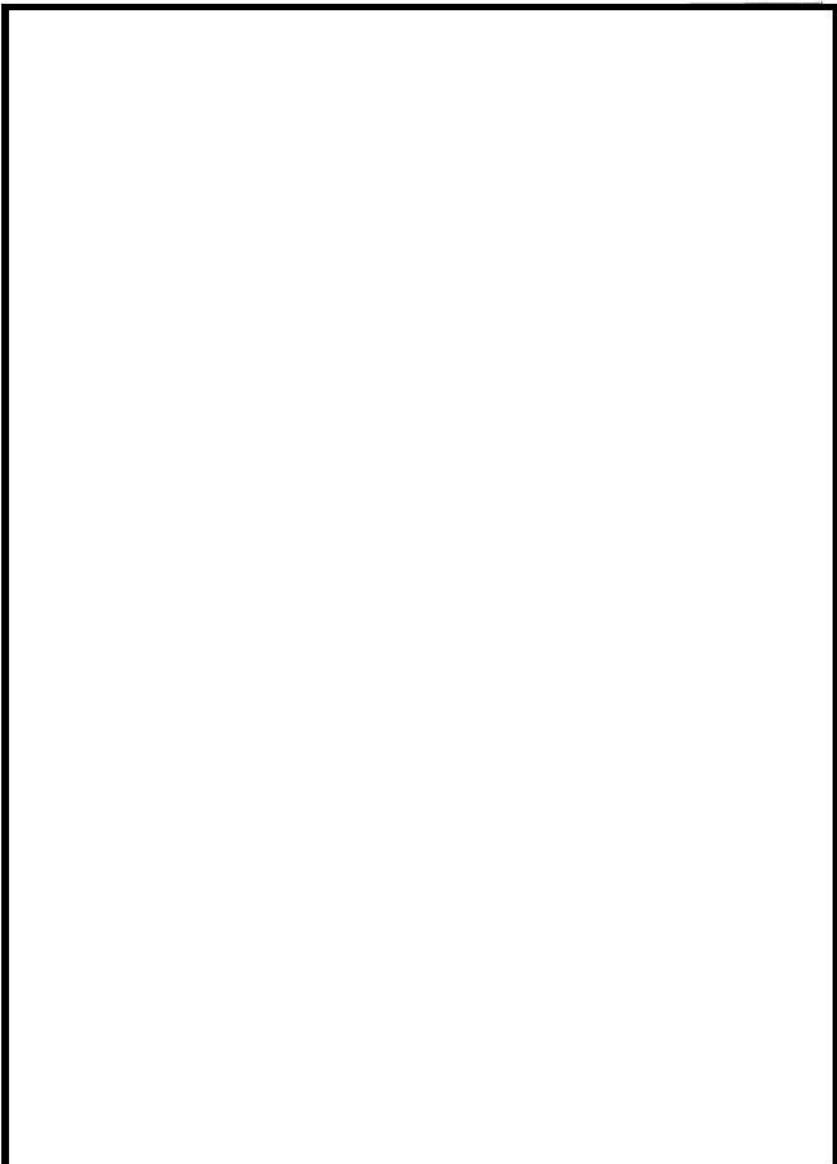
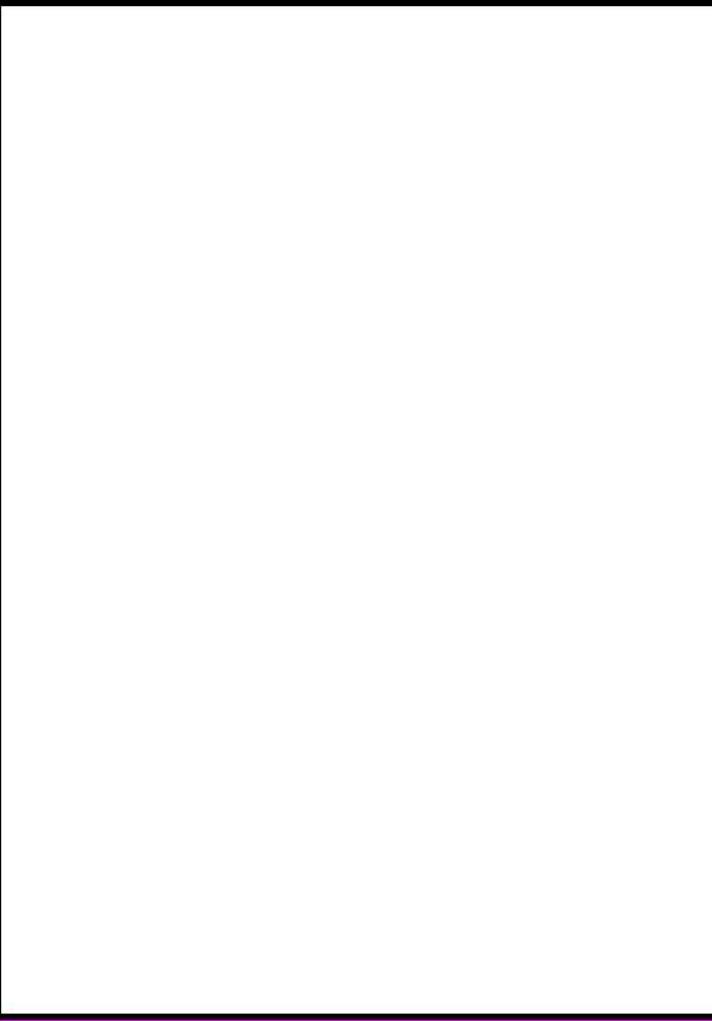
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所              3号機 第2保全サイクル              定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: right;">試原-111</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備              検査名：1次系容器検査              要領書番号：HT3-89</p>	<p style="color: red;">保全計画の相違</p> <p style="color: blue;">・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<small>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

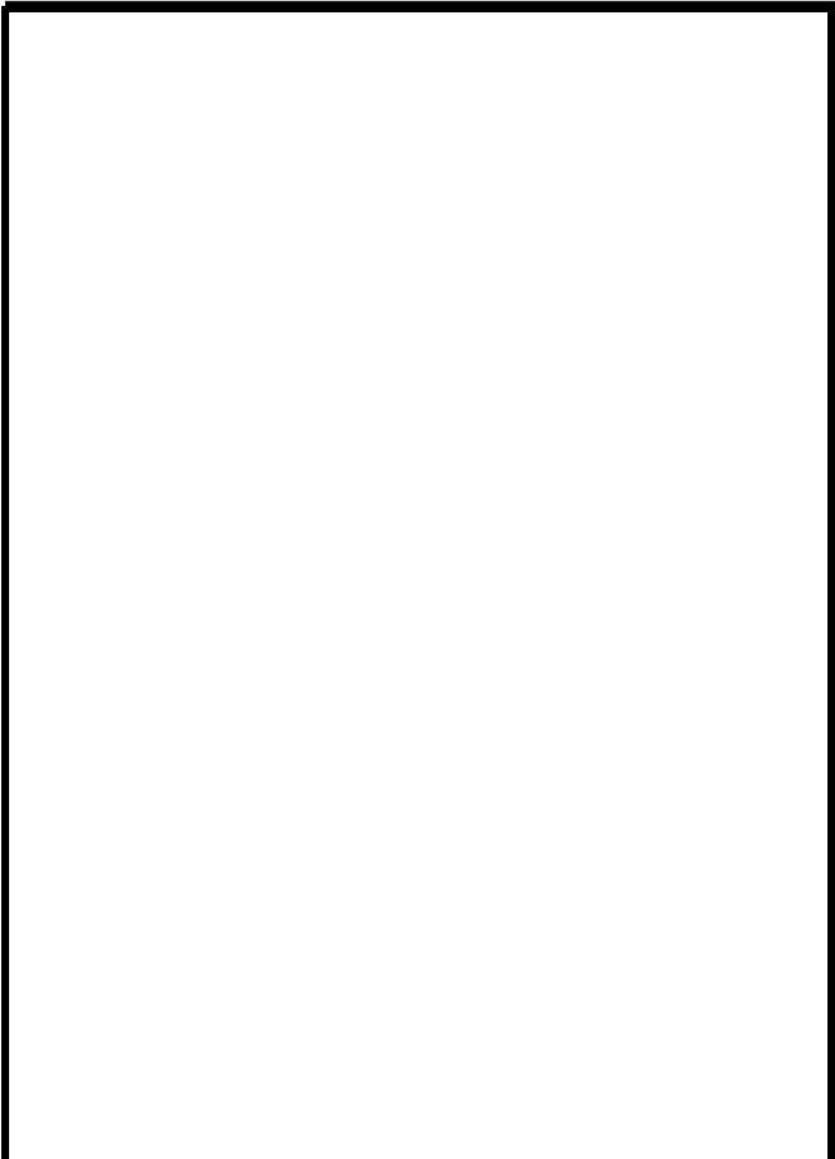
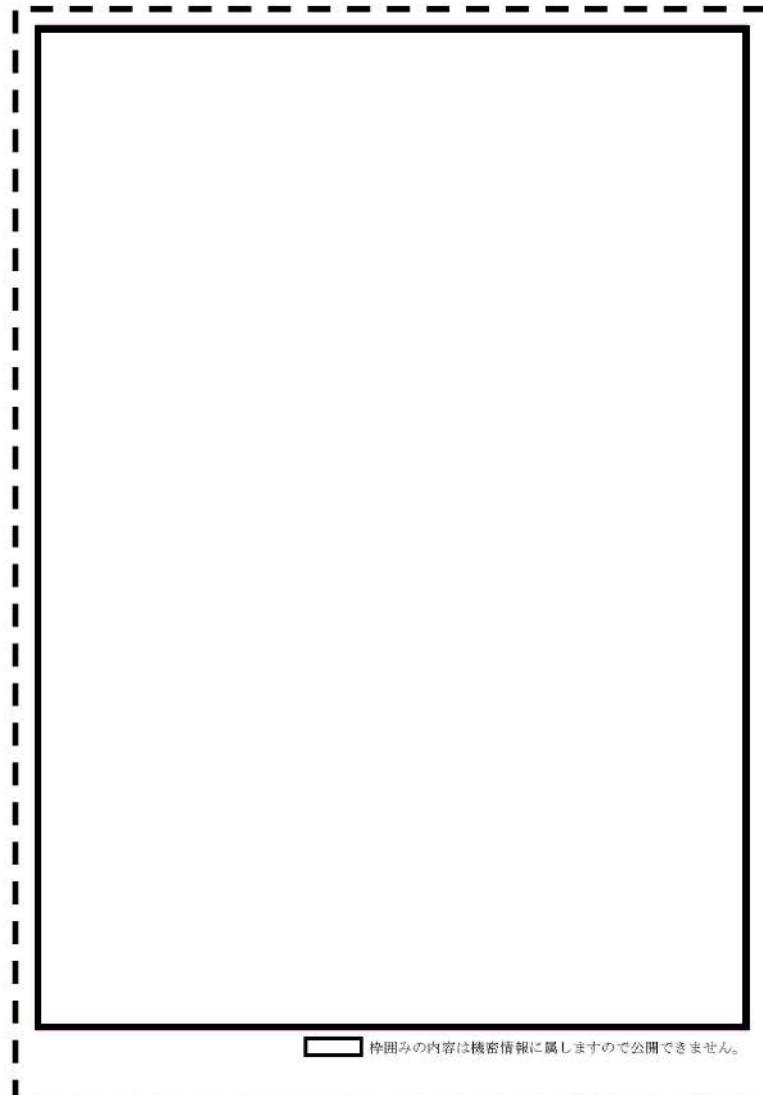
赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

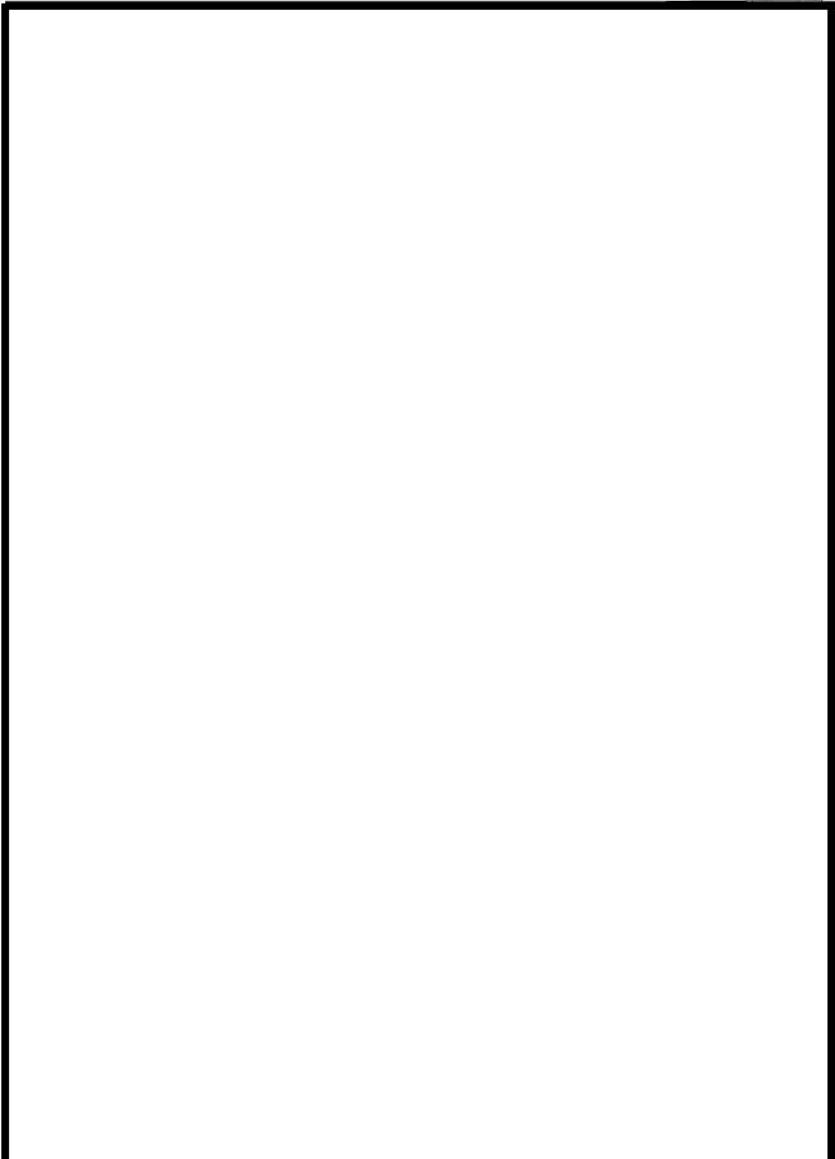
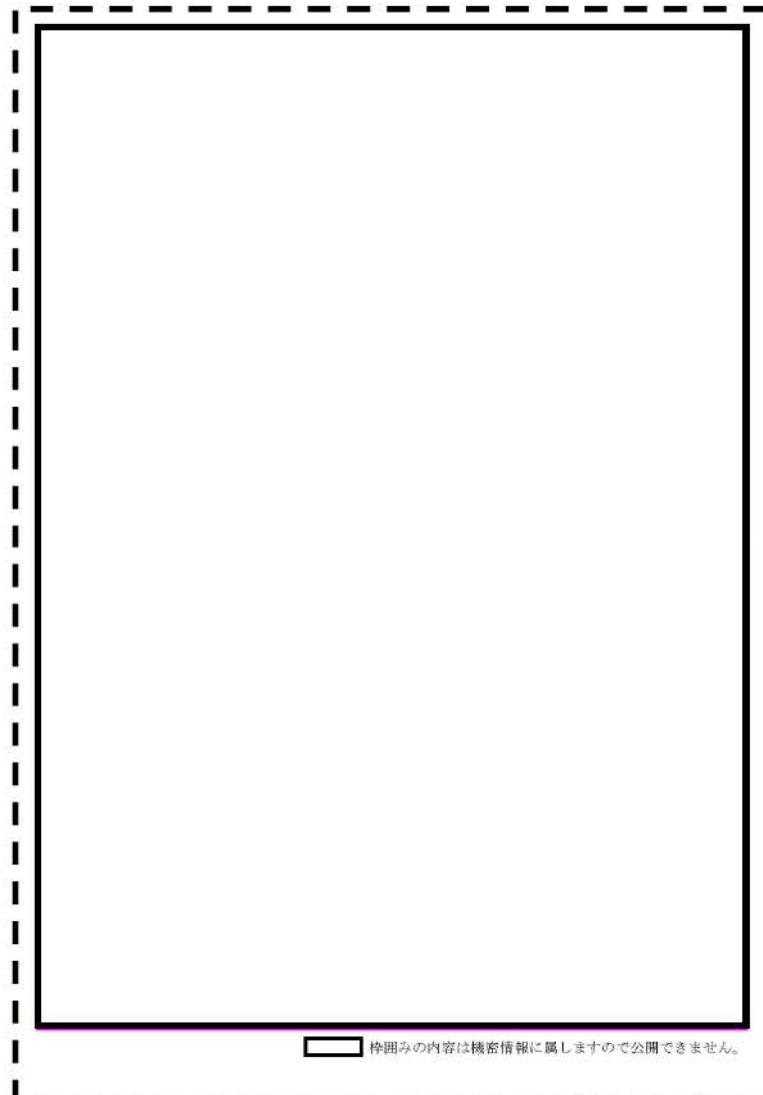
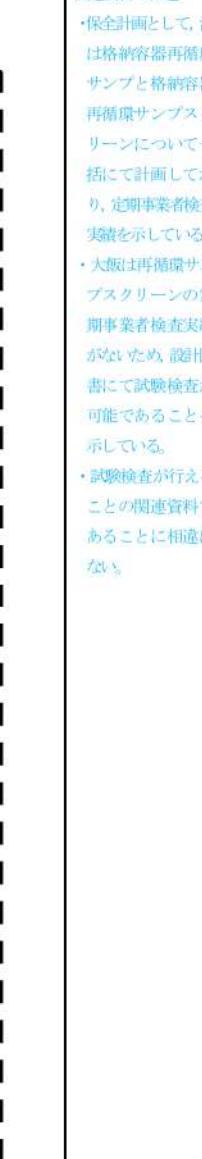
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。</li> <li>・大飯は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。</li> <li>・試験検査が行えることの関連資料であることに相違はない。</li> </ul>

比較のため他項より転記

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">比較のため他項より転記</div>	 <p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全計画として、泊は格納容器再循環サンプルと格納容器再循環サンプルについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。</li> <li>・大飯は再循環サンプルスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。</li> <li>・試験検査が行えることの関連資料であることに相違はない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>北海道電力株式会社 泊発電所    3号機 第2保全サイクル    事業者検査（自主検査）    要領書    【追加保全（追5サイクル）】</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）    計測制御系統施設    核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設    放射線管理施設    放射性廃棄物の廃棄施設    原子炉格納施設    非常用電源設備    検査名：構造健全性検査    要領書番号：HT3-103</p>	<p>関連資料の相違    ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

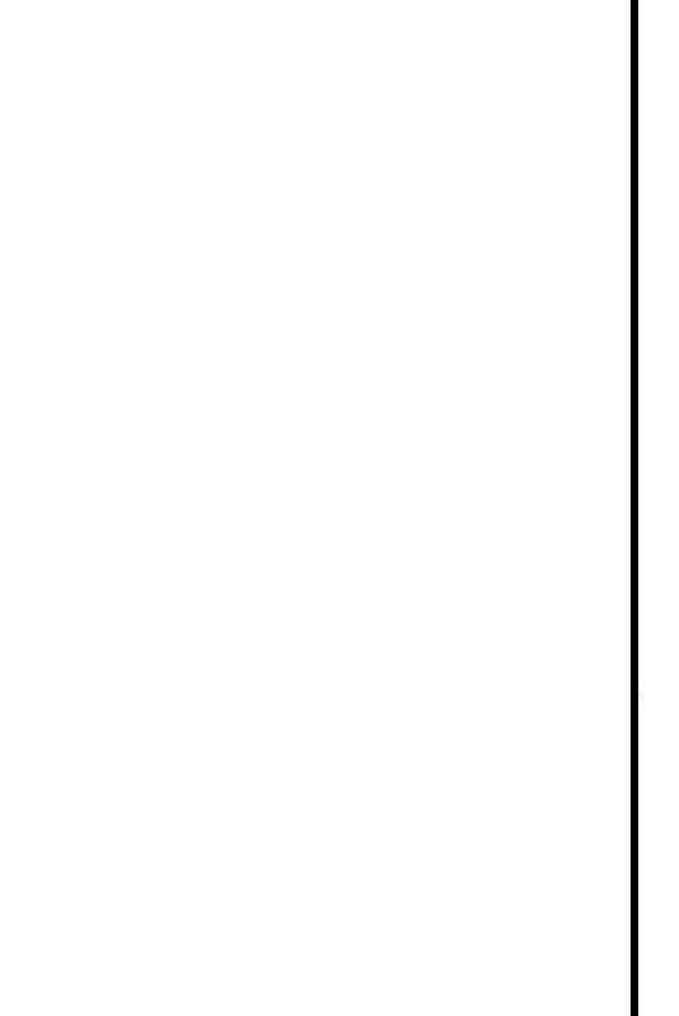
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">HT 3-103 構造健全性検査事業者検査（自主検査）要領書 改正0 (3/5)</p> <p style="text-align: center;">構造健全性検査10年計画表（3/5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">機器検査用 検査条件別</th> <th colspan="10">泊発電所 3号機 検査計画 (10カ月計画)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>名稱</th> <th>回次</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> <th>第4回</th> <th>第5回</th> <th>第6回</th> <th>第7回</th> <th>第8回</th> <th>第9回</th> <th>第10回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>化学供給制御設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ほう館回取装置</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安全注入設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>給水設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器アレイ設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉能機冷却海水設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料トド水処理海水設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>原子炉能機冷却海水設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>気体燃焼物処理設備</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ドライブ装置</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">点検エリア 第3回：原子炉補助施設（非管座支承）、循環水ポンプ施設（海水管ダクト室含む）      第4回：空調機エリア、原子炉建屋（半管区塊） 第5回：原子炉建屋（半管区塊）      第6回：原子炉補助施設（管理区塊）、第7回：原子炉建屋（半管区塊）</p> 	機器検査用 検査条件別		泊発電所 3号機 検査計画 (10カ月計画)										備考	名稱	回次	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	1次冷却設備	—					○	○	○	○	○	○	化学供給制御設備	—					○	○	○	○	○	○	ほう館回取装置	—					○	○	○	○	○	○	安全注入設備	—					○	○	○	○	○	○	余熱除去設備	—					○	○	○	○	○	○	給水設備	—					○	○	○	○	○	○	主蒸気設備	—					○	○	○	○	○	○	原子炉格納容器アレイ設備	—					○	○	○	○	○	○	原子炉能機冷却海水設備	—					○	○	○	○	○	○	使用済燃料トド水処理海水設備	—					○	○	○	○	○	○	原子炉能機冷却海水設備	—					○	○	○	○	○	○	気体燃焼物処理設備	—					○	○	○	○	○	○	ドライブ装置	—					○	○	○	○	○	○	<p style="color: green;">関連資料の相違</p> <p style="color: blue;">・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>
機器検査用 検査条件別		泊発電所 3号機 検査計画 (10カ月計画)										備考																																																																																																																																																																											
名稱	回次	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回																																																																																																																																																																												
1次冷却設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
化学供給制御設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
ほう館回取装置	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
安全注入設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
余熱除去設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
給水設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
主蒸気設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
原子炉格納容器アレイ設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
原子炉能機冷却海水設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
使用済燃料トド水処理海水設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
原子炉能機冷却海水設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
気体燃焼物処理設備	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												
ドライブ装置	—					○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																												

### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁の機組回復において、泊は加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ及び加圧器逃がし弁操作バッテリにて加圧器逃がし弁の機能回復が可能である(川内・伊方と同様)が、大飯は可搬式空気圧縮機も使用する。</li> <li>・大飯の可搬式空気圧縮機と比較する対象設備なし。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

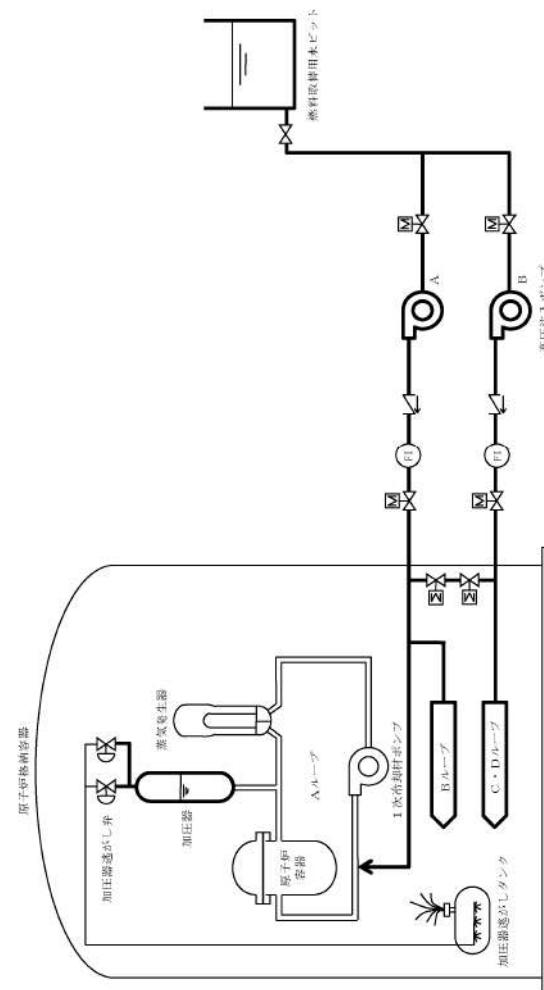
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
46-5 系統図	46-4 系統図	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



原子炉冷却材圧力ベウンダリを満足するための設備 暫略系統図 (1)

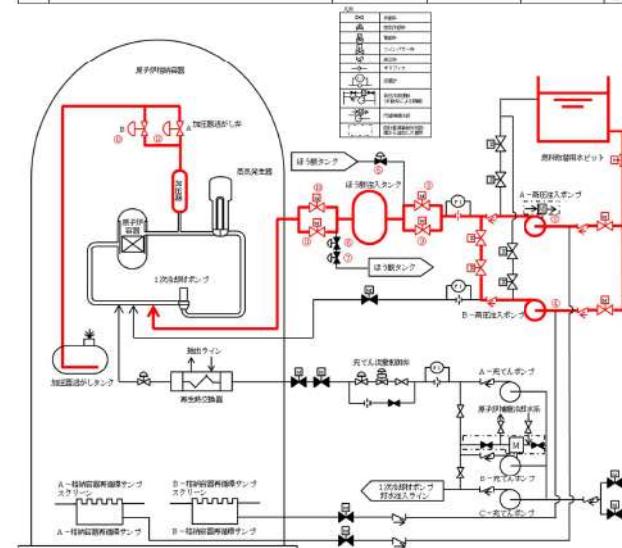
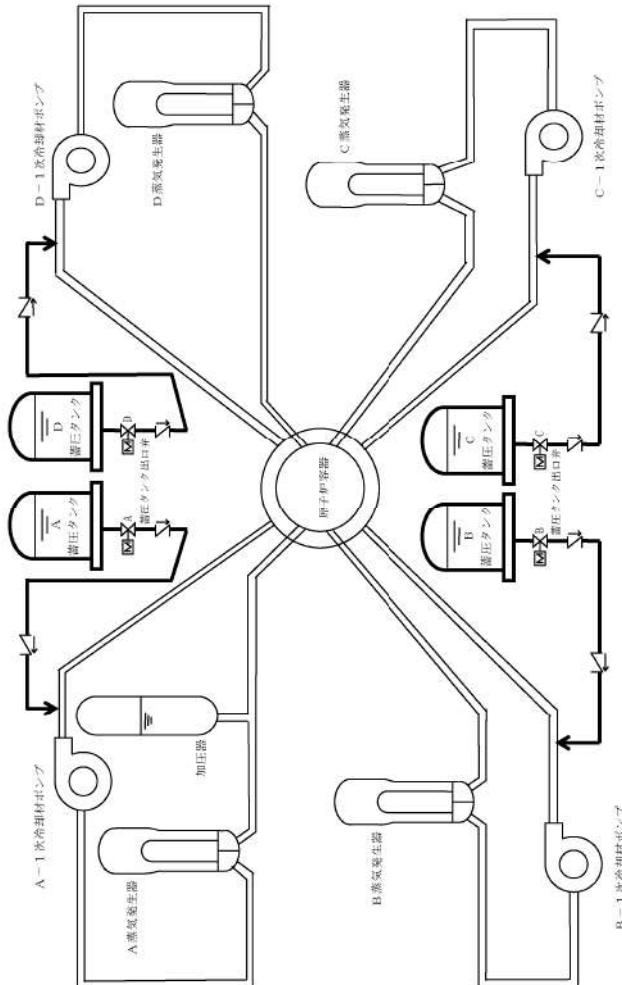
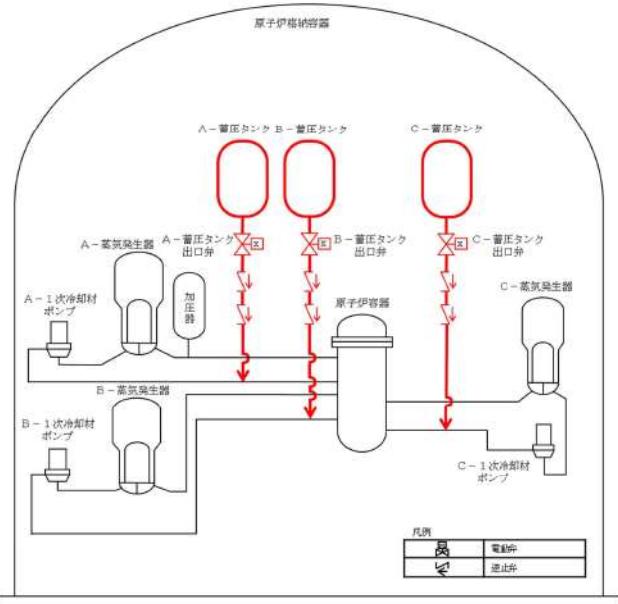


図 46-4-1 1次冷却系のフィードアンドブリード（高圧注入ポンプによる注水）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>原子炉冷却材ポンプ A - 1次冷却材ポンプ B - 1次冷却材ポンプ C - 1次冷却材ポンプ D - 1次冷却材ポンプ 蓄圧タンク A - 蓄圧タンク B - 蓄圧タンク C - 蓄圧タンク D - 蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンク出口弁 加圧器 原子炉容器 蒸気発生器 A - 蒸気発生器 B - 蒸気発生器 C - 蒸気発生器 D - 蒸気発生器</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (2)</p>	 <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (2)</p> <p>図46-4-2 1次冷却系のフィードアンドブリード（蓄圧注入系による注水）</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>②</td><td>A-余熱除去ポンプ</td><td>起動→停止 →起動</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>③</td><td>A-余熱除去ポンプ入口C／V内側隔離弁</td><td>切→入</td><td>原子炉補助建屋 T.P 10.3m</td><td>スイッチ操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>④</td><td>A-余熱除去ポンプR W S P／再循環サンプ 側入口弁</td><td>全開→全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>余熱除去Aライン入口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>A-余熱除去ポンプ入口C／V内側隔離弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>余熱除去Aライン流量制御弁</td><td>全閉確認 →調整開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>A-余熱除去ポンプミニフロー弁</td><td>全閉→全開 →全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>A-余熱除去冷却器出口流量調整弁</td><td>全開→調整開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>A-蓄圧タンク出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>B-蓄圧タンク出口弁</td><td>全閉→全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>C-蓄圧タンク出口弁</td><td>全閉→全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>A-加圧器逃がし弁</td><td>全閉→全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>B-加圧器逃がし弁</td><td>全閉→全閉</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> </tbody> </table>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-余熱除去ポンプ入口C／V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 T.P 10.3m	スイッチ操作	交流電源	④	A-余熱除去ポンプR W S P／再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑥	A-余熱除去ポンプ入口C／V内側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全閉→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調整弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源	⑬	A-加圧器逃がし弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑭	B-加圧器逃がし弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																							
①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
③	A-余熱除去ポンプ入口C／V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 T.P 10.3m	スイッチ操作	交流電源																																																																																							
④	A-余熱除去ポンプR W S P／再循環サンプ 側入口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑥	A-余熱除去ポンプ入口C／V内側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全閉確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全閉→全開 →全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調整弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																																							
⑬	A-加圧器逃がし弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							
⑭	B-加圧器逃がし弁	全閉→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																																																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

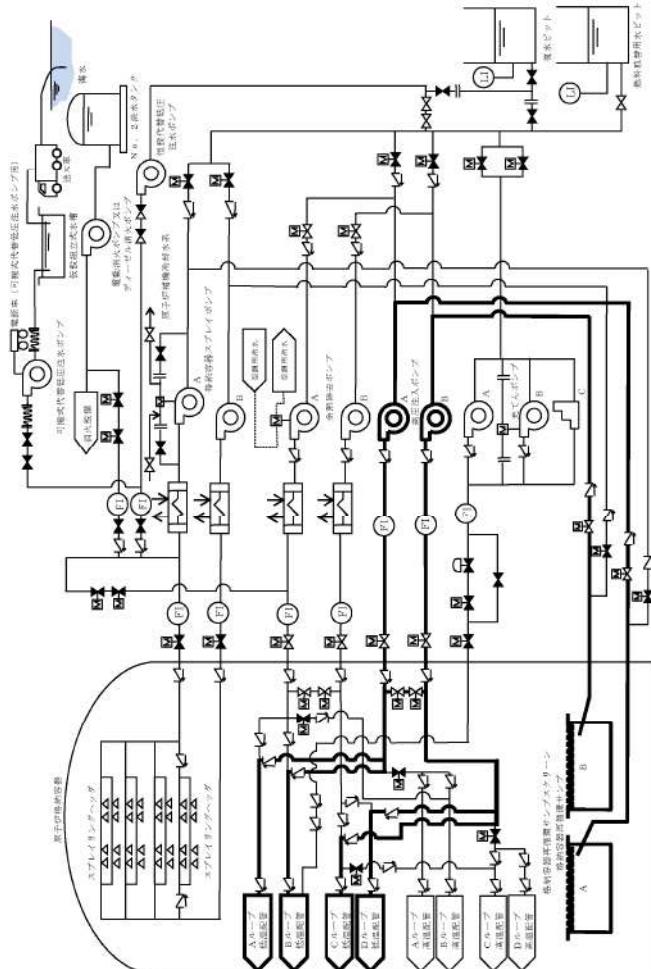
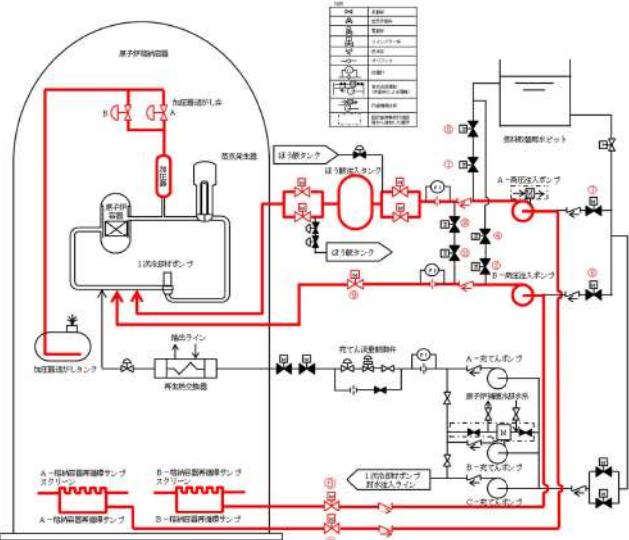
46-5-3

46-4-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
 <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (4)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-安全注入ポンプ再循環サンプル入口C/V</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C/V</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>B-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>補助高圧注入ラインC/V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>A-高圧注入ポンプ出口C/V外側遮絶弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>B-高圧注入ポンプ出口C/V外側遮絶弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 46-4-4 1次冷却系のフィードアンドブリード (再循環運転(高圧注入ポンプ)による注水)</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	②	B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	③	A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	④	B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	⑤	A-安全注入ポンプ再循環サンプル入口C/V	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	⑥	B-安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C/V	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	⑦	A-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	⑧	B-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	⑨	補助高圧注入ラインC/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	⑩	A-高圧注入ポンプ出口C/V外側遮絶弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	⑪	B-高圧注入ポンプ出口C/V外側遮絶弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																					
①	A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
②	B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
③	A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
④	B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑤	A-安全注入ポンプ再循環サンプル入口C/V	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑥	B-安全注入ポンプ再循環サンプル側入口C/V	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑦	A-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑧	B-高圧注入ポンプ燃料取替用水ピット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑨	補助高圧注入ラインC/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑩	A-高圧注入ポンプ出口C/V外側遮絶弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					
⑪	B-高圧注入ポンプ出口C/V外側遮絶弁	全開→全閉	中央制御室	連動	交流電源																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (5)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A - 電動補給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B - 電動補給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機械 T.P. 10.3m 中間床</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機機械 T.P. 10.3m 中間床</td> <td>手動操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>タービン動補給水ポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td></td> <td>電動</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>A - 補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>B - 補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>C - 補助給水ポンプ出口流量調節弁</td> <td>流量調整</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>A - 主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 制御用空気</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>B - 主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 制御用空気</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>C - 主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 制御用空気</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 46-4-5 蒸気発生器 2次側からの除熱</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A - 電動補給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	B - 電動補給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	周辺補機機械 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—	④	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	周辺補機機械 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—	⑤	タービン動補給水ポンプ	停止→起動		電動	—	⑥	A - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑦	B - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑧	C - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源	⑨	A - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源 制御用空気	⑩	B - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源 制御用空気	⑪	C - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源 制御用空気	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																					
①	A - 電動補給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																					
②	B - 電動補給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																																																					
③	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	周辺補機機械 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—																																																																					
④	タービン動補給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	周辺補機機械 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—																																																																					
⑤	タービン動補給水ポンプ	停止→起動		電動	—																																																																					
⑥	A - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																					
⑦	B - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																					
⑧	C - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流電源																																																																					
⑨	A - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源 制御用空気																																																																					
⑩	B - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源 制御用空気																																																																					
⑪	C - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源 制御用空気																																																																					

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

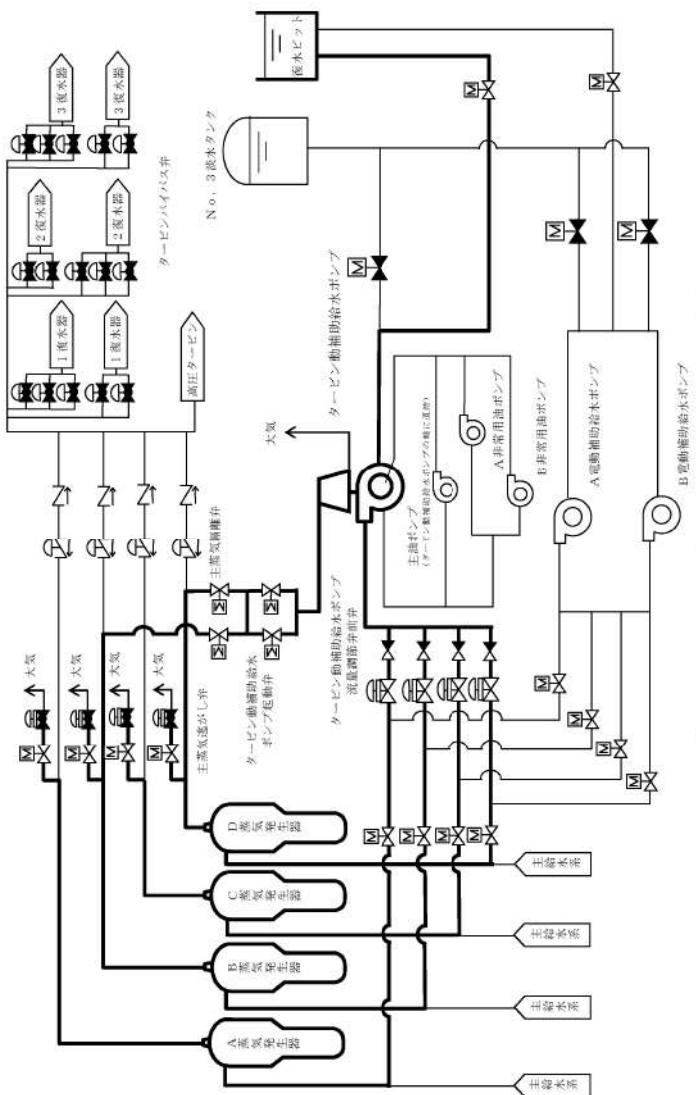
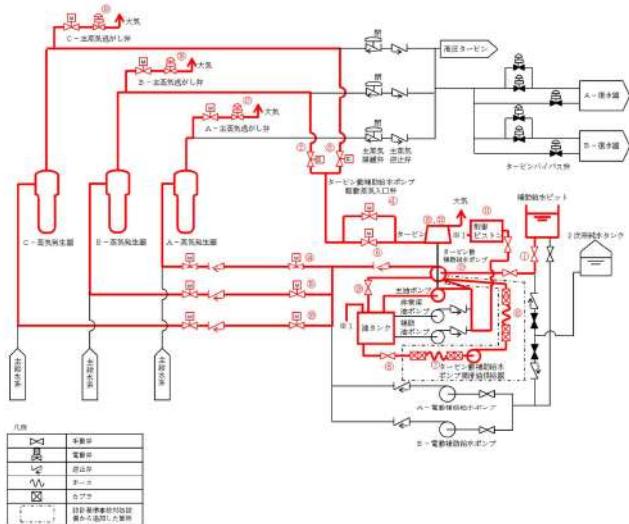
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁</td><td>全開確認</td><td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>②</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン弁</td><td>全開確認</td><td>周辺補機棟 T.P. 29.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン弁</td><td>全開確認</td><td>周辺補機棟 T.P. 29.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A</td><td>全閉確認 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m 中間床</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td><td>全閉確認 →全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m 中間床</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>タービン動補助給水ポンプ軸受潤油止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>専用工具（蒸気加減弁開操作用）</td><td>専用工具取付け</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビス トン</td><td>専用工具取付け</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁</td><td>全閉→調整開</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>手動操作</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>タービン動補助給水ポンプ</td><td>停止→起動</td><td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td><td>連動</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>A - 補助給水ポンプ出口流量調節弁</td><td>流量調整</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流水源</td></tr> <tr> <td>⑮</td><td>B - 補助給水ポンプ出口流量調節弁</td><td>流量調整</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流水源</td></tr> <tr> <td>⑯</td><td>C - 補助給水ポンプ出口流量調節弁</td><td>流量調整</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流水源</td></tr> <tr> <td>⑰</td><td>A - 主蒸気逃がし弁</td><td>全閉→調整開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流水源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑱</td><td>B - 主蒸気逃がし弁</td><td>全閉→調整開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流水源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>C - 主蒸気逃がし弁</td><td>全閉→調整開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流水源 制御用空気</td></tr> </tbody> </table>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	—	②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 29.3m	手動操作	—	③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 29.3m	手動操作	—	④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉確認 →全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—	⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉確認 →全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—	⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—	⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—	⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	—	⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受潤油止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	—	⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具取付け	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—	⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビス トン	専用工具取付け	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—	⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	—	⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10.3m	連動	—	⑭	A - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流水源	⑮	B - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流水源	⑯	C - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流水源	⑰	A - 主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流水源 制御用空気	⑱	B - 主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流水源 制御用空気	⑲	C - 主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流水源 制御用空気	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																					
①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	—																																																																																																																					
②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 29.3m	手動操作	—																																																																																																																					
③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 29.3m	手動操作	—																																																																																																																					
④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉確認 →全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—																																																																																																																					
⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉確認 →全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m 中間床	手動操作	—																																																																																																																					
⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	—																																																																																																																					
⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受潤油止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	—																																																																																																																					
⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具取付け	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ビス トン	専用工具取付け	周辺補機棟 T.P. 10.3m	—	—																																																																																																																					
⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	—																																																																																																																					
⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10.3m	連動	—																																																																																																																					
⑭	A - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流水源																																																																																																																					
⑮	B - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流水源																																																																																																																					
⑯	C - 補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	中央制御室	操作器操作	直流水源																																																																																																																					
⑰	A - 主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流水源 制御用空気																																																																																																																					
⑱	B - 主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流水源 制御用空気																																																																																																																					
⑲	C - 主蒸気逃がし弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	直流水源 制御用空気																																																																																																																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

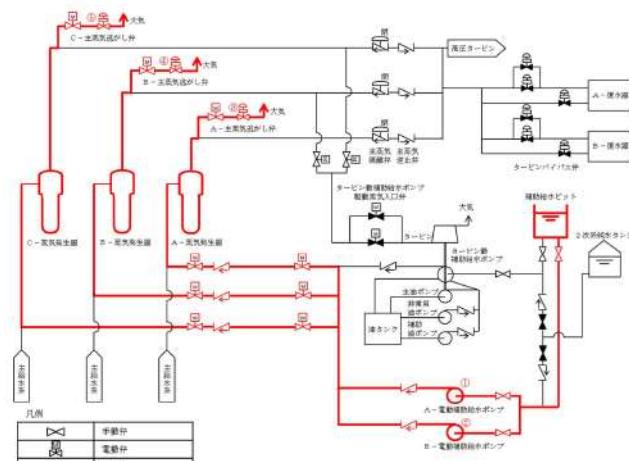
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 概略系統図 (6)</p>	 <p>図 46-4-6 蒸気発生器2次側からの除熱 (タービン動輔助給水ポンプの機能回復)</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

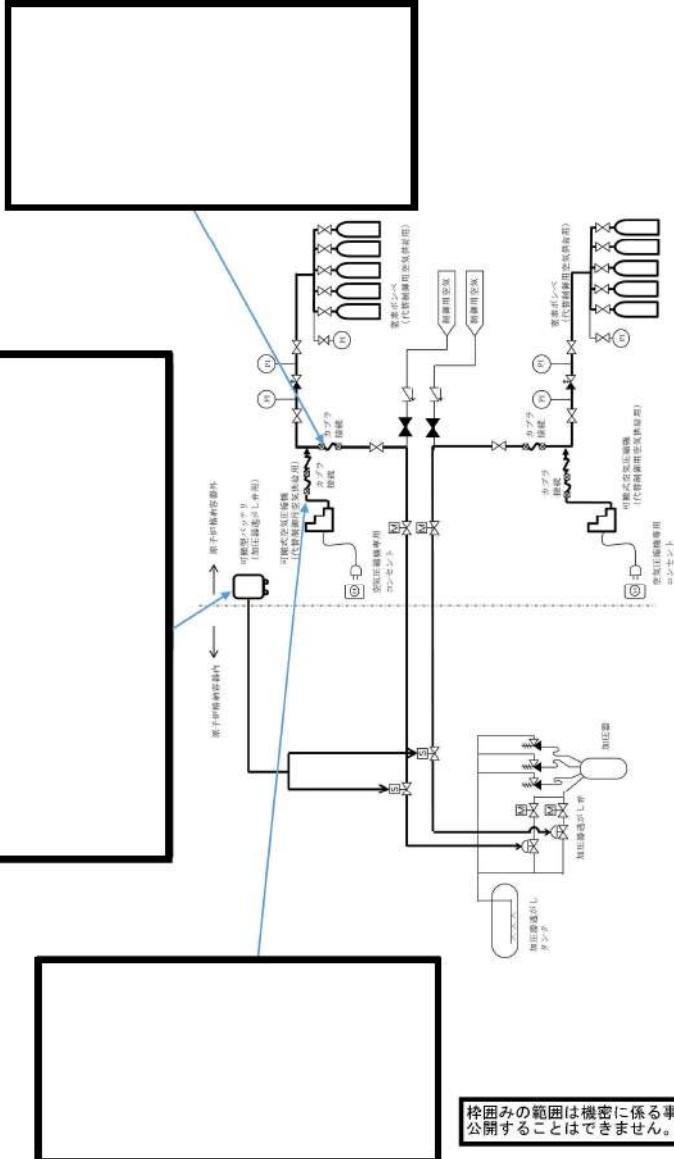
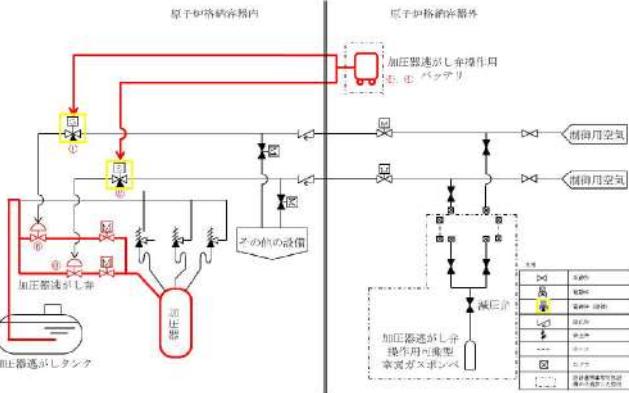
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>A-電動補助給水ポンプ</td><td>停止→起動</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>②</td><td>B-電動補助給水ポンプ</td><td>停止→起動</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>交流電源</td></tr> <tr> <td>③</td><td>A-主蒸気逃がし弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>④</td><td>B-主蒸気逃がし弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>C-主蒸気逃がし弁</td><td>全閉→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作</td><td>直流電源 制御用空気</td></tr> </tbody> </table>  <p>図 46-4-7 蒸気発生器2次側からの除熱 (電動補助給水ポンプの機能回復)</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源	③	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	④	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	⑤	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																	
①	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																	
②	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源																																	
③	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																	
④	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																	
⑤	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

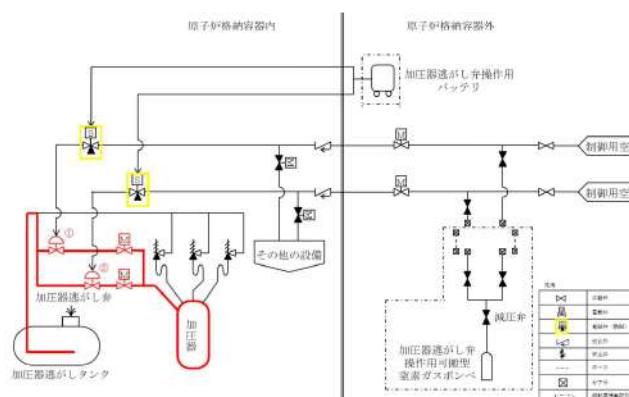
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備概略系図 (7)</p> <p>括弧内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>46-5-7</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名稱</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-加圧器逃がし弁 (電源)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>スイッチ操作 直流電源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-加圧器逃がし弁 (電源)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>スイッチ操作 直流電源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>加圧器逃がし弁操作用パッテリ</td> <td>ケーブル接続</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>加圧器逃がし弁操作用パッテリ</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 制御用空気</td> <td>直流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 制御用空気</td> <td>直流電源</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 46-4-8 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用パッテリ)</p>	No.	機器名稱	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-加圧器逃がし弁 (電源)	入→切	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	スイッチ操作 直流電源		②	B-加圧器逃がし弁 (電源)	入→切	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	スイッチ操作 直流電源		③	加圧器逃がし弁操作用パッテリ	ケーブル接続	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	接続操作	—	④	加圧器逃がし弁操作用パッテリ	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	スイッチ操作	—	⑤	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源	⑥	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源	
No.	機器名稱	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																							
①	A-加圧器逃がし弁 (電源)	入→切	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	スイッチ操作 直流電源																																								
②	B-加圧器逃がし弁 (電源)	入→切	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	スイッチ操作 直流電源																																								
③	加圧器逃がし弁操作用パッテリ	ケーブル接続	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	接続操作	—																																							
④	加圧器逃がし弁操作用パッテリ	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	スイッチ操作	—																																							
⑤	A-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源																																							
⑥	B-加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 制御用空気	直流電源																																							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

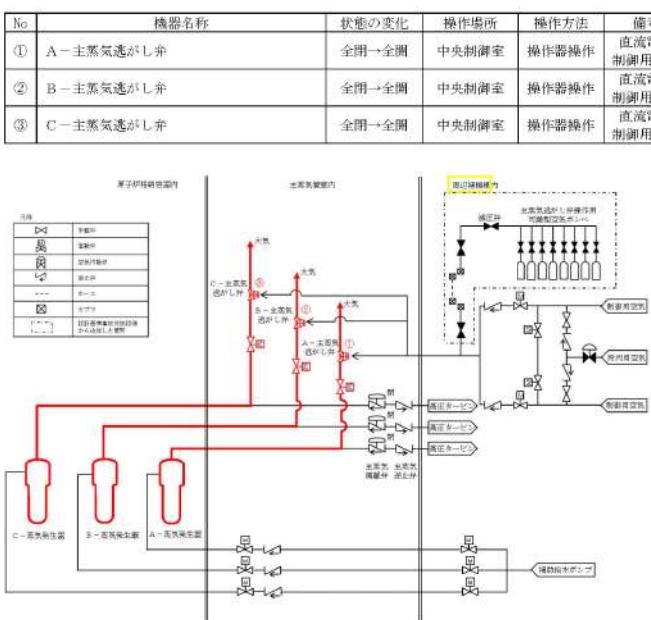
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>No 機器名称 状態の変化 操作場所 操作方法 備考</p> <table border="1"> <tr> <td>① A—加圧器逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>② B—加圧器逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </table>  <p>図 46-4-9 加圧器逃がし弁による減圧</p>	① A—加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	② B—加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
① A—加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気								
② B—加圧器逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気								

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A - 主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B - 主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>C - 主蒸気逃がし弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>直流電源 制御用空気</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 46-4-10 主蒸気逃がし弁による減圧</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	②	B - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	③	C - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																					
①	A - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																					
②	B - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																					
③	C - 主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気																					

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

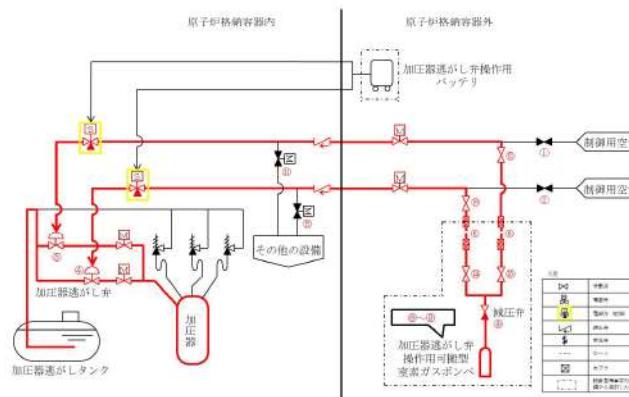
## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>A -原子炉格納容器内制御用空気供給弁</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>②</td><td>B -原子炉格納容器内制御用空気供給弁</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>③</td><td>A -加圧器逃がし弁</td><td>全閉確認→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作 直流水源 制御用空気</td><td></td></tr> <tr> <td>④</td><td>B -加圧器逃がし弁</td><td>全閉確認→全開</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作 直流水源 制御用空気</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>周辺補機室 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>接続操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 口金弁 1</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>1系使用時</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ入口弁 1</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>1系使用時</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 口金弁 2</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>2系使用時</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ入口弁 2</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>2系使用時</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ減圧弁</td><td>全閉→調整開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>A -制御用空気原子炉格納容器内供給弁</td><td>全閉確認</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作 交流電源</td><td></td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>B -制御用空気原子炉格納容器内供給弁</td><td>全閉確認</td><td>中央制御室</td><td>操作器操作 交流電源</td><td></td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ出口弁 1</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ出口弁 2</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑮</td><td>A -制御用空気C／V外側隔離弁 T. V弁</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> <tr> <td>⑯</td><td>B -制御用空気C／V外側隔離弁 T. V弁</td><td>全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small></td><td>周辺補機室</td><td>手動操作</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A -原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	②	B -原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	③	A -加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作 直流水源 制御用空気		④	B -加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作 直流水源 制御用空気		⑤	ホース	ホース接続	周辺補機室 <small>T.P. 17.8n</small>	接続操作	-	⑥	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 口金弁 1	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	1系使用時	⑦	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ入口弁 1	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	1系使用時	⑧	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 口金弁 2	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	2系使用時	⑨	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ入口弁 2	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	2系使用時	⑩	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ減圧弁	全閉→調整開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	⑪	A -制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作 交流電源		⑫	B -制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作 交流電源		⑬	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ出口弁 1	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	⑭	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ出口弁 2	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	⑮	A -制御用空気C／V外側隔離弁 T. V弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	⑯	B -制御用空気C／V外側隔離弁 T. V弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																																			
①	A -原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			
②	B -原子炉格納容器内制御用空気供給弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			
③	A -加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作 直流水源 制御用空気																																																																																																				
④	B -加圧器逃がし弁	全閉確認→全開	中央制御室	操作器操作 直流水源 制御用空気																																																																																																				
⑤	ホース	ホース接続	周辺補機室 <small>T.P. 17.8n</small>	接続操作	-																																																																																																			
⑥	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 口金弁 1	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	1系使用時																																																																																																			
⑦	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ入口弁 1	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	1系使用時																																																																																																			
⑧	加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ 口金弁 2	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	2系使用時																																																																																																			
⑨	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ入口弁 2	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	2系使用時																																																																																																			
⑩	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ減圧弁	全閉→調整開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			
⑪	A -制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作 交流電源																																																																																																				
⑫	B -制御用空気原子炉格納容器内供給弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作 交流電源																																																																																																				
⑬	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ出口弁 1	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			
⑭	加圧器逃がし弁操作用窒素供給バルブ出口弁 2	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			
⑮	A -制御用空気C／V外側隔離弁 T. V弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			
⑯	B -制御用空気C／V外側隔離弁 T. V弁	全閉→全開 <small>T.P. 17.8n</small>	周辺補機室	手動操作	-																																																																																																			

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 46-4-11 加圧器逃がし弁の機能回復(加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ)	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

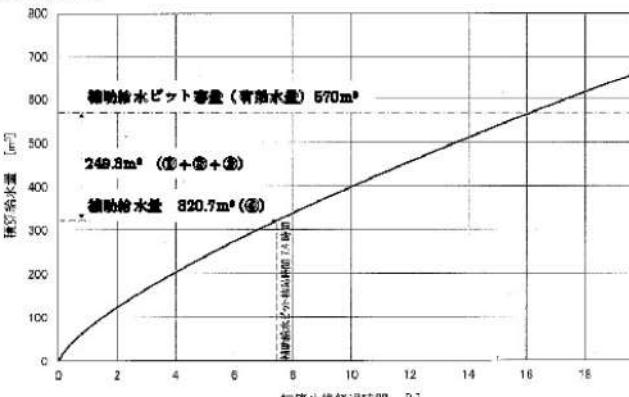
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
46-6 容量設定根拠 3号炉	46-5 容量設定根拠	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水源                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・復水ピット：<input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）</li> </ul> </li> <li>○ 水使用パターン：                     <ul style="list-style-type: none"> <li>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去</td> <td>: <input type="text"/> m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>    (原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> Cまでの顯熱除去</td> <td>: <input type="text"/> m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>    (1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: <input type="text"/> m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: <input type="text"/> m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: <input type="text"/> m<sup>3</sup></td> </tr> </table> <p><input type="text"/> [REDACTED]</p> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 (<input type="text"/> m<sup>3</sup>) を引いた量 <input type="text"/> m<sup>3</sup> の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </li> </ul>	【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C		① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>	(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)		② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> Cまでの顯熱除去	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>	(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)		③ 蒸気発生器水位回復	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>	上記①～③の合計	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>	④ 崩壊熱除去	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源</p> <p>補助給水ピット : 570m<sup>3</sup>（有効水量）</p> <p>○水使用パターン</p> <p>補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】注水温度 40°C</p> <table border="0"> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去</td> <td>: -11.6m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>    (原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C)までの顯熱除去</td> <td>: 156.5m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>    (1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: 104.4m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: 249.3m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: 320.7m<sup>3</sup></td> </tr> </table>  <p>補助給水ピット容量 (有効水量) 570m<sup>3</sup></p> <p>249.3m<sup>3</sup> (①+②+③)</p> <p>補助給水量 320.7m<sup>3</sup> (④)</p> <p>燃水流束 [m/s]</p> <p>炉停止後経過時間 [h]</p> <p>補助給水ピットの有効水量 570m<sup>3</sup>から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170°Cまで漸温するために必要な給水量等 (249.3m<sup>3</sup>) を引いた量 (320.7m<sup>3</sup>) の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4 時間となる。</p> <p>7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	: -11.6m <sup>3</sup>	(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)		② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C)までの顯熱除去	: 156.5m <sup>3</sup>	(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)		③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m <sup>3</sup>	上記①～③の合計	: 249.3m <sup>3</sup>	④ 崩壊熱除去	: 320.7m <sup>3</sup>	
【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C																																
① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>																															
(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)																																
② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> Cまでの顯熱除去	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>																															
(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)																																
③ 蒸気発生器水位回復	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>																															
上記①～③の合計	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>																															
④ 崩壊熱除去	: <input type="text"/> m <sup>3</sup>																															
① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	: -11.6m <sup>3</sup>																															
(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)																																
② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C)までの顯熱除去	: 156.5m <sup>3</sup>																															
(1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顯熱)																																
③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m <sup>3</sup>																															
上記①～③の合計	: 249.3m <sup>3</sup>																															
④ 崩壊熱除去	: 320.7m <sup>3</sup>																															

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>時間までに、送水車で補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</span></p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>██████以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p><b>【設定根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消防要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: right;">██████ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	m <sup>3</sup> /個	██████以上(2,000)	最高 使用 圧 力	MPa	大気圧	最高 使用 温 度	℃	95	
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	m <sup>3</sup> /個	██████以上(2,000)												
最高 使用 圧 力	MPa	大気圧												
最高 使用 温 度	℃	95												

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により 炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器 再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の 著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の 炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学水槽制御系統により 炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により 炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器 再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする B-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して 炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により 炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器 再循環サンプルクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ 系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルクリーン閘塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学水槽制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、<span style="background-color: black; color: black;">[ ] m<sup>3</sup></span>以上とする。</p>	

[ ]枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [ ]<sup>3(注1)</sup> が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [ ]<sup>3(注1)</sup> が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、[ ]<sup>3/個</sup>とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [ ]<sup>m³/個</sup>を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	

[ ] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">杵開みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Nm<sup>3</sup>/個</td> <td>29以上 (7)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p>( ) 内は公称値を示す。</p> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備</li> </ul> <p>計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、以下の機能を有する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気清浄化系のダンパはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>系統構成は、窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）から格納容器サンブルラインの格納容器隔壁弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔壁弁を開操作できる設計とする。</p> <p>窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）の保有数は、A、B系列それぞれ5個、保守点検中にも使用可能であるため保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用としてそれぞれ1個保有し、合計12個を保管する。</p>	名 称		窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）	容 量	Nm <sup>3</sup> /個	29以上 (7)	最 高 使 用 圧 力	MPa	14.7	最 高 使 用 温 度	℃	40	<p style="text-align: center;">容-3(1/3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>ℓ/個</td> <td>46.7 以上 (46.7)</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td>1以上 (2 (予備))</td> </tr> </table> <p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>計測制御系統施設のうち制御用空気設備として使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、全交流動力電源又は常設直流電源系統が喪失した場合を想定した場合においても加圧器逃がし弁の機能を回復するために設置する。</p> <p>系統構成は、加圧器逃がし弁の機能回復として加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは加圧器逃がし弁に窒素を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却系を減圧できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第61条系統図」による。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベの保有数は、1セット1個 (A, B系列合わせて1個)、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せずに故障時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p> <p><b>1. 容量</b></p> <p>重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスボンベを使用する。このため、当該ボンベの容量は一般汎用型の窒素ガスボンベの標準容量46.7ℓ/個以上とする。</p> <p>代替制御用空気供給設備の加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベは、加圧器逃がし弁の開放及び開維持ができる容量を有する設計とする。</p> <p>なお、加圧器逃がし弁への空気供給ラインには、窒素がリークする箇所がないため連続加圧の必要はなく、1回の加圧作業で加圧器逃がし弁は、「開」状態を維持する。</p>	名 称		加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ	容 量	ℓ/個	46.7 以上 (46.7)	最 高 使 用 圧 力	MPa	14.7	最 高 使 用 温 度	℃	40	個 数	一	1以上 (2 (予備))	
名 称		窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）																											
容 量	Nm <sup>3</sup> /個	29以上 (7)																											
最 高 使 用 圧 力	MPa	14.7																											
最 高 使 用 温 度	℃	40																											
名 称		加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ																											
容 量	ℓ/個	46.7 以上 (46.7)																											
最 高 使 用 圧 力	MPa	14.7																											
最 高 使 用 温 度	℃	40																											
個 数	一	1以上 (2 (予備))																											

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>1. 容量 (29 Nm<sup>3</sup>/以上 (7Nm<sup>3</sup>/個)</p> <p>代替制御用空気供給設備の窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁の開放及び開維持</li> <li>・アニュラス空気浄化設備のダンバの開放及び開維持</li> <li>・格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁の開放及び開維持</li> </ul> <p>重大事故等時、窒素ボンベから制御用空気系統へ窒素を7日間供給が可能な設計とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定操作</th><th>開保持1回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h (事象発生から1時間) 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h (事象発生後1時間以降) IA-510A,B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・バッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンバ) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 アニュラス空気浄化設備ダンバを開放するための消費量</li> <li>・バッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量</li> <li>・制御用空気加圧消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量</li> </ul> <p>制御用空気消費総量 :</p> <p>ボンベ必要個数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h (事象発生から1時間) 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h (事象発生後1時間以降) IA-510A,B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・バッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンバ) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 アニュラス空気浄化設備ダンバを開放するための消費量</li> <li>・バッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量</li> <li>・制御用空気加圧消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量</li> </ul> <p>制御用空気消費総量 :</p> <p>ボンベ必要個数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</li> </ul>	<p style="text-align: center;">容-3 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定操作</th><th>開保持1回</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費量</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁2台分) : 約 [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・配管加圧消費量 : 約 [ ] Nm<sup>3</sup>/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量</li> <li>・窒素ガス消費総量 : [ ]</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>ボンベ必要個数</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</li> <li>・ボンベ容量 : 6.84Nm<sup>3</sup>/個<sup>(注1)</sup></li> <li>・制御弁動作圧力 (設計値) : 最大 [ ] Pa [ ] [abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ボンベ1個当たりの供給可能量は、 [ ]</li> </ul> <p>必要個数 : [ ]</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>以上より、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベの必要個数は約 [ ] 個となるため、設置個数は新 [ ] 個を上回る1個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ46.7L/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるボンベにて実績を有する充てん圧力である14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベを重大事故等時において使用する場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40°Cとする。</p> <p>[ ] 條件の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	想定操作	開保持1回	消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁2台分) : 約 [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・配管加圧消費量 : 約 [ ] Nm<sup>3</sup>/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量</li> <li>・窒素ガス消費総量 : [ ]</li> </ul>	ボンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</li> <li>・ボンベ容量 : 6.84Nm<sup>3</sup>/個<sup>(注1)</sup></li> <li>・制御弁動作圧力 (設計値) : 最大 [ ] Pa [ ] [abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ボンベ1個当たりの供給可能量は、 [ ]</li> </ul> <p>必要個数 : [ ]</p>	
想定操作	開保持1回											
消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h (事象発生から1時間) 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h (事象発生後1時間以降) IA-510A,B閉止後における供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・バッチ消費量(アニュラス空気浄化設備ダンバ) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 アニュラス空気浄化設備ダンバを開放するための消費量</li> <li>・バッチ消費量 (格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁) : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁を開閉するための消費量</li> <li>・制御用空気加圧消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/回 制御用空気系統を重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量</li> </ul> <p>制御用空気消費総量 :</p> <p>ボンベ必要個数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</li> </ul>											
想定操作	開保持1回											
消費量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続消費量 : [ ] Nm<sup>3</sup>/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量</li> <li>・バッチ消費量(加圧器逃がし弁2台分) : 約 [ ] Nm<sup>3</sup>/回 加圧器逃がし弁を全開にするための消費量</li> <li>・配管加圧消費量 : 約 [ ] Nm<sup>3</sup>/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量</li> <li>・窒素ガス消費総量 : [ ]</li> </ul>											
ボンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボンベ充てん圧力 : 14.801MPa[abs]</li> <li>・ボンベ容量 : 6.84Nm<sup>3</sup>/個<sup>(注1)</sup></li> <li>・制御弁動作圧力 (設計値) : 最大 [ ] Pa [ ] [abs] 窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ボンベ1個当たりの供給可能量は、 [ ]</li> </ul> <p>必要個数 : [ ]</p>											

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ポンベ容量 : 7Nm<sup>3</sup>/個      ・制御弁動作圧力 : [ ] MPa[abs]      (制御弁動作圧力に配管圧損等を考慮した圧力)      室素供給時は、制御弁動作圧力以上を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、  <math>7 \times [ ] - [ ] / 14.801 = [ ] \text{Nm}^3/\text{個}</math>      必要個数(1ヘッダ当たり) : [ ] + [ ] 個</p> <p>加圧器逃がし弁は、Aヘッダに1台、Bヘッダに1台接続されている。各ヘッダに室素ポンベラックを2台ずつ設置し、室素ポンベラック1台につき室素ポンベを3個収納しており、必要個数である[ ]を上回るため問題はない。</p> <p>2. 最高使用圧力 (14.7MPa)      ポンベの充てん圧力が14.7MPaであり、最高使用圧力を14.7MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 (40°C)      本ポンベは、原子炉周辺建屋内に設置するものであり、重大事故等時においても温度変化がわざかであることから、最高使用温度は、40°Cとする。なお、本ポンベは、高圧ガス保安法にて規定している一般高圧ガス保安規則に基づいている。</p>	<p>容-3(3/3)</p> <p>(注1) 加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ内の窒素量</p> $Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 \text{Nm}^3$ <p>Q : 窒素ポンベ内の窒素量 (Nm<sup>3</sup>)      V<sub>1</sub> : ポンベの容量 (m<sup>3</sup>) = 46.7 × 10<sup>-3</sup>      P : ポンベの充てん圧力 (MPa[abs]) = 14.7 + 0.101 = 14.801</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>名 称 可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）</p> <table border="1"> <tr> <td>個 数</td> <td>一</td> <td>1 (予備 1) (注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Wh</td> <td>780</td> </tr> </table> <p>(注1) 3号及び4号炉共用の予備</p> <p>【設 定 根 捩】</p> <p>重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために設置する。</p> <p>可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）は、常設直流電源系統が喪失した場合において、A及びB直流分電盤へ接続し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁を作動させるために必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）の保有数は、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に対し十分な容量を有したバッテリを1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 (780Wh)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）の容量は、常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して4時間給電出来る容量を基に設計する。これは、有効性評価における加圧器逃がし弁の弁開時間である。</p> <p>加圧器逃がし弁用電磁弁を作動させるために必要な可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）の容量は以下のとおり100Whとなる。</p>	個 数	一	1 (予備 1) (注1)	容 量	Wh	780	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容 量 Wh/個 780</p> <p>【設 定 根 捩】</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等時に使用する加圧器逃がし弁操作用バッテリは、以下の機能を有する。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、常設直流電源系統が喪失した場合において、ブレノイド分電盤トレンA1及びB1へ接続し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁を作動させるのに必要な電力を供給できる設計とする。</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリの保有数は、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に対し十分な容量を有したバッテリを1個、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>加圧器逃がし弁操作用バッテリを重大事故等時において使用する場合の容量は、常設直流電源系統が喪失した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために加圧器逃がし弁の開放に用いる電磁弁に対して5時間給電出来る容量を基に設計する。これは、有効性評価における加圧器逃がし弁の弁開時間である。</p> <p>加圧器逃がし弁用電磁弁を作動させるために必要な容量は、以下のとおり194Whとなる。</p> $\begin{aligned} Wh &= W \times h \times n \\ &= 19.4 \times 5 \times 2 \\ &= 194 \text{ (Wh)} \end{aligned}$	<p>容-4(1/2)</p>
個 数	一	1 (予備 1) (注1)						
容 量	Wh	780						

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>加圧器逃がし弁用電磁弁作動の負荷容量</p> $W\text{h} = W \times h \times n$ $= 12.5 \times 4 \times 2$ $= 100 \text{ (Wh)}$ <p>W h : 加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量 (Wh)      W : 加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力 (W) = 12.5      h : 加圧器逃がし弁用電磁弁作動時間 (h) = 4      n : 加圧器逃がし弁用電磁弁台数 (台) = 2</p> <p>以上より、加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量100Whに対し、可搬型バッテリ（加圧器逃がし弁用）の電源容量は、780Whであり十分な容量を有している。</p>	<p>容-4(2/2)</p> <p>W h : 加圧器逃がし弁用電磁弁の作動に必要な電源容量 (Wh)      W : 加圧器逃がし弁用電磁弁消費電力 (W) = 19.4      h : 加圧器逃がし弁用電磁弁作動時間 (h) = 5      n : 加圧器逃がし弁用電磁弁台数 (台) = 2</p> <p>以上より、加圧器逃がし弁操作用バッテリの容量は、194Whを上回る780Wh/個とする。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)</td> </tr> <tr> <td>压 缸 機</td> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>6.0 以上 (14.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>0.88 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>2.2 以上</td> </tr> </table> <p>( ) 内は公称値を示す。</p> <p><b>【設 定 根 据】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備</li> </ul> <p>計測制御系統施設のうち、制御用空気設備として使用する可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)は以下の機能を有する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から、加圧器逃がし弁に空気を供給し、空気作動弁である加圧器逃がし弁を作動させることで1次冷却材を減圧できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化系のダンバはディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)により開操作できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>系統構成は、窒素ポンベ(代替制御用空気供給用)及び可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)から格納容器サンプルラインの格納容器隔離弁に空気を供給し、空気作動弁である格納容器隔離弁を開操作できる設計とする。</p> <p>可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)の保有数は、A、B系統それぞれ1個、保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除外時のバックアップ用は考慮せず、故障時のバックアップ用として1個保有し、合計3個を保管する。</p>	名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)	压 缸 機	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	6.0 以上 (14.4)		吐 出 圧 力	MPa	0.88 以上		原 動 機 出 力	kW/個	2.2 以上		設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし
名 称		可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)															
压 缸 機	容 量	m <sup>3</sup> /h/個	6.0 以上 (14.4)														
	吐 出 圧 力	MPa	0.88 以上														
	原 動 機 出 力	kW/個	2.2 以上														

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 容量 (6.0m<sup>3</sup>/h/個以上 (14.4m<sup>3</sup>/h/個))</p> <p>可搬式空気圧縮機は、以下の機能を発揮できる容量を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加圧器逃がし弁の開放及び開維持</li> <li>・アニュラス空気浄化設備のダンバの開放及び開維持</li> <li>・格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁の開放及び開維持</li> </ul> <p>窒素ボンベ消費後に可搬式空気圧縮機を使用する際は、窒素ボンベの使用により制御用空気系統の圧力は保持されていることから、加圧器逃がし弁、アニュラス空気浄化設備ダンバ及び格納容器サンブルラインの格納容器隔離弁は全開状態であり、新たに全開状態にするためのバッチ消費量を考慮する必要はない。</p> <p>よって、連続消費量及びバッチ消費量の大きい加圧器逃がし弁が仮に閉となった場合においても開操作可能な容量を考慮すれば良く、必要な供給容量は6.0m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>なお、公称値としては、要求される容量以上で一般的な可搬型空気圧縮機の容量である14.4m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (0.88MPa以上)</p> <p>制御用空気系統への作動用空気供給圧力は□ MPaであり、吐出圧力として□ MPa以上とする。</p> <p>3. 原動機出力 (2.2kW/個以上)</p> <p>可搬式空気圧縮機は原動機とパッケージ化され、一般産業品として広く普及しているものであり、原動機出力に関しても製造メーカの設計基準に基づき設定されており、十分に実績があるものである。</p> <p>以上より、可搬式空気圧縮機の原動機出力は、2.2kW/個以上とする。</p>		

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

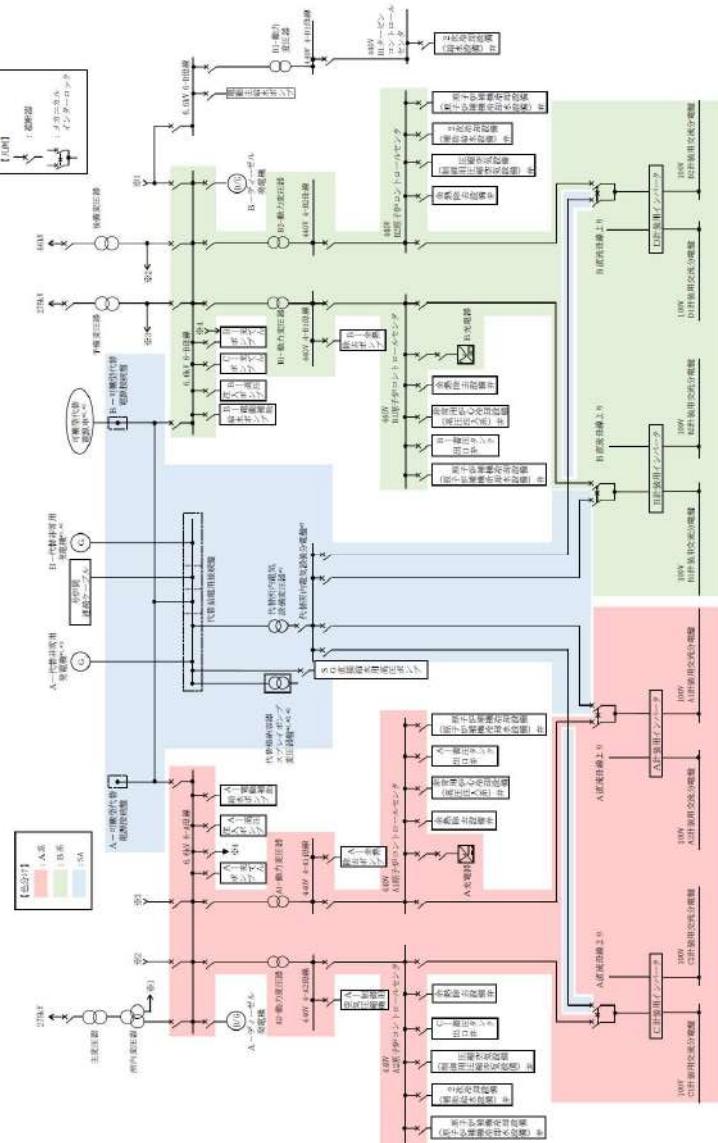
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		4 6 - 6 単線結線図

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>*1: 常設大容量交流電源設備の主要設備      *2: 可搬型代替交流電源設備の主要設備      *3: 仔細所内電気設備の主要設備</p>	<p>図 4.6-6-1 交流電源単線結線図</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図46-6-2 直流電源単線結線図</p> <p>*1：常設代替交流遮断機装置の主要設備 *2：可搬型代替交流遮断機装置の主要設備 *3：代用所内空気措置装置の主要設備 *4：所内空気蓄電式直流水素設備の主要設備</p>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

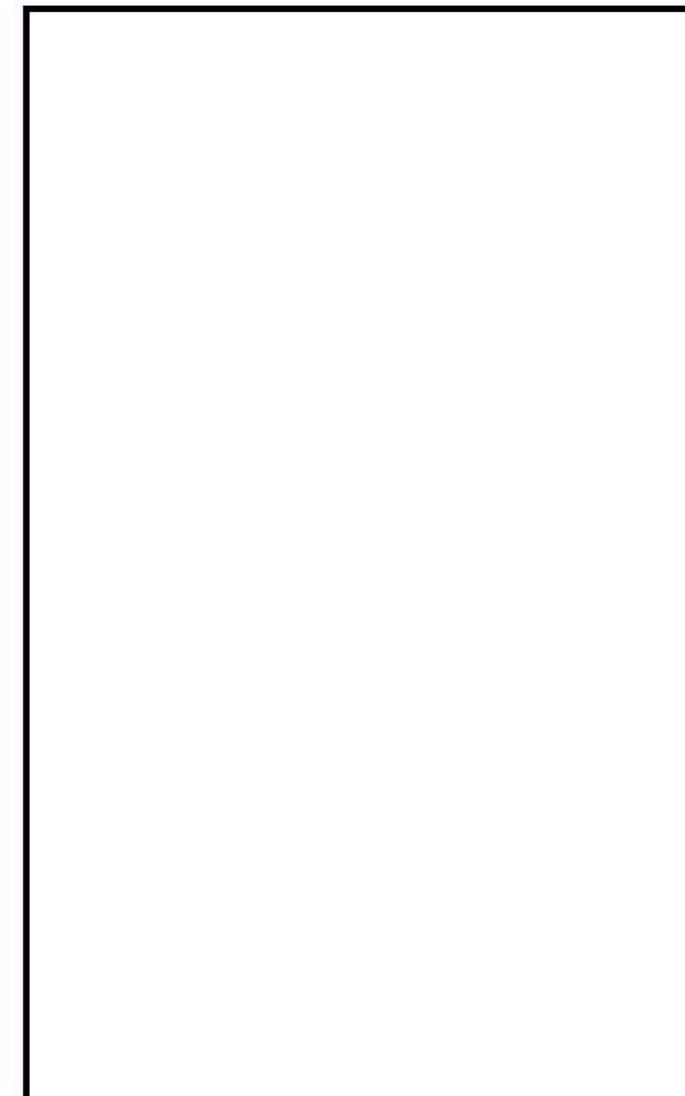
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		46-9 アクセスルート図

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

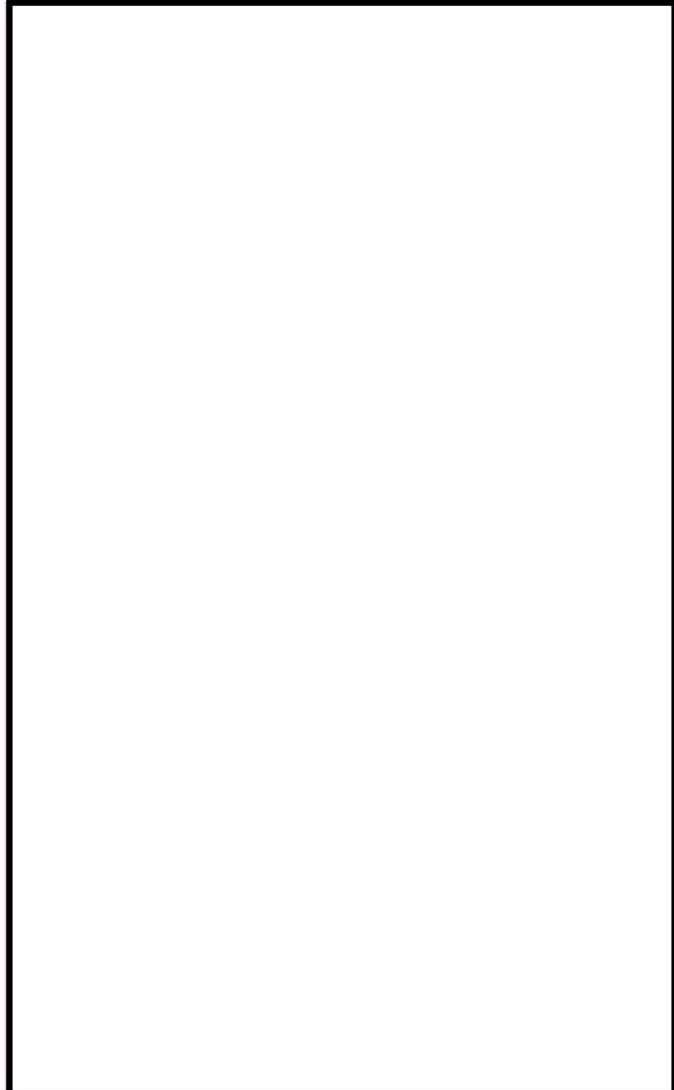
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3／4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>【女川の資料関係・・・右欄にて資料構成を示す】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既PWR審査において補足資料としていなかった左記の女川「補足資料46-13」は、有効性評価まとめ資料の添付資料3.2.2と同一内容であり、補足資料46-13においては、添付資料の内容に加えて、「格納容器スプレイを実施した場合の主蒸気逃がし安全弁の温度」とした別紙1を加えた内容である。</li> <li>添付資料3.2.2及び補足資料46-13は、MAAP解析により得られた原子炉圧力容器内温度とドライウェル内気相温度を包絡する評価温度にて、主蒸気逃がし安全弁の温度評価を実施している。</li> <li>女川の補足資料において、別紙1では、補足説明資料本体と同一の評価モデルを用い格納容器代替スプレイを行った場合の主蒸気逃がし安全弁の温度評価を実施し、格納容器スプレイを行うことによる主蒸気逃がし安全弁の構成部品の温度低減状況を確認している。</li> </ul>	<p>添付資料3.2.2 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>評価方法</li> <li>評価条件                     <ol style="list-style-type: none"> <li>温度条件</li> <li>評価モデル</li> </ol> </li> <li>評価結果</li> <li>本体部の温度上昇による影響</li> </ol> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">女川 有効性評価3.2の添付資料3.2.2の文書構成</p>	<p>補足資料46-13 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>評価方法</li> <li>評価条件                     <ol style="list-style-type: none"> <li>温度条件</li> <li>評価モデル</li> </ol> </li> <li>評価結果</li> <li>本体部の温度上昇による影響</li> </ol> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">別紙1 格納容器スプレイを実施した場合の主蒸気逃がし安全弁の温度</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">女川 SA設備46条の補足資料46-13の文書構成</p>	<p>資料構成の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川SA設備46条の補足説明資料（46-13）は、左記【女川の資料関係】のとおり、有効性評価の添付資料と同内容をSA設備の補足資料としている。</li> <li>既PWR審査において、女川の補足資料46-13に相当する補足資料添付していないが、左記【PWRの資料関係】のとおり、女川の有効性評価の添付資料と同様、原子炉容器気相部の過温状態による減圧設備（加圧器逃がし弁）への影響について、PWR有効性評価においても添付資料としている。</li> </ul>
<p>3.1.2. 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 添付資料3.1.2.2 「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」における原子炉冷却材圧力バウンダリから現実的な漏えいを想定した場合の事象進展について</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>(1) 上部ブレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について (2) 加圧器逃がし弁を用いた1次系強制減圧への影響について a. 流路閉塞に対する影響考察 b. フェイルクロースに対する影響考察 (a) 加圧器逃がし弁 (b) その他付属品 i) 電磁弁、エアフィルタ ii) ケーブル</p>	<p>7.2.1. 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） 添付資料7.2.1.2.2 「全交流動力電源喪失+補助給水失敗」における原子炉冷却材圧力バウンダリから現実的な漏えいを想定した場合の事象進展について</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>(1) 上部ブレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について (2) 加圧器逃がし弁を用いた1次系強制減圧への影響について a. 流路閉塞に対する影響考察 b. フェイルクロースに対する影響考察 (a) 加圧器逃がし弁 (b) その他付属品 i) 電磁弁、エアフィルタ ii) ケーブル</p>	<p>【PWRの資料関係・・・左欄にて資料構成を示す】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の女川添付資料及び補足資料は、高圧溶融物放出／格納容器霧囲気直接加熱を防止するため強制減圧に使用する設備（主蒸気逃がし安全弁）に対して過温状態における機能維持を説明しており、PWRまとめ資料においては同様に、有効性評価（格納容器過温破損）の添付資料7.2.1.2.2にて、MAAP解析によって得られた原子炉容器上部ブレナム気相温度を用いて1次系強制減圧時の加圧器逃がし弁本体部の流体温度を設定し、流体による加圧器逃がし弁各部の温度評価を行っている。</li> <li>添付資料7.2.1.2.2の評価結果にて、加圧器逃がし弁の作動に必要な構成部位「加圧器逃がし弁の駆動部（ダイヤフラム）、駆動空気を供給する電磁弁・エアフィルタ、ケーブル」については、各部の健全性確認温度に対し、10°C以上の余裕を有している。</li> <li>女川の補足資料では、格納容器スプレイによる冷却効果を考慮する別紙を付しているが、泊の評価結果では10°C以上の余裕を有しており、格納容器スプレイ作動による加圧器逃がし弁各部の温度低下が期待できるが更なる余裕の確認は不要と判断する。</li> </ul>	<p>・該当する泊の有効性評価「添付資料7.2.1.2.2」については、大飯3/4号炉との比較表を作成し、先行PWRの審査実績を踏まえた記載内容としている。          ・BR審査実績を踏まえ、泊の有効性評価の添付資料7.2.1.2.2と同内容をSA設備46条における女川の補足資料46-13に相当する補足資料46-10として新たに作成する。</p> <p>次頁以降にて、有効性評価の添付資料7.2.1.2.2の比較表（左列 中熱）を記載し、中列の添付資料の記載と同じ補足資料の記載であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3／4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span></p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000°C以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部ブレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について 全交流電源喪失＋補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部ブレナム気相温度の推移を別図1に示す。 1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000°C程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について 加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察 加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。 このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。 別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	<p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span></p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000°C以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部ブレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について 全交流電源喪失＋補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部ブレナム気相温度の推移を別図1に示す。 1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000°C程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について 加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察 加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。 このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。 別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	<p style="text-align: center;">46-10 1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について</p> <p>加圧器逃がし弁に1,000°C以上の高温蒸気が流入する場合の影響について、下記の通り整理する。</p> <p>(1) 上部ブレナム気相温度および加圧器逃がし弁の温度について 全交流電源喪失＋補助給水失敗シーケンスにおける原子炉容器上部ブレナム気相温度の推移を別図1に示す。 1次冷却系強制減圧操作実施中は、原子炉容器内の高温蒸気が加圧器へ流入し、加圧器逃がし弁を経由して原子炉格納容器へ放出されるが、この期間中は加圧器逃がし弁の耐圧部材が加熱され1,000°C程度まで上昇すると考えられる。</p> <p>(2) 加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系強制減圧への影響について 加圧器逃がし弁へ高温蒸気が流入した場合、弁の流路閉塞またはフェイルクローズによる閉止の二つの懸念が考えられるため、それらの影響に対する考察を行った。</p> <p>a. 流路閉塞に対する影響考察 加圧器逃がし弁に高温蒸気が流入した場合には、高温条件下において部材の引っ張り強さが低下するため、1次冷却材圧力により発生する応力により部材が変形等することによる流路閉塞の可能性がある。また、部材の温度が融点を超えるような場合にも、弁の形状を維持することができず、流路閉塞の可能性がある。 このため、加圧器逃がし弁の高温時の材料特性および発生応力に対する検討を行った。結果を別表1に示す。 別表1より、耐圧部材は高温でクリープ変形等が生じる可能性はあるが、弁の駆動部材である弁棒に発生する応力</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3／4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察 加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。この部分が熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素が漏えいすることにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、概略の伝熱評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140°Cにとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150°C）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。なお、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300°Cの耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察 加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。また、加圧器逃がし弁には作動に影響する付属品として電磁弁、エアフィルタ及びケーブルが設置されている。これらが熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素の供給不良や漏えいなどにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、以下のとおり影響評価を行った結果、加圧器逃がし弁のフェイルクローズの観点で問題ないと考える。また、原子炉容器破損が生じることで熱源の多くは原子炉容器外に流出し、加圧器構造材表面温度は低下傾向となると考えられることから、加圧器逃がし弁の開機能は維持可能と考えられる。</p> <p>(a) 加圧器逃がし弁 概略の温度評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>弁棒は、フレーム下部と比べ熱伝導率が小さく、熱伝導しにくい形状（断面積に対する周長の比が大きい）ことから、別図2に示すようにフレーム下部に比べ、弁棒の温度が低い値となっている。</p> <p>また、別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140°Cにとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150°C）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。さらに、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300°Cの耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>は、材料の引張強さよりも小さく、かつ材料の融点以下であるため、加圧器逃がし弁の流路閉塞の観点で問題はないと考える。</p> <p>b. フェイルクローズに対する影響考察 加圧器逃がし弁はフェイルクローズ構造であり、その駆動部にはダイヤフラム（EPDM）が使用されている。また、加圧器逃がし弁には作動に影響する付属品として電磁弁、エアフィルタ及びケーブルが設置されている。これらが熱により損傷した場合には、制御用空気または窒素の供給不良や漏えいなどにより閉止する可能性がある。</p> <p>このため、以下のとおり影響評価を行った結果、加圧器逃がし弁のフェイルクローズの観点で問題ないと考える。また、原子炉容器破損が生じることで熱源の多くは原子炉容器外に流出し、加圧器構造材表面温度は低下傾向となると考えられることから、加圧器逃がし弁の開機能は維持可能と考えられる。</p> <p>(a) 加圧器逃がし弁 概略の温度評価による影響確認を行った。評価結果および評価モデルの概念図を別図2に示す。</p> <p>弁棒は、フレーム下部と比べ熱伝導率が小さく、熱伝導しにくい形状（断面積に対する周長の比が大きい）ことから、別図2に示すようにフレーム下部に比べ、弁棒の温度が低い値となっている。</p> <p>また、別図2より、駆動部は高温蒸気が直接接触する耐圧部材から約700mm離れており、かつ途中の構造材も熱伝導しにくい構造となっていることにより、駆動部の温度は約130～140°Cにとどまる結果となった。この温度はLOCA設計仕様であるダイヤフラムの試験検証温度（約150°C）よりも低い温度であるため、熱影響によりフェイルクローズに至ることは無いと考えられる。さらに、過去の試験においてゴムシート（EPDM）を組み込んだバタフライ弁が300°Cの耐環境性試験において漏えいしないことが報告されており、実力上は更に余裕があると考えられる。</p>	<p>以下、有効性評価添付資料（大飯一泊）における相違理由の記述</p> <p>記載方針の相違（玄海と同様）</p> <p>記載方針の相違 ・加圧器逃がし弁の付属品に対しても影響評価を実施（玄海と同様）</p> <p>記載方針の相違 ・加圧器逃がし弁の付属品に対しても影響評価を実施（玄海と同様）</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

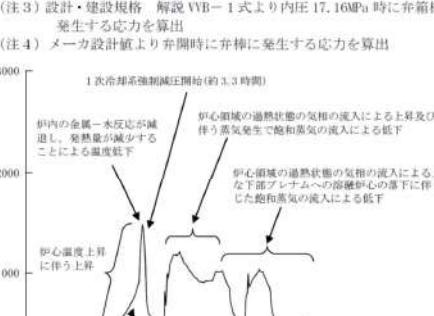
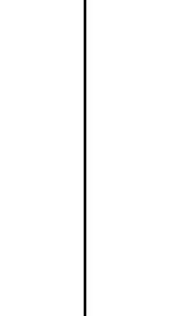
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3／4号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
<p>【参考のため玄海3／4号炉の記載を掲載】</p> <p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にプラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170°C程度である。</p> <p>電磁弁は、別紙4に示すとおり、最高温度約200°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、別紙5に示す通り、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁が最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にプラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170°C程度である。</p> <p>ケーブルは、別紙6に示すとおり、最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にプラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170°C程度である。</p> <p>電磁弁は、最高温度約200°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁にて最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にプラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170°Cである。</p> <p>ケーブルは、最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>(b) その他の付属品</p> <p>加圧器逃がし弁の作動に影響する付属品として、別図3に示すように電磁弁、エアフィルタ及びケーブルがあるが、以下のとおり、これら付属品が熱影響により機能喪失することはない。なお、加圧器逃がし弁の付属品として、リミットスイッチもあるが、リミットスイッチは弁の開閉表示を示すための付属品であり、作動に影響するものではないが、最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>i) 電磁弁、エアフィルタ</p> <p>電磁弁、エアフィルタは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にプラケットを介して設置されているが、この取付け位置のフレーム部温度は、別図2より約170°C程度である。</p> <p>電磁弁は、最高温度約200°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>エアフィルタについては、同じフィルタ及びシール材を使用したフィルタ付き減圧弁にて最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってこれら付属品が熱影響により機能喪失することはない。</p> <p>ii) ケーブル</p> <p>ケーブルは、熱源からの距離が約500mmのフレーム部にプラケットを介して設置されている電磁弁に接続されており、ケーブル温度を安全側に電磁弁の取付け位置のフレーム部温度とすると、別図2より約170°Cである。</p> <p>ケーブルは、最高温度約190°Cの試験温度で健全性を確認している。</p> <p>よってケーブルが熱影響により機能喪失することはない。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	

泊發電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

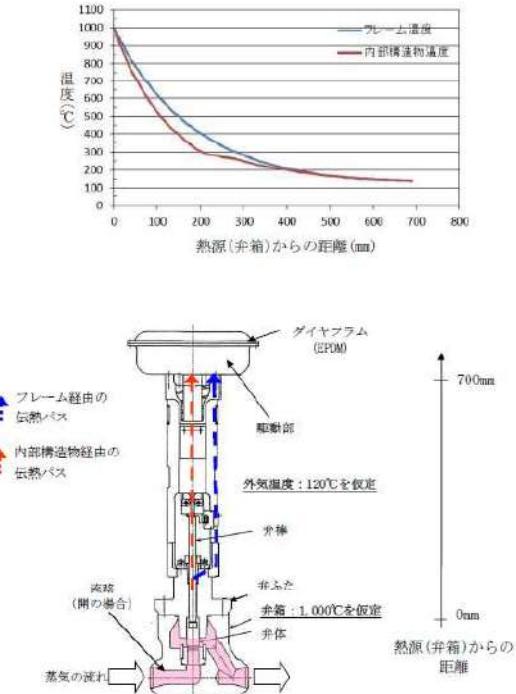
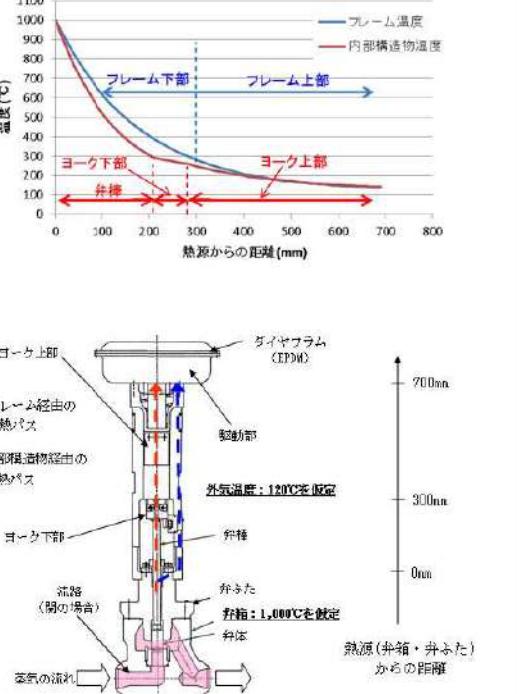
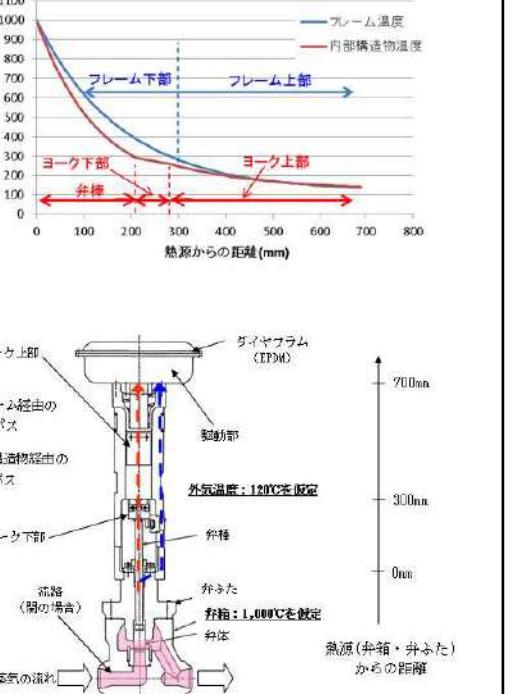
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10、「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

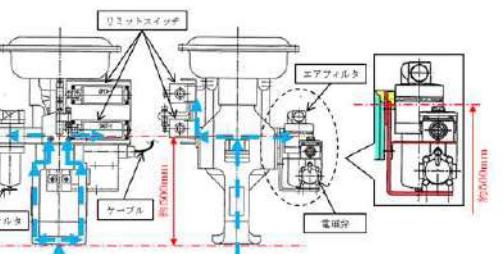
大飯発電所3／4号炉（有効性評価添付資料）				泊発電所3号炉（有効性評価添付資料）				泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）				相違理由																																																																																																																																																																																			
部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)					部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)					部位	材料	材料特性		発生応力 (MPa)					相違理由																																																																																																																																																																				
		引張強さ (MPa)	内部流体温度 1,000°C時 (最高温度)		融点 (°C)							引張強さ (MPa)	内部流体温度 1,000°C時 (最高温度)	融点 (°C)								引張強さ (MPa)	内部流体温度 1,000°C時 (最高温度)	融点 (°C)																																																																																																																																																																							
耐圧部材	弁箱	SUSF316相当 (SA182F316)	約50 <sup>(注1)</sup>	約1,400	40 <sup>(注3)</sup>					耐圧部材	SUSF316	約50 <sup>(注1)</sup>	約1,400	40 <sup>(注3)</sup>					耐圧部材	SUSF316	約50 <sup>(注1)</sup>	約1,400	40 <sup>(注3)</sup>					相違理由																																																																																																																																																																			
	弁ふた	SUSF316	約50 <sup>(注1)</sup>	約1,400	40 <sup>(注3)</sup>						SUSF316	約50 <sup>(注1)</sup>	約1,400	40 <sup>(注3)</sup>						SUSF316	約50 <sup>(注1)</sup>	約1,400	40 <sup>(注3)</sup>																																																																																																																																																																								
	弁体	SUS316L	約158 <sup>(注2)</sup>	約1,400	—						SUS316L	約158 <sup>(注2)</sup>	約1,400	—						SUS316L	約158 <sup>(注2)</sup>	約1,400	—																																																																																																																																																																								
駆動部材	弁棒	SUS630	約130 <sup>(注1)</sup>	約1,400	50 <sup>(注4)</sup>					駆動部材	SUS630	約130 <sup>(注1)</sup>	約1,400	50 <sup>(注4)</sup>					駆動部材	SUS630	約130 <sup>(注1)</sup>	約1,400	50 <sup>(注4)</sup>																																																																																																																																																																								
(注1) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook				(注2) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook				(注3) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook				(注4) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook				(注1) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook				(注2) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook				(注3) 出典 : Aerospace Structural Metals Handbook																																																																																																																																																																							
温度は1,000°Cのデータがないため約800°Cの値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000°C時のデータは不要。				温度は1,000°Cのデータがないため約800°Cの値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000°C時のデータは不要。				温度は1,000°Cのデータがないため約800°Cの値とする。なお、SUS316Lは弁体の材料であり、開放状態時には応力は発生せず、1,000°C時のデータは不要。				(注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注4) メーカ設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出				(注1) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注2) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出																																																																																																																																																																			
(注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注4) メーカ設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出				(注1) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注2) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注4) メーカ設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出				(注1) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注2) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注3) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注4) メーカ設計値より弁開時に弁棒に発生する応力を算出				(注1) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出				(注2) 設計・建設規格 解説 VVB-1式より内圧17.16MPa時に弁箱材料に発生する応力を算出																																																																																																																																																			
																																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

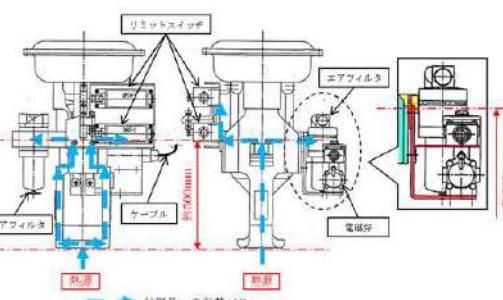
### 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備（補足資料 46-10 「1次冷却系強制減圧における高温蒸気の加圧器逃がし弁への影響について」）

大飯発電所3／4号炉（有効評価添付資料）	泊発電所3号炉（有効評価添付資料）	泊発電所3号炉（SA設備46条 補足資料）	相違理由
 <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	 <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	 <p>別図2 温度評価結果及び評価モデルの概念図</p>	



別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について



別図3 加圧器逃がし弁周りの付属品について

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
46・8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動	4 6 - 1 2 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

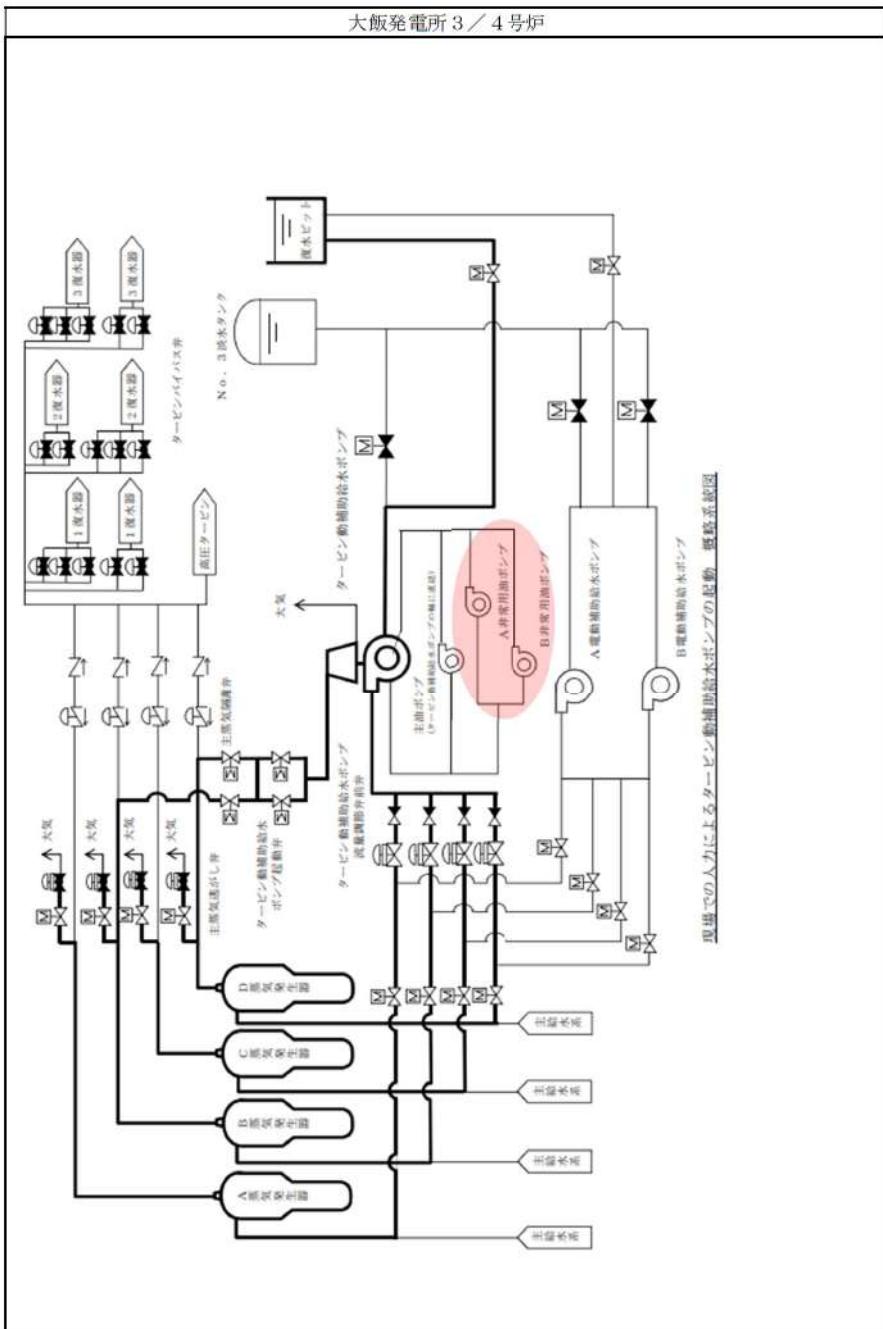
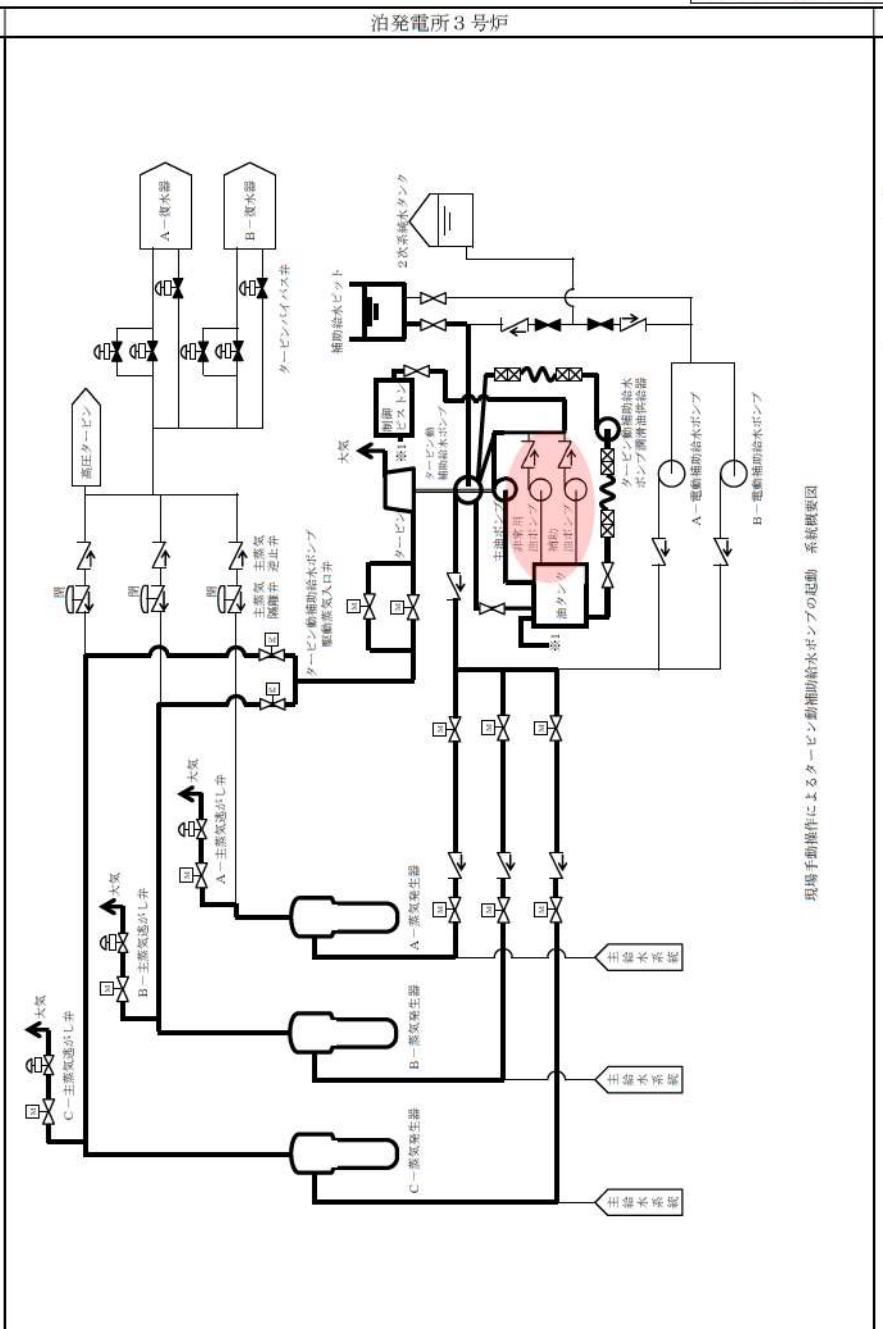
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の<b>非常用油ポンプ</b>が自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動の<b>タービン動補助給水ポンプ起動弁</b>及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、<b>非常用油ポンプ</b>による制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて<b>手動油ポンプ</b>及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて<b>タービン動補助給水ポンプ起動用工具</b>を用いて、<b>起動制御ピストン</b>を押し上げて、<b>蒸気加減弁レバー</b>を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。<b>その後</b>、手動操作にて<b>タービン動補助給水ポンプ起動弁</b>を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な<b>機関</b>の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の<b>補助油ポンプ</b>が自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動の<b>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</b>及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、<b>補助油ポンプ</b>による制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて<b>潤滑油供給器</b>及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて<b>起動速度制御ピストン引上げ治具</b>を用いて、<b>起動速度制御ピストン</b>を押し上げて、<b>起動レバー</b>を取り付けた<b>油圧増幅器出力軸</b>を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。<b>あわせて</b>、手動操作にて<b>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</b>を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な<b>期間</b>の運転継続が可能である。</p>	<p>設備構成の相違          ・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。          ・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。</p> <p>記載方針の相違          ・後掲する起动手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。</p> <p>編集識別の注記（全ページ）          ・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。          ・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マークとなることから、黄色マークでの変更箇所の識別は行っておりません。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

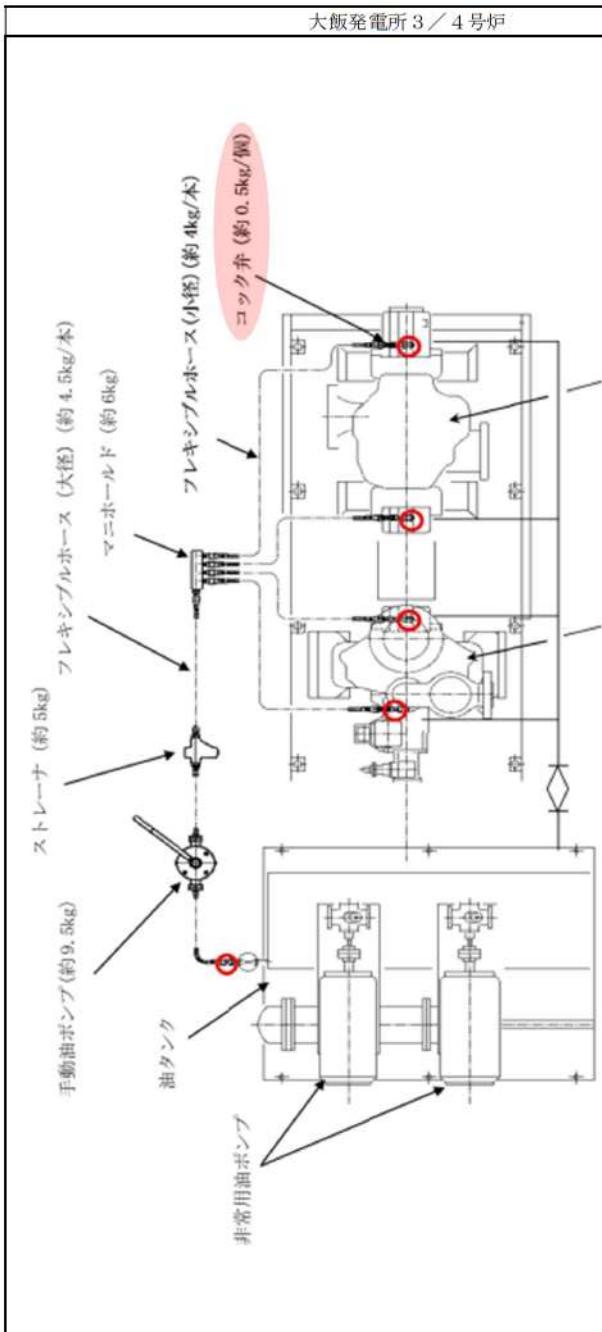
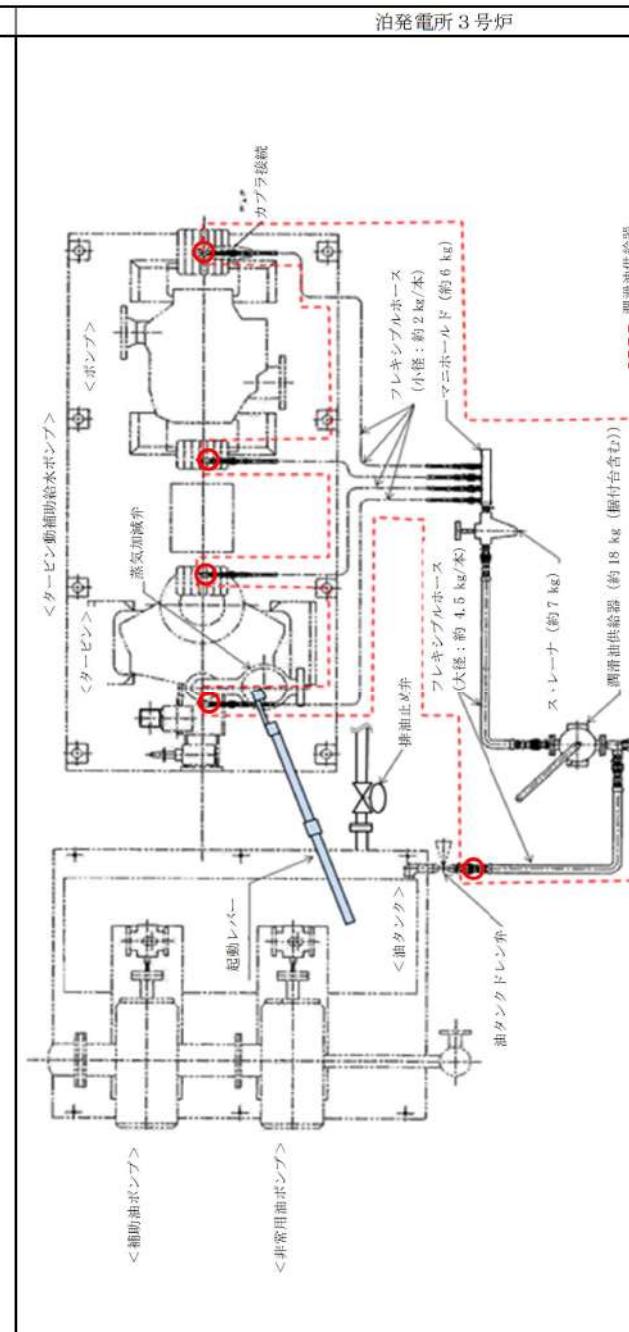
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>現場での入力によるタービン動輪給水ポンプの起動 概略系統図</p>	 <p>現場手動作によるタービン動輪給水ポンプの起動 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制御油及び軸受油供給ポンプについて、大飯は非常用油ポンプを2台設置、泊は補助油ポンプ1台及び非常用油ポンプ1台を設置している。</li> <li>泊の補助油ポンプは潤滑油供給圧を維持するよう起動信号を受け起動し、非常用油ポンプは潤滑油圧低下を検知し自動起動する設計とし、ポンプ名称を変えているが、タービン動輪給水ポンプの起動及び運転継続に必要な制御油及び軸受油を供給する機能は同じである。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>手動油ポンプ（約9.5kg） ストレーナ（約5kg） フレキシブルホース（大径）（約4.5kg/本） マニホールド（約6kg） コック弁（約0.5kg/個） タービン ポンプ 非常用油ポンプ 油タンク フレキシブルホース（小径）（約4kg/本） マニホールド（約6kg）</p> <p>主動油ポンプによる軸受油供給 概要系統</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>調滑油供給器（約18kg（据付台含む）） スリーナ（約7kg） 油タンクドレン弁 &lt;油タンク&gt; &lt;非常用油ポンプ&gt; &lt;補助油ポンプ&gt; &lt;タービン&gt; &lt;ボンブ&gt; 蒸気加減弁 カプラ接続 フレキシブルホース（小径：約2kg/本） マニホールド（約6kg） 油止止弁 フレキシブルホース（大径：約4.5kg/本） スリーナ（約7kg） 調滑油供給器及びホース</p> <p>潤滑油供給器による軸受油供給 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称に相違はあるが、作動油及び軸受油を貯留する油タンクとポンプ軸受をホース・供給ポンプ等にて接続し、手動で軸受油を供給する操作方法は同一である。</li> <li>・各部品の重量の相違は、末端カプラの有無、ホース長の差異、使用時の据付台の有無等によるものであり、使用している設備仕様は同一である。</li> <li>・相違する設備として、大飯は軸受部に接続するホース端にコック弁を設置し、コック弁を介して可搬ホースと軸受部を接続する構成としているが、泊はホースと軸受との接続部にコック弁を設けず、カプラ接続のみとしている。カプラは、接続の切離しにより、オス・メスのカプラ両端は自動閉止機能を有しているため、コック弁がなくとも操作性に相違はない。</li> </ul>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

#### 第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>ガバナ部 詳細図</b></p> <p>A: 起動レバーによりガバナレバーを押し下げる。B: ジャッキによりリフタ上げ治具を用いて起動速度制御ピストンが開閉方向に動きます。</p> <p><b>操作手順</b></p> <p>A: 入力によるポンプ起動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ポンプ及びビーピング栓が前に施されていることを確認し、封緘を解除する。</li> <li>②起動用工具（ジャッキ）を用いて機械レバー及びポンプ起動制御ピストンを押し上げる。起動工具（速動レバー）を引いてセカンドレバーを下げるにより、蒸気加減弁を開けたることで蒸気供給が完了し、ポンプが起動する。</li> <li>③ポンプの起動により、ポンプ直噴水が流れ、ガバナ部の排水ゲートが開放され、ガバナ部の排水機能が可能となること及び輸送の結果が開始されることによりポンプによる給水への給水が下り切となる。</li> <li>④ガバナ系統の負圧の確認の後にアリ、起動速度制御ピストンがポンプに接続され、ジャッキによるポンプ起動がなくなる。</li> <li>また、アクチュエータと起動用ピストンで蒸気減圧室の運転調整が行なわれることで、蒸気量のコントロールがされておりこれが動作は実験される。</li> </ul> <p>B: 起動レバーを取付けた油圧油箱出力栓を押し下げるにより蒸気加減弁を操作開度を調節します。</p> <p><b>操作手順</b></p> <p>A: 起動レバー (約10 kg) 押し下げる</p> <p>B: ジャッキによりリフタ上げ治具レバーを押し上げることによりポンプ起動用ピストンが操作方向に動きます。</p> <p><b>操作手順</b></p> <p>M: リフタ</p> <p><b>ガバナ部 詳細図</b></p>	<p><b>泊発電所3号炉</b></p> <p>A: 起動レバーを取付けた油圧油箱出力栓を押し下げるにより蒸気加減弁を操作開度を調節します。</p> <p><b>操作手順</b></p> <p>A: 起動レバー (約10 kg) 押し下げる</p> <p>B: ジャッキによりリフタ上げ治具レバーを押し上げることによりポンプ起動用ピストンが操作方向に動きます。</p> <p><b>操作手順</b></p> <p>M: リフタ</p> <p><b>ガバナ部 詳細図</b></p> <p><b>相違理由</b></p> <p><b>設備構成の相違</b></p> <p>以下の構成部品の相違はあるが、作動油によりガバナ制御する機構は同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯はポンプ本体吐出圧を一定とするよう調整する「定吐出圧制御ピストン」で蒸気加減弁開度を制御する設計としており、泊はポンプ回転数を一定とするよう調整する「速度制御ガバナ」で蒸気加減弁開度を制御する設計としている。</li> <li>・いずれの制御方式においても、ポンプ負荷に応じて蒸気加減弁開度を調整する機構は同じであり、ポンプ本体の起動後には使用しない機構である。</li> <li>・なお、大飯で「起動用ネジ」として図示している構成部品は、泊では速度制御ガバナの下部に位置している構成部品と同じであり、試運転時等に使用するのみでポンプ本体が起動した後には使用しない機械である。</li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

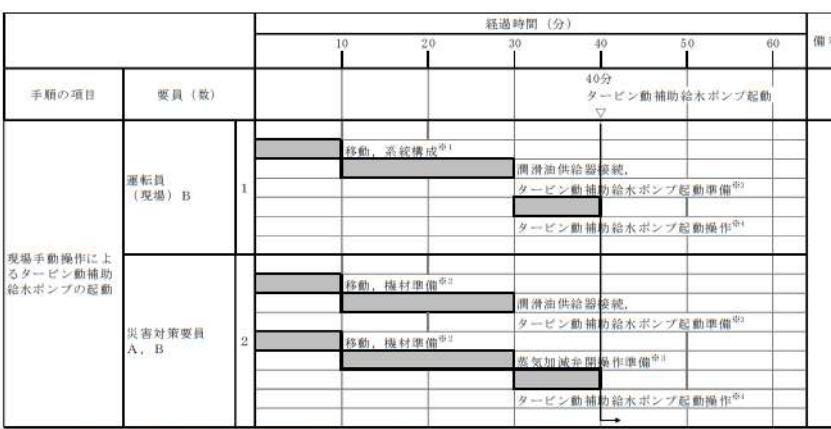
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(手順②) 潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。</li> <li>(手順④) 手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。</li> </ul> </li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由														
<p>3. タイムチャート</p>  <p>経過時間 (分)</p> <table border="1"> <tr><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>80</td><td>90</td></tr> </table> <p>手順の項目 要員 (数)</p> <p>手順の説明 (例)：タービン動脈助給水ポンプ (現場手動操作) 及びタービン動脈助給水ポンプ起動 (現場手動操作) によるタービン動脈助給水ポンプの起動開始</p> <p>約45分 △</p> <p>タービン動脈助給水ポンプ (現場手動操作) 及びタービン動脈助給水ポンプ起動 (現場手動操作) によるタービン動脈助給水ポンプの起動開始</p> <p>運転員等 (現場)</p> <p>タービン動脈助給水ポンプ (現場手動操作) 及びタービン動脈助給水ポンプ起動 (現場手動操作) によるタービン動脈助給水ポンプの機能回復</p> <p>※ 現場移動時間には防護器具着用時間も含む。</p>		10	20	30	40	50	60	70	80	90	<p>3. タイムチャート</p>  <p>経過時間 (分)</p> <table border="1"> <tr><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>40</td><td>50</td><td>60</td></tr> </table> <p>手順の項目 要員 (数)</p> <p>手順の説明 (例)：40分 タービン動脈助給水ポンプ起動 ▽</p> <p>運転員 (現場) B</p> <p>移動、系統構成<sup>※1</sup></p> <p>潤滑油供給器接続、タービン動脈助給水ポンプ起動準備<sup>※2</sup></p> <p>タービン動脈助給水ポンプ起動操作<sup>※3</sup></p> <p>災害対策要員 A, B</p> <p>移動、機材準備<sup>※2</sup></p> <p>潤滑油供給器接続、タービン動脈助給水ポンプ起動準備<sup>※2</sup></p> <p>移動、機材準備<sup>※2</sup></p> <p>蒸気加減弁開操作準備<sup>※3</sup></p> <p>タービン動脈助給水ポンプ起動操作<sup>※4</sup></p> <p>※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間      ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間      ※3：潤滑油供給器接続、蒸気加減弁開操作準備及びタービン動脈助給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間      ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>		10	20	30	40	50	60
10	20	30	40	50	60	70	80	90										
10	20	30	40	50	60													